

平成30年第3回小笠原村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2



第 1 号 （9月11日）

○議事日程	3
○出席議員	5
○欠席議員	5
○出席説明員	5
○欠席説明員	5
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議	6
○会議時間の延長	6
○会議録署名議員の指名	6
○諸般の報告	6
○会期の決定	7
○一般質問	7
清水良一君	8
鯉江満君	20
一木重夫君	28
安藤重行君	38
稲垣勇君	51
○散会	54



第 2 号 （9月12日）

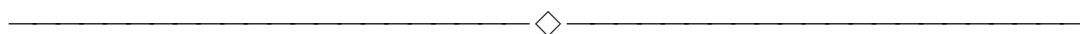
○議事日程	5 5
○出席議員	5 7
○欠席議員	5 7
○出席説明員	5 7
○欠席説明員	5 7
○事務局職員出席者	5 7
○開 議	5 8
○会議時間の延長	5 8
○報告第 9 号の上程、説明、質疑	5 8
○報告第 1 0 号の上程、説明、質疑	6 2
○議案第 3 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 4
○議案第 3 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 6
○議案第 3 9 号から議案第 4 3 号までの上程、説明、質疑、討論、採決	7 2
○議案第 4 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 1
○認定第 1 号から認定第 9 号までの上程、説明、委員会付託	8 4
○決算特別委員会報告	8 8
○同意第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 8
○発議第 2 号の上程、説明、採決	9 2
○散 会	9 2



第 3 号 （9月21日）

○議事日程	9 3
○出席議員	9 4
○欠席議員	9 4
○出席説明員	9 4
○欠席説明員	9 4
○事務局職員出席者	9 4
○開 議	9 5

○会議時間の延長	9 5
○諸般の報告	9 5
○認定第 1 号から認定第 9 号までの委員長報告、質疑、討論、採決	9 5
○閉会中の継続調査の申し出	9 7
○閉議及び閉会	9 7
○署名議員	9 9



小笠原村告示第10号

平成30年第3回小笠原村議会定例会を下記のとおり招集する。

平成30年8月27日

小笠原村長 森 下 一 男

記

1、期 日 平成30年9月11日

2、場 所 小笠原村議会議事堂

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（7名）

1 番	清 水 良 一 君	2 番	安 藤 重 行 君
3 番	一 木 重 夫 君	4 番	鯨 江 満 君
5 番	杉 田 一 男 君	6 番	稲 垣 勇 君
8 番	池 田 望 君		

不応招議員（なし）

平成30年第3回小笠原村議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成30年9月11日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 報告第 9 号 出資法人の経営状況について
- 第 2 報告第10号 平成29年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 3 議案第37号 小笠原村村税条例の一部を改正する条例（案）
- 第 4 議案第38号 平成30年度小笠原村一般会計補正予算（第3号）（案）
- 第 5 議案第39号 平成30年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）
- 第 6 議案第40号 平成30年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）
- 第 7 議案第41号 平成30年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）（案）
- 第 8 議案第42号 平成30年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）
- 第 9 議案第43号 平成30年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）
- 第10 議案第44号 財産の取得（生ごみ処理槽）について（案）
- 第11 認定第 1号 平成29年度小笠原村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認定第 2号 平成29年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 認定第 3号 平成29年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 認定第 4号 平成29年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第 5号 平成29年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第 6号 平成29年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第 17 認定第 7 号 平成 29 年度小笠原村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 18 認定第 8 号 平成 29 年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 19 認定第 9 号 平成 29 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 20 同意第 4 号 小笠原村教育委員会教育長の任命の同意
- 第 21 発議第 2 号 議員の派遣について（案）

出席議員（7名）

1 番	清 水 良 一 君	2 番	安 藤 重 行 君
3 番	一 木 重 夫 君	4 番	鯉 江 満 君
5 番	杉 田 一 男 君	6 番	稲 垣 勇 君
8 番	池 田 望 君		

欠席議員（なし）

出席説明員

村 長	森 下 一 男 君	副 村 長	渋谷 正 昭 君
教 育 長	松 本 隆 君	総 務 課 長	セーボレー 孝 君
総務課副参事	杉 本 重 治 君	総 務 課 企画政策室長	樋 口 博 君
財 政 課 長	江 尻 康 弘 君	村 民 課 長	村 井 達 人 君
医 療 課 長	佐々木 英 樹 君	産業観光課長	牛 島 康 博 君
環 境 課 長	岡 島 一 徳 君	建設水道課長	繁 藝 則 仁 君
建設水道課 副 参 事	岩 本 弘 幸 君	母 島 支 所 長	湯 村 義 夫 君
教 育 課 長	持 田 憲 一 君		

欠席説明員（なし）

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 津 源 君	書 記	萩 原 佳 代 君
---------	---------	-----	-----------

◎開会及び開議の宣告

○議長（池田 望君） ただいまから平成30年第3回小笠原村議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時）

◎会議時間の延長

○議長（池田 望君） この際、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（池田 望君） まず、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番、杉田一男君、6番、稲垣 勇君を指名します。

◎諸般の報告

○議長（池田 望君） 次に、事務局長から諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（大津 源君） ご報告いたします。

村長から、平成30年8月27日付、小笠原村告示第10号をもって、本定例会の招集通知があり、8月28日付で議案8件、報告1件、同意1件、9月10日付で報告1件、認定9件の送付がありました。

次に、村長から8月28日付で、教育長から8月29日付で、議会説明員出席者の通知がありました。

次に、議長、池田 望君の出張等についてご報告します。

6月28日、小笠原諸島返還50周年記念式典に来賓として来島された東京都町村議会議長会一行15名の海上視察に同行し、案内しました。

6月29日、東京都町村議会議長会の父島島内視察に同行し、案内しました。また同日、村長とともに、小笠原諸島返還50周年記念パレードに参加しました。また同日、村長及び議員6名とともに、小笠原諸島返還50周年記念式典及び祝賀会に出席しました。

7月1日、議員1名とともに、母島記念セレモニーに出席し、また同日、東京都町村議会

議長会の母島島内視察に同行し、案内しました。

7月2日、母島で開催の東京都町村議会議長会議に出席しました。

7月10日、村長とともに、東京都議会自由民主党、東京都総務局行政部、小池東京都知事を訪問し、返還50周年記念行事への参加のお礼を行ってまいりました。

7月11日、村長とともに、石井国土交通大臣、中島海上保安庁長官、野村国土政策局長を訪問し、返還50周年記念行事への参加のお礼を行ってまいりました。

7月12日、村長とともに、航空路協議会に出席しました。

7月13日、村長とともに、第95回小笠原諸島振興開発審議会に出席しました。また同日、村長とともに、中川雅治参議院議員、金子恭之衆議院議員、宮腰光寛衆議院議員、新藤義孝衆議院議員、二階俊博自由民主党幹事長を訪問し、村政課題等について、情報・意見交換を行ってまいりました。

7月17日、議員5名とともに、小笠原村観光局事業報告会に出席しました。

8月2日、村長とともに、東京都町村会・東京都町村議会議長会合同会議及び結団式に出席しました。また同日、平成31年度東京都予算編成に対する要望の実行運動に参加しました。

8月15日、議員4名とともに、父島で開催の戦没者追悼式典に出席しました。

8月19日、議員2名とともに、輸血講演会に出席しました。

次に、小笠原村監査委員、稲垣直彦君及び鯉江 満君から、7月4日付、7月20日付及び8月24日付で、例月出納検査の報告がありました。

報告は以上です。

◎会期の決定

○議長（池田 望君） 次に、会期についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日9月11日から9月21日までの11日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日9月11日から9月21日までの11日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（池田 望君） これより一般質問に入ります。

質問のある議員は、順次挙手をしてください。

◇ 清 水 良 一 君

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1 番（清水良一君） 1 番、清水良一。よろしくお願いします。

おはようございます。島民の皆様、おはようございます。

本日は、3 点ほど質問を用意しています。

今年は返還50周年ということで、この夏、返還50周年記念式典を皮切りに、たくさんのイベントがありました。幸い、当村においては大きな台風も何とかかわすことができ、渇水にも遭わずにここまで来られたんですが、一方、内地の情報、ニュースを聞きますと、かなりいろいろな事件、自然災害や猛暑ということがありました。

今回の3つの質問の中で、まず第1点、カーボンマネジメント事業の進捗とエネルギービジョンの達成のための今年度・来年度の実行計画。第2点目、各ビーチにおける救急救命の現状と津波等の告知状況について。第3点目に、小笠原村における子育て教育のビジョンについて、以上3点をお聞きしたいと思います。

まず第1点目、エネルギービジョンの達成のための今年度・来年度の実行計画ということで、私、議員にさせていただきまして3年余りたっていますが、このことについて何回か質問させてもらっています。

皆さんもご存じのとおり、今、内地ではこの夏、記録的な猛暑が続き、大型の台風にも襲われました。いよいよ地球温暖化や気候変動が待ったなしに始まっていると感じられるのは、私だけじゃないと思います。

当村においても、渇水や大型台風、まだ安心していられる状況ではないと思います。いつ来てもおかしくないということで、警戒しなければならないことは変わりありません。

そんな中、東京都環境基本計画では「世界一の環境先進都市・東京」を目指し、いろいろな実行目標を決めています。例えば、2030年までに温室効果ガス30%を削減する、それから再生可能エネルギーによる電力利用量割合を30%にすると、具体的な目標が掲げられております。

また近々では、2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されようとしています。まさに東京は世界から注目されるエリア。その東京の中の世界自然遺産ということで、当

然、小笠原も世界から注目を受けるかと思います。

そんな中、平成26年度に当村のエネルギービジョンを計画し、それに向けて行動を始めたわけですが、まだまだ時半ばというか、なかなか進んでいない状況であります。

3年前から一貫して、こういったものを質問してきたんですけれども、担当者も変わり、もう一度初心に返って、村施設の節電及び太陽光発電の現状、今後の政策・方針を再確認したい。また今回の記念式典で小池都知事からも、母島再生エネルギー100%供給プロジェクトというような魅力的なお話も聞きました。その進捗状況なども踏まえて、今後の具体策をお聞きしたいと思います。

あとは自席で行いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 清水議員のご質問の答弁の前に、台風21号並びに北海道地震で被災をされた皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、無情にも命をなくされた皆様に心よりご冥福をお祈りします。

清水議員からは、エネルギーに関してのご質問をいただきました。具体的なお質問に対しては担当課長から答弁をさせますけれども、エネルギー政策に対する基本的な考え方について、私のほうから改めて申し述べさせていただきます。

これまでも申し上げてきましたとおり、村民の安心・安全な生活を保障することが村としての責務でございますので、電力をはじめとしたエネルギーの問題につきましても、まずは安定した確保ということが重要であるという考え方に変わりはございません。そのためにも、現状について検証を進めながら、できることを着実に進めていく必要があると考えております。

また先般、母島再生エネルギー100%供給プロジェクトについて、東京都知事からご発言がございましたけれども、それにつきましても、その基本的な考え方のもと、今後協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（池田 望君） 環境課長、岡島君。

○環境課長（岡島一徳君） 清水議員の個別具体的な質問について、お答えいたします。

まず、今年度のカーボンマネジメント事業の進捗状況ですが、昨年度の補助事業の成果を踏まえ、取り組みを進めております。

1つ目は、地球温暖化対策実行計画の策定でございます。

役場所管の各施設の温室効果ガス排出量の算出を現状進めておりまして、それぞれの村施

設等の温室効果ガス排出量の削減の取り組みについて、その削減の目標の整理をする予定でございます。

実行計画につきましては、年内の策定を目指しており、現在、庁内で調整を進めているところでございます。次年度からは、この計画に基づき、具体的な取り組みについて進めていく予定でございます。

また、役場庁内の節電につきましては、電気使用量をリアルタイムで職員一人一人が確認できるモニターを導入いたしました。このモニターの活用も含めまして、節電の意識をより一層高められるような体制づくりを、実行計画の中に盛り込んでまいりたいというふうに考えております。

2つ目は、太陽光発電の改善でございます。

奥村交流センターと診療所の複合施設におきまして、不具合が確認された太陽光パネルの交換を今年度に行う予定でございます。また、今後、定期的に維持管理を行うことも検討しております。

この太陽光発電につきましても、実行計画に盛り込んでまいりたいというふうに考えております。

次に、母島再生エネルギー100%供給プロジェクトの進捗状況について、説明いたします。

先般、小笠原諸島返還50周年記念式典の母島でのセレモニーにおいて、母島での再生エネルギー100%供給プロジェクトにつきまして、東京都、東京電力、小笠原村で検討を開始する旨、東京都知事からご発言がありました。知事のご発言のとおり、まだ検討を開始した段階であり、具体的につきましては、三者で協議しながら進めていく予定でございます。また進捗がございましたら、議会のほうに報告させていただきます。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） 来年度に向けて計画を立てているということですので、しっかりとした計画を立てていただきたいというのが本音でございますが。

まず、前年度、カーボンマネジメント事業ということで800万円ほどかけて、今までのやってきたことを振り返るということでした。報告書がもう出ているのではないかなと思うんですけれども、そういった知見を広く村民に伝えていくということ、まずはしていただきたい。その辺はどうでしょうか。

○議長（池田 望君） 環境課長、岡島君。

○環境課長（岡島一徳君） 清水議員のご質問についてお答えいたします。

今年度策定予定の実行計画につきましては、策定後、公表する予定でございます。村施設の温暖化対策の取り組みを村民の方に示すということで、地域の模範となるように進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） ぜひ、そういった知見をどんどん広めていただきたい。意識を持っている方はかなりおられます。自分らもやりたいと思っているんですが、この島の場合はなかなかそういった体制になっていないことは事実のようです。

先ほども言ったように、まず、節電の状況をもう一回振り返りたいということで、以前質問したときに、平成20年度から主要施設年度別電気使用量ということで、役場本庁舎、情報センター、地域福祉センター、診療所、扇浦浄水場、し尿処理場、父島クリーンセンター、小笠原小・中学校、母島小・中学校の電気使用量をずっと時系列的に出していただきました。平成27年度までだったので、平成28年度、平成29年度を岡島課長にお願いして出していただいたわけですが、この辺でどんなことをされていて、どういう数字が出ているのかという、その辺は分析されているのかどうか、まずはお聞きしたいと思います。

○議長（池田 望君） 環境課長、岡島君。

○環境課長（岡島一徳君） 庁内の節電対策につきましては、現在、平成21年に策定されました温暖化対策計画に基づきまして、各職員、節電に取り組ませていただいておりますけれども、近年の電気使用量、こちらの数字にありますとおり、大幅な増減というものはない状況でございます。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） ぱっと見ると、平成28年度、平成29年度そんなに変わらないというようなことなんですが、この20年間を見ていただいて、やはり各施設ごとに随分違っております。

まず、情報センターについては機械の関係があるということで、常に冷房を、温度設定も変えずにずっと来ているので、上がったたり下がったりしている状況です。平成27年度、平成28年度、平成29年度を見ると、軒並みに上がっております。何もしなければ、多分こういう数字が出るんじゃないかと。平成27年度が12万2,000キロワットアワーで、平成28年度が13万7,000キロワットアワー、平成29年度が14万3,000キロワットアワーということで、恐らくそんな形で本当は増えていってしまう部分ですが、例えば、役場本庁舎はかなり意識が高いなということで、平成29年度は12万2,708キロワットアワーと。これは、平成20年

度から見て過去10年間の中で、平成29年度は最低値を出していただいているわけですね。これは本当に感謝しております。やはり相当意識が高い方が、この施設を使っているんじゃないかと。

あと、地域福祉センターなんかも、この5年間の中でも最低値、この3年間ぐらいはずっと減らしていると。診療所についても、この3年間ずっと減らし続けている。浄水場もずっと減らして、この10年間で一番低い14万7,244キロワットアワー。何もしなくて勝手に減るんだったら苦勞しないんですけれども、何かしら理由があると思います。聞いてみますと、やはり職員の意識が高くなっていると。これ本当に重要なことだと思います。そして、それに合わせて何か施策をしていけば、もっと節電もできるんじゃないかと思うわけです。

その一方、この下の扇浦交流センターの電気使用量というのも調べていただきました。平成22年度に急に上がっているんですけれども、このときにエアコンをつけたと。そこからは6,000キロワットアワー、大体月500キロワットアワー平均でずっと来ております。たしか平成27年度に独立系で10キロワットのソーラーパネルを設置しました。それによって、かなり有効に使えるというようなその当時渋谷副村長の答弁もあったんですが、実際問題、使用する電気量とつくっている電気の関係が非常にわかりにくい、ほとんど使われていない状況にあります。

そして、2年前ぐらいからどうするんだということを聞いてまいりました。売電に変更するという答弁ではありましたが、2年ちょっとたった今でもまだ売電ができないと。いろいろなことがネックになっているんだと思いますが、これについて扇浦交流センター、売電どういうふうにしていくのか。その辺をもう一回聞きたいと思います。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 清水議員から、今の系統接続をして売電するという件につきまして、何度かご質問をいただいておりますけれども、その現状についてご説明いたします。

固定価格買取制度、これに定められた系統接続に必要な申請、これにつきましては平成28年度に実施して、島内業者を経由して関東経済産業局に行っています。

ところが、その後なかなか認定がおりないものですから、実態を調べましたところ、全国からその申請が殺到して申請件数が上がっていると、そういった状況があるということ。それからさらに、昨年関係する法律が改正されて、それに伴う申請項目とか、必要書類の増加等によって、認定に伴う審査が遅延していると、そういった状況にあり、現在、小笠

原村においての認可がまだおりていないということでございます。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） なかなかそういう申請のことで詰まっている。もし、民間で今ソーラーを入れて売電したいといっても、結局二、三年でできるのか、できないかということになっております。

そして一方、扇浦交流センターの太陽光、蓄電池の導入というのは、このエネルギービジョンで防災対策の強化ということで重点項目に入っております。短期・中期・長期とあるんですけども、短期の中の防災拠点への太陽光、蓄電池の導入と。これ、設計にいろいろなミスというよりも、どうなっていくかというのがわからなかったという感じがします。売電という系統につなげるというのも一つの考えですけども、独立系でうまくいくシステムを構築するという考え方もあると思います。次のソーラーパネルを設置し、また、蓄電池を導入していくということが最初のエネルギービジョンにもありますので、それもぜひ検討していただきたいと思うわけです。

次に、その太陽電池についていろいろ難しい部分があるということで、平成29年度発電量の資料が皆さんのほうに行っているかと思いますが、今回も岡島課長に出していただきました。平成28年度、平成27年度も出してもらっているんですけども、これを見ると、ゼロだったり、極端に減っていたりする部分がたくさんあります。この太陽光発電、うまくいくところもあるんですが、なかなかうまくいっていない部分がたくさんあると。今回見ても、奥村交流センターと複合施設、診療所はもう何カ月かは発電していないという状況になっております。恐らくカーボンマネジメントの調査でどうなっているかというのはわかっているかと思いますが、その辺をちょっともう一回聞きたいと思います。

○議長（池田 望君） 環境課長、岡島君。

○環境課長（岡島一徳君） 清水議員のご質問にお答えいたします。

平成29年度の発電効率ですけども、奥村交流センターにつきましては、年間予想発電量の約30%、診療所などの複合施設につきましては、年間予想発電量の約50%程度ということになっております。

この原因としましては、ソーラーパネルの塩害による白濁が原因ではないかということで推定をしております。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） 白濁してしまうということですが、白濁しないパネルもあるというこ

とです。そういったことがあるので、今後ソーラーパネルを導入する上で大きな知識というか、そういったこともどんどん深めていただきたいんですが。

やはりやってみないとわからないことはたくさんあります。自分らである程度知って、自分らで何とかできるようにしていかないと、このソーラー発電というのはなかなか難しいということがわかってきました。自宅にもつけてみたのですが、何かが起きた時にすぐに察知できるか。それとも、何だかわからないうちに終わるかということで随分違ってきます。自分で設置しましたので、おかしいというのがわかりましたら、すぐに電話して、修理品を手配します。それで自分で修理ができると。やはり、村の職員の中、村民の中でそういうことができる方を育成していくということが重要かと、今回いろいろ見て感じました。

そして、この平成27年度、平成28年度、平成29年度ということでソーラー発電の実績を出していただいて、非常に危惧している部分が、壊れてもいるんですけども、壊れていない箇所も、壊れていないソーラーパネルも年々発電量が落ちているんですね。例えば、扇浦浄水場というのは一番新しく、20キロワットのソーラーを入れているんですけども、平成27年度が1年間に2万8,852キロワットアワー、平成28年度は2万4,858キロワットアワー、そして平成29年度は2万475キロワットアワーということですが、この辺はカーボンマネジメントでは捉えられているのかどうか。もう一回聞きたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（池田 望君） 環境課長、岡島君。

○環境課長（岡島一徳君） 清水議員のご質問につきましてお答えいたします。

太陽光発電によります発電量につきましては、月ごとにそれぞれの発電量を把握しております。まして、実際その発電量の低下というものも承知しているところでございます。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） これはもう私の想像ですけども、私もソーラーパネルをつけてみてわかったんですが、扇浦浄水場なんかだと周りに森があるんですね。木が育ってきて、ちょっと陰になると発電量がかなり落ちるということがあります。そういったことも含めて、やってみないとわからない部分がいろいろあることは確かだと思います。今後、もっとそういう知見を蓄えて、ぜひそれを広く知らせていただきたい。

ちょっと時間が足りなくなってきたのですが、最後に2つお願いがあります。今回、地球温暖化対策ですか、何とか事業ということですね。計画を立てるということで、その計画

の中に2つだけちょっとお願いしたいんですが。

まず1つは、村のここの庁舎では見える化というか、節エネルギー対策の見える化ということで、皆さんに見えるような形でしていただいているんですけども、とにかく各施設で前年度、前月度、そういうのが一般職員でも見えるように、どこかの場所に貼っていただく。これをまずね、これはお金がかかることじゃないし、そんなに大変なことじゃないと思います。私もずっとこうやって数字を捉えさせてもらって、こういう気づきがあるんですけども、これをすぐにでも本当にやっていただきたいなど。やはり意識することで随分変わってきているというのは確かなので、1人でも多くの方が意識することが重要かと思うので、その見える化をまず1点。

それからもう一点は、このエネルギービジョンに重点項目の防災拠点への太陽光と蓄電池の導入、太陽光と蓄電池の取り合わせが非常にいいという結果が出ていますが、それについての知識とか技術が、今村にはないように見えます。今回の扇浦交流センターの状況を見る限りでは、それについて技術的にも、知識的にも足らない。この太陽光と蓄電池の導入のための専門家というか、よく知っておられる方をワークショップなり、勉強会なりにぜひ招待していただいて、村職員、そして地元島民の皆さんに少しでも勉強していただいて、こうやってやっていくとうまくいくぞというようなワークショップを開いていただきたいと思っております。

そして、冒頭で村長が言われたように、安心・安全、エネルギーの問題についてはまず安定した確保ということですが、前の議会でも、南海トラフ地震の津波ということがもう想定されていて、津波が来た場合、東京電力の発電が、安定的にできないわけです。そのための準備なわけで、安心・安全のための一つの施策だと思います。はっきり言って、石油がいつまでもここにあるとは限らないわけですから、その計画を立てる上で改めて、そのことも考えながら計画していただきたいと思います。最後に、その辺を村長にお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） このエネルギーの問題で、いろいろ過去にも清水議員と議論をさせていただきました。そのときに私が申し上げているのは、いわゆる胸躍る夢のようなビジョンを打ち上げても、地に足のついた行動がなければ、何もならないということだと思っております。安定的な確保、それを目指していく。

今のご質問にもありました太陽光発電についても、ようやく今いろいろな知見を得つつあ

ります、私どもの担当で。今ご指摘をいただいたようなことは、すぐに実現が可能であると思いますので、実現可能なこと、つまりできるところからやっていくというところを主体として、担当課等ともよく話をしていきたいと、このように思っております。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） ありがとうございます。まずできることということで、2つのお願いをしましたので、できるところからやっていただきたいと思いますと思っております。

一応、エネルギーについては以上にしたいと思います。

第2点、各ビーチにおける救急救命の現状と津波等の告知状況についてということで、お聞きしたいと思います。

7月、8月夏休みシーズンとなりますと、子供連れ、家族連れ、そして若者、多くの方たちが来られました。ふだんはやはりお年寄りの方が多いので、海で遊ぶという方は意外と少なかったんですが、やはり夏となりますと砂浜がにぎわってまいります。そんな中で、緊急時の対応について何点かお伺いしたいと思います。

まず第1点は、各ビーチで使えるAEDの備えということで、これは救急救命の講習を受けますと、まず119番に連絡してください、AEDを持ってきてくださいとこう言うわけですが、AEDがどこにあるか、このビーチの最短はどこなのかというのを島民ですら捉えていない部分があります。その辺についてお伺いしたい。

それから第2点、防災無線の聞こえ方。街のほうでは防災無線、滞りなく届いていると思うんですけども、各ビーチについては届いているのか、届いていないのか。そして台風の後とか、そういうことで、故障したら結局非常に問題が起きるわけなので、その辺のメンテナンスの仕方。

それからもう一点、だんだん海外の方も増えてまいりました。津波だとか、それからおがさわら丸の出港時間の変更とか、そういった内容はやはりこれは英語で放送していかないと、非常に問題が起きてくるんじゃないかと思えます。その辺のことをまずちょっと聞きたい。

それから3番目に、携帯電話の通話エリアということで、入る部分、入らない部分というのは調べれば出てくるんでしょうけれども、例えばここから先は入りませんよ、このエリアは入りませんよというような何か、知らせる、そして自己責任を喚起できるようなものを置いていくということが重要じゃないかなと思うんですが。

それから、南海トラフ地震、それから近地地震ということもあるので、ビーチにいたとき

に地震が起きました、どこに逃げようかというような何かサインがですね。例えば小港なんかだと、道をば一っと走ってもかなり平らな部分なので、どこに逃げたらいいのかというようなものも必要なんじゃないかと。

それから5番目に、いざ何か起きて例えば溺れたとします。救急車を呼んでくださいといっても、今大体三、四十分ぐらいかかるというようなことを聞いています。その辺がどうなっているのか、どうしてそのぐらいかかってしまうのか。それから、島民もそういうことを知って、自分らで何をしなければいけないのかというのを考えていかなければいけないと思うので、その辺についてもお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 幾つかご質問を受けましたけれども、まず初めにAEDについてでございます。

AEDにつきましては、平成16年から、医療従事者でない一般の市民も使用できるようになり、全国で普及しました。本村では、公共施設、観光施設等において順次設置が進み、現在、父島・母島合わせて32カ所の施設に設置されております。

遊泳等で利用頻度の高い海岸近くに設置されている場所としましては、父島では村役場、ビジターセンター、青灯台、港湾課の倉庫、海洋センター、扇浦海岸レストハウス。母島では母島支所、脇浜渚公園のトイレでございます。

防災行政無線についての質問がありましたけれども、これにつきましては、屋外の拡声子局を、父島では村役場、宮之浜海岸、港湾施設、境浦海岸、扇浦海岸、小港海岸、火葬場。母島では母島支所、港湾施設に設置にしており、主要な海岸への緊急時の告知ができていっていると思っております。

メンテナンスにつきましては、保守業者により年2回メンテナンスを行っております。

次に、防災無線による船の出港時間等の変更等があった場合、来島者にわかるように英語で放送してほしいというお話がありましたけれども、それについては、ご提案があったということで受けとめておきます。

携帯電話につきましては、ご指摘のように、当然入らないエリアというのもありますけれども、その先は届かない、電波等が入らないよという、そういった表示という提案もありましたけれども、それにつきましては、今のところそういう表示をしていくというような考えは持っておりません。

それから、地震等により例えば津波が来島する場合、ビーチからどこに避難すればいいか

という、そういった避難の表示ですけれども、これにつきましては、村で作成しております小笠原津波避難計画の中で、避難所、それから身近な高台へ避難するルートというのをいろいろと示しております。主な入り口につきましてはもう既にいろいろなご提案等もあって、あるいはその検証をもとに設置しておりますけれども、今後につきましても検証等を通じて、必要な表示をしていきたいと思っております。

○議長（池田 望君） 医療課長、佐々木君。

○医療課長（佐々木英樹君） 救急搬送の時間等についてのご質問にお答えいたします。

まず、本村には消防本部が設置されていないという状況でありますことから、現状では非常備消防、救急体制をとっております、限られた範囲の中で職員が対応しております。

急患の通報で、救急車要請から現場到着、診療所収容までの時間につきましては、勤務時間内であれば、通常10分以内で現場に到着して、現場で処置をした後、この通報から30分以内で診療所に収容というふうになるんですが、これが昼休みや勤務時間外、それと休日になりますとさらに時間がかかる場合がございます。

この時間がかかるというような場合は、まず119へ連絡してから、その患者さんの周りに支援できる方とか、車両があって応急処置をして診療所に搬送できるという状況であれば、早急に診療所に連れてきていただくというのがよろしいのかなというふうに思っております。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） 時間もなくなってきたということで、一つ一つ検証することはできないかと思いますが、各ビーチでどうなのかというのを検証していただいて、例えば小港とかコペペ海岸。小港の最寄りのAEDは、扇浦のようです。コペペ海岸はたしかクリーンセンターですか。

ビーチには、注意事項がいろいろ書いてある看板があるんですけども、そういったところにAEDはここですよと、最寄りはこちらですよというようなことを書く。母島でも、父島でも、そういうビーチの看板に書いていくという検討をぜひしていただきたい。そこにここは防災無線が聞こえるのか、聞こえないのか。ここは携帯電話が入るのか、入らないのか。この先は入るのか、入らないのかという情報を書いていただいて、自助・共助を促す。先ほども佐々木課長からも、現状はこうだと。そして、それには自助・共助、私らは何ができるのかということを考えていかなければいけないと思いますので、ぜひそういった部分も広く島民に知らせておいていただきたいと思います。

時間も来てしまいました。もう一点、子育て教育のビジョンについてということは、また次回ということにしたほうがいいですね。最後にちょっと聞かせてもらってもよろしいですか。

○議長（池田 望君） どうぞ。

○1番（清水良一君） 小笠原村における子育て教育のビジョンについてということで、教育長の3年の任期が終わろうとしております。小笠原という特殊な場所で、明日を担うすばらしい人材を育成するために、この3年間何をしてきたのか。それから、何をしたいこうとこれからも思っているのかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（池田 望君） 教育長、松本君。

○教育長（松本 隆君） 急いでお答えします。

3年前、着任してうれしいなと思ったことは、島の教育力が健在だということでした。30年前、私は教員としてこの島で勤務したんですが、村は確実に豊かになっています。普通は、豊かさとともに地域の社会力というのが衰退するところですが、小笠原においては、地域の教育力は昔と全く変わらず、子供は村の宝、みんなが体現していると感じました。私は、地域とともに子供を育てていくという先輩たちの実践を、しっかり継承していく楽しさを感じているところです。

子供たちは、社会の中で大人たちの優しさに包まれて、伸びやかに、豊かに育っています。その中でただ1つ、心配したことがありました。それは、子供たちの学校以外での学習時間が極端に少ないということです。

学力は、学習初期の段階では学習時間に比例すると言われています。地域で伸び伸び育つ子供たちの生活を維持しつつ、教科学習に目を向けさせるにはどうしたらよいだろうか。わかる授業、できたと実感する授業に向けて授業力の涵養、教室秩序の回復などに努めてきたところです。

児童・生徒の希望進路は多様です。どのような進路を選ぼうとも、それを実現させることのできる力量を育てるのが、学校に課せられた課題だと考えています。力量不足のために進みたい進路に進めず、結果としてなりたい自分を諦めざるを得ない、そんなことにしてはなりません。これからもこの仕事を続けさせていただけるならば、確実な学力向上を図り、確かな学力に支えられて、なりたい自分に向かって積極的に努力する子供を育てていきます。

以上です。

○議長（池田 望君） 最後に、清水良一君。

○1 番（清水良一君） 再質問を用意してきたんですけども、ちょっと時間がないので、またの機会にしたいと思います。ありがとうございました。

◇ 鯉 江 満 君

○議長（池田 望君） 鯉江 満君。

○4 番（鯉江 満君） おはようございます。4 番、鯉江 満です。小笠原の安全・安心についての全般で質問をいたします。

今年は、台風の当たり年で、既に20号を超えています。これまでのところ、小笠原村への影響は少なく、強風域程度で北上をし、幸い大きな被害は起きていません。

しかし、先日の西日本豪雨大災害、21号台風での関西地方大災害、そして5 日ほど前の北海道地震大災害、まさに水・風・土に襲われ、日本は天変地異に見舞われていると言っても過言ではないと思います。住宅、畑や船、店舗や工場など、生活のもとを奪われた皆様には心よりお見舞いを申し上げます。また、犠牲となられお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。

ここ数年前より、日本全国 of 自然災害はより強く、より大きく、近年では例を見ない予想外・想定外の規模となっているようです。小笠原村では、台風にはある程度の準備が整っていると思いますが、地震による津波に対しては、まだまだ十分な対策が整っているとは言えないと思います。今すぐできる対策と言えるのは、急いで高台に避難して、自分の命を守ってくださいと村民に啓発・周知をし、避難訓練を定期的を実施することではないかと考えます。

しかし、現在の居住地域や生活形態の中では、特にお年寄りや子供たちの避難計画はできているのか、またそのような弱い村民の避難計画は実施しておりますでしょうか。この津波対策については、私の以前の質問の中で要望しております。新たに建設を予定する公共施設については、1 番に高台へ建設する、2 番に人工地盤の高床式で建設をする。これを村の施設はもとより、東京都や国関係の施設にも働きかけと要望を行っているか、伺います。

また、民間の対津波の建設に対しても、建設費の補助制度を考える時期ではないかと思います。ただこの補助制度は公平性などが問題となることから、検討委員会などを設置し、慎重に検討を重ねる必要があると考えます。

以上、自然災害からこの３点を質問いたします。

次に、その他の安全・安心ですが、平成27年6月第2回定例会で取り上げました、平成26年から平成27年にかけて起こりました中国漁船サンゴ密漁事件です。最も多いときで200艘からなる中国漁船が領海を侵犯し、宝石サンゴを密漁されてしまいました。1艘に10名ほどが乗船していて、上陸をしてくるのではないかという不安が村民の間にはありましたが、幸い上陸もなく、人的な被害がなくてよかったと思います。

しかし、貴重で高価な宝石サンゴを密漁された上に、サンゴ漁の網が残されているようで、海底に放置された網により、漁業者には4年が過ぎた今でも大きな負担となっています。しかし、この事件以降、いち早く警視庁により小笠原警察署の署員が増員され、領海侵犯などの法律が厳しくなり、小笠原海上保安署も署員の増員と小型巡視艇の配備が決定されています。

小笠原村は国境離島で、人口も2,600人と少ない絶海孤島です。外部からの侵入、その他への対策については、これから先も小笠原海上保安署と小笠原警察署には、引き続き警戒をお願いするところでございます。

次に、島内の安全・安心についてですが、小笠原警察署管内の過去1年間の事案としてはやはり交通事故が多く、人身事故はゼロ件ですが、物件事故が22件、そして交通取り締まりが41件も発生しています。

交通事故を起こす自動車やバイクから、子供たちや村民の安全を守るために、交通安全週間には、官公署と事業所で構成されている小笠原交通安全協会が、通学路での立ち番をして見守り、小・中学校前では警察署員が、休校日を除く毎朝立ち番をしています。同じく、ボランティアで長年立ち番をして、子供たちを見守ってくれているIさんにも感謝をいたしたいと思います。

また、買い物をする村民で最も混雑をするおがさわら丸入港日には、交通パトロールを強化していただいております。しかし、交通関係の件数が減らずに、憂慮をするところでございます。

そこで、危険な地帯の改善として、以前も質問・要望をいたしました小・中学校前の大村川暗渠化の進捗状況と、非常に危険な宮之浜道交差点の改善についての進捗状況の報告を願います。

その他として、電話での振り込み詐欺も数件発生していて、中には数十万円の被害に遭った事件も起きております。村民の皆様には、被害に遭わないように十分な注意をしていた

だきたいと思います。

さて、私が移り住んだ45年前より人口は3倍、自動車は倍以上増えております。観光客の増加もあり、事故や犯罪も増えても当然だと言えますが、小笠原村の昨年の犯罪件数は13件でした。参考として、伊豆大島が24件、八丈島が22件でした。件数的には一番少ないですが、人口数の比率で換算をいたしますと、小笠原村は伊豆大島と八丈島より多い26件、2倍となります。これは、観光立島を目指し、着々と受け入れ態勢を整え、みんなで日々努力をしている小笠原村としては、見逃せない数であると考えます。何らかの危機管理をして、犯罪防止と抑止を考えた施策を推進していかなければと考えます。

父島のある事業所とある会社では、自前で監視カメラを取りつけております。取り付け後は、犯罪抑止、その他の証拠などとして役立っていると聞いております。中国漁船サンゴ密漁事件のように、対外的な島全体を監視するシステムは今後の課題として、まずは島内の主要な箇所に監視カメラを取りつける必要があると考えますが、村長の考えを伺います。以上です。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 鯨江議員のご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のように、本年は例年になく台風が多く、本村では4つの台風の影響を受け、7月末に来襲した台風では、避難所を開設して対策に当たりました。

津波対策も含めまして、引き続き防災関係機関と協力・連携をして、防災対策の充実・強化に努めてまいります。

また、本村の安心・安全についてご質問をいただきました。

本村は平成26年6月に、小笠原警察署との間で小笠原村安全・安心まちづくりに関する覚書を交わし、将来にわたって安全・安心な島、小笠原の実現に向けて、さまざまな事案に相互協力することになっております。あわせて、防災・防犯をはじめ交通環境、その他地域の安全に係る環境などの整備にも、警視庁の協力や助言を受け、整備に努めることとしております。

関係機関や村民の皆様にも協力をいただきながら、今後も安全・安心な村を構築できるよう努力をしてまいります。

ご質問の最後に、島内の主要な箇所に監視カメラを取りつける必要があるのではないかと、いうご指摘をいただきました。

伊豆諸島各町村と本村は、東京都町村会を通じて毎年度、東京都予算編成に関する要望を

行っていることはご承知おきと思います。その中で、東京都の港湾局に離島海・空路の充実・強化と安全対策を要望しております。

具体的には、島の玄関口である空港ビルや船客待合所では、来島者の増加で安全・安心面が懸念され、安心・安全のまちづくり推進、防災力の向上の観点から、島しょの全ての空港・港湾施設に監視カメラの設置についての検討を要望しております。

父島・母島の船客待合所への監視カメラの設置については、東京都町村会と足並みをそろえる形で、東京都の港湾局に要望をしてまいりたいと考えているところでございます。

その他、幾つか個別具体的なお質問をいただきましたが、それらについては担当課長に答弁をさせます。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 鯉江議員のご質問の中に、お年寄りや子供たちの避難計画の有無、またそのような弱者の避難訓練を実施しているかというご質問についてでございますが、本村の地域防災計画において、乳幼児、身体障害者、高齢者等につきましては、災害発生時においては要配慮者として定義をしております。そういったことを定義した上で、要配慮者支援計画の中で名簿の作成、緊急連絡体制の整備、避難体制の確立、防災教育・訓練の充実等を定めております。

また、東日本大震災の訓練をもとに作成しました小笠原村津波避難計画においては、津波避難対象地域における避難場所、避難目標地点、避難経路を示すとともに、要配慮者、避難行動要支援者の避難対策について、詳細に定めております。

また、訓練についてのご質問もありましたけれども、村は昨年7月に、小さなお子様を連れた親子連れが大村海岸で遊んでいるときに、近地地震による津波が来襲したということ想定した津波避難検証というものも実施しております。そういった訓練につきましては、高齢者についてもやっていきたいと思っております。その中でいろいろと課題等が生じましたら、その課題解決に向けていろいろと対策をとっていききたいと思っているのと、その辺の訓練がまた定期的な実施できるような形の体制をつくっていければ、防災対策がより充実していくのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（池田 望君） 総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 3点目の公共施設の整備手法に関するご質問でございますが、平成27年第4回定例会におきまして鯉江議員から、父島保育園の高台移転のご質

問をいただき、その質疑の中で、低地における施設整備の方法として、人工地盤のご提案をいただきました。その際、施設の性質等を考慮し、人工地盤の手法も念頭に入れながら、個々の施設ごとに検討していく旨、答弁させていただいたところでございます。

その後ですが、村の施設はもとより、島内の国や東京都の公共機関から、庁舎の更新に当たって高台に移転したいというご相談が、村のほうに実際来ております。その際ですが、まず相手の庁舎の事情、様子、そのお話を聞いた上で土地事情を説明し、厳しい状況にある場合には人工地盤の手法のことも先方にはお伝えして、対応しているところでございます。

ご質問以降、人工地盤については、担当課としまして継続して勉強させていただいている状況でございますが、人工地盤による津波対策は、手法としては有効な一策だと、そのように考えておりますが、例えば集落内で部分的にその人工地盤を導入いたしますと、周辺との景観の配慮、あるいはそれによるさまざまな影響にも配慮する必要があるかと考えます。手法としましては、集落全体で捉えて整備すべき手法なのかなと、そう捉えるべきかとも考えているところでございます。

いずれにしても、引き続き津波対策を踏まえた公共施設の整備の手法につきましては、議員ご指摘の手法も念頭に入れながら、引き続き調査・研究してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（池田 望君） 建設水道課長、繁藝則仁君。

○建設水道課長（繁藝則仁君） 鯉江議員ご指摘の大村川暗渠化等についての件ですが、平成28年第2回定例会にて、ご質問とご要望をいただいております。その後の進捗状況について、ご報告をさせていただきます。

まず、大村川にふたをかけ、通学路として利用できないかということをご提案されておりますが、当時の課長もお答えしておりますが、大村川については砂防河川として指定されております。暗渠化については維持管理上課題が多く、やはり相当難しいと東京都から伺っております。

一方で、その後の村道側についての安全対策といたしましては、平成30年3月に、見通しの悪いカーブから宮之浜道交差点までの坂道について、小笠原警察署と協議を行い、イメージハンプと申しますが、異なる濃淡色の平面シートで視覚的に速度を抑制する路面表示材、4カ所施工しております。

また、宮之浜道の交差点につきましては、東京都と小笠原警察署との協議を継続して行っておりまいました。その結果、交差点の安全性の向上を図るとして、都道側通行車両を優先として、村道の取り付け幅を絞り、村道側から都道への進入時には一時停止を徹底するように、また都道から村道への進入時には速度を落とさざるを得ない道路線形に改良することで決まっております。この改良工事につきましては、今年度、東京都で実施するということを伺っております。

この交差点の安全改良が実施されますと、イメージハンプの効果とあわせ、村道側の坂道については、通行車両は以前より速度をかなり落とした走行となり、当該通学路の安全に寄与できると期待しております。

以上でございます。

○議長（池田 望君） 鯉江 満君。

○4番（鯉江 満君） 総務課長のほうから初めに説明のあった避難というものの、これね、課長の答弁では平成29年7月、大村海岸でお子さんを連れた子供で近地地震という想定でやったと言いましたけれども、それだけですか。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） それを実施したときにいろいろと課題もあったので、その課題には今取り組んでいるところでありますけれども、それ以外にも、やはり高齢者が迅速に避難できるような、そういった訓練もできないかという要望もありましたので、高齢者がゲートボール場でゲートボールをやっているときに、近地地震による津波が来襲するということを想定した訓練を計画しましたけれども、そのときには雨が降って、その計画は実行されませんでした。

返還50周年の事業等が落ちついたら、またこれらの訓練について実施して、今後、定例的に実施できるような体制等に結びつけていきたいと思っております。

○議長（池田 望君） 鯉江 満君。

○4番（鯉江 満君） 確かに、いつ来るかわからないというようなこともありますが、やはり訓練こそ何人もの命を救えるということになると本当に思いますので、これは何も低地帯のところだけではなくて、全ての村施設及び人が集まるところ、あるいは村民全部で、避難経路、それから弱者というか、みんなに知らしめておいて、弱い人を連れていくというようなことをシステム化すると言ったら変ですが、何か形に、そのようなことも今後どんどん検討して、訓練は多ければ多いほどいいと。できる限り予定してやっていただきたい

いと思いますね。特に海浜地区というか、海に近い海拔の低いところですね。よろしくお願いします。

それから、大村川の暗渠、確かにその法律はわかりますし、不可能ということで、速度を落とすステッカーというか、それで果たしてどれだけの効果が出るのかと。私ももう数度走っていますが、あれで果たして速度が落ちる、抑制になるのかなというふうに考えるわけです。

この大村川の暗渠というのは、建設水道課のほうでもっと勉強していただいて、何らかの方法が。プラットホームじゃないけれども、せり出すというか、何かそういうようなことを人工的につくって、橋をかけると言ったら変だけれども、そういうもので歩道敷きを新設していくというようなことも、今後も引き続き検討をやっていただきたいですね。あそこはもう必ず起きます、嫌な場所ですから。

それと、宮之浜道の交差点ですね。これは本当にどのような形で改善・改良されるかが、楽しみというか、ほっとできる一つかと思っております。

その暗渠化のほうですが、建設水道課長は技術者でしょうけど、可能性としては何もないんですか。河川での規制が厳しくて一切いじれないとか、そういうことをご存じですか。

○議長（池田 望君） 建設水道課長、繁藝君。

○建設水道課長（繁藝則仁君） 管理者が東京都ということで、何回か打ち合わせはさせていただいております。

それで、暗渠化するに当たってはさまざまな課題がありまして、構造ですね。大きさだとか、高さを相当確保しないと、現状のままでは、暗渠化はまずはやれないということをお伺いしています。その中で、敷地の問題等もございますので、なかなか現状は難しいなということで、報告いただいております。

この点に関しては、継続した協議を行っていきたいと思っております。

○議長（池田 望君） 鯉江 満君。

○4番（鯉江 満君） よろしく申し上げます。あの大きなあの辺のところの改変というか、またこれから予定されている宮之浜道の交差点が、先ほど課長がおっしゃったように改良されて、果たしてどのようにその効果が出るかということも見たいと思いますけれども、基本的には進めていただける予定でずっと考えてもらったほうがいいのかなと思いますので、よろしくお願いします。

そして、最後の監視カメラですね。これは余りイメージはよくないですね、監視をされ

ているみたいだね。問題はいっぱいあると思うんですが。取りつけ方とかいろいろなものもあると思うんです。要は最低、おがさわら丸及びははしま丸の入出港時にどういう方が父島に入島したか、またはどういう方がお帰りになったかというものを撮っておくと言ったらおかしいですけども、必要があると私は思います。これから先、犯罪者と言ったらおかしいですけども、そういう人が入ってこないとも限らないと。どんどん観光客も増えて、小笠原もなんかそんなふうになっていっちゃうのかなと。先ほど言った私の数字が一番顕著ですよ。確かに小笠原は元気がいいから、犯罪も起きるんだみたいなことも一方では言えるかもしれませんが、やはり抑止していくということをしていただかないと。これから先も各島で合同で、そういう港湾施設に入る人、出る人。

それから、さっきの交通事故関係での暗渠の歩道敷きというのも、要はドライバーが速度を出さなくて、20キロをみんな守っていれば、まず事故は起きないだろう、確率は相当低くなるわけですよ。ですから、警察とタイアップして、高速道路で今使っているような、監視カメラをあそこにつけて、全て見えると、速度も全部わかるというようなものも学校前、保育園の出入り口とか、そういう主要なところにつけることをぜひ進めてもらいたいと思う。

これは、先ほどの入出港時の港湾施設、東京都の港湾施設の村長の答弁ではなくて、村独自が警察、それから小笠原防犯協会、交通安全協会、そういうところと協議して、主要なところを優先して何カ所かつけていくというようなことは、これは交通事故の抑止にもなるというふうに思うんですが、その辺は村長いかがですか。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 鯉江議員の今のご質問の冒頭にあった、監視カメラをつけるということとは、いろいろな意味で監視社会にもなるということですね。ですから、当然いろいろな考え方があると思います。小笠原のような父島、母島、この規模の地域コミュニケーションで、いろいろな形で育てていくという大事さももちろん片方にありますね、一方に。そういうことを議論していく中で、かつては車の鍵もつけっ放し、部屋の鍵も締めなかった。そういう時代からこれだけ人口が増えて、現在のようになっているわけですから、そういう時代背景の推移も含めて、各関係機関と議論をしたいと思います。

他の町村と一緒に東京都に要望するところは、最初に答弁しましたように、私どもも足並みをそろえてそこはやっていきたいと、このように思っているところでございます。

○議長（池田 望君） 鯉江 満君。

○4番（鯉江 満君） 私の質問途中でも言いましたけれども、本当に嫌ですよ。監視されるのも嫌だし、するのにも嫌ですよ。確かにちょっと嫌らしい感じがするんですが、やはり小笠原は安心して旅行ができるよと、散策もできるよ、泳げるよ、いいところなんだよと。さっき村長が言ったように仮にドアをあけておいても、泥棒もいないよということが、それが本当は一番理想で、またそうなることが一番いいと私も思うわけですが。

先ほどの数字で、残念ながらそういう傾向になってきているということです。何しろ島の安全・安心、もちろん観光客の方たちにもいい小笠原ということで、今後もいい意味の観光立島になってほしいということから、ぜひ今の件、監視カメラの件は調査・研究していただいて、何らかの方向性を持っていただきたいということで、質問を終えます。

◇ 一 木 重 夫 君

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 3番、一木重夫です。

今回の一般質問は2点です。1点目が、ワシントン条約の規制から、宝石サンゴ漁業を守ることに、2点目が航空路についてでございます。

まず最初に、ワシントン条約の関係からお話しします。

来年5月に、ワシントン条約の締約国会議がございます。ここで、宝石サンゴが附属書3から附属書2という段階に規制の強化がされることが懸念をされております。この規制強化がされると、国際的な保護意識が高まり、国際的な取引が制限され、需要も減少して価格が暴落し、宝石サンゴ漁業に大きなダメージを受けるというふうに、宝石サンゴ業界の団体が言っております。この対策について、村長の見解をまず伺います。

なお、ワシントン条約とか、宝石サンゴ業界の懸念については、お配りしている資料に書かれてあります。

続きまして、航空路についてでございます。

先般、返還50周年記念式典のときに、滑走路1,000メートル以下の方針が東京都から出されました。また、村長はマスコミや返還50周年の記念誌などで、航空路のビジョンを語っております。詳細に語っておりますが、具体的に、どのような機材を使って何メートルの滑走路、空港を整備したいと思っているのかについて、まずは伺います。

再質問は自席で行います。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 一木議員のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、宝石サンゴについてのご質問がございました。

ワシントン条約における宝石サンゴの規制強化の動きに関する村長としての見解ということでございますが、国レベルの話でございますので、村が関与できるということは限られていると思います。

また、ワシントン条約の動向を確認しましても、当初の予定より作業が遅れているというようなことでございますので、現在のところ、国や村も判断できる段階に至っていないというのが実情でございます。が、いずれにしましても、サンゴ漁に携わる漁業者の皆様、そして母島漁業協同組合が自然環境に配慮をしながら持続可能な操業をし、その姿勢を内外に示していくことが肝要ではないかというふうに考えてございます。

引き続きまして、航空路のご質問がございました。この航空路のことですが、少し時間をさかのぼらせていただきます。

空港予定地が兄島から兄島周辺域に変わり、平成13年、その時雨山案も白紙撤回された際、村と村議会では、それまで単に飛行場の設置をお願いしてきただけのスタンスを改め、今後は村としての飛行場設置に係る基本的な考え方を持って、東京都に要望していこうということになりました。ありていに言えば、小笠原村に飛行場を開設すること、航空路を開設することが本当にできるのか、できないかということでございます。

村と村議会の共有する飛行場の設置の基本的な考え方でございますけれども、1つに、村民生活の安定のための航空路にしたいということです。2つ目は、貴重な自然環境への影響を最小限に抑えた飛行場。最後に、現実的に実現可能な飛行場・航空路案を検討するというところでございます。

この基本的な考え方にとり、本当に村内に実現可能な飛行場の絵が描けるのかどうか。村では、平成14年から平成18年まで独自の調査を行い、その結果、一定の条件のもとなら、実現可能性のある航空路案を見出すことができたわけでございます。調査結果を得た当時は、T S Lの就航断念の後でもありまして、村では改めてその調査結果をもって東京都に飛行場の検討をお願いし、今日に至っているというのが経緯でございます。

村の飛行場設置に関する基本的な考え方は、現在においても変わっているものではございません。一木議員のご指摘にもございましたが、私自身、この返還50周年を契機にさまざまなマスコミ取材等にも、一貫してこれらの考えを踏まえた対応をしてきてございます。ですから私の考えも、基本的なところはそのとおりだということです。

東京都において、現在、航空局の指導を仰ぎながら、都営空港としての整備について実務的な検討が進められていますが、これまで航空路協議会等を通じて公表された滑走路長と想定就航機材は、1,200メートル滑走路案ではA T R 42-600、1,000メートル案ではA T R 42-600 S が示されてございます。また同時に、就航機材については引き続き幅広く情報収集をし、あらゆる可能性を探っていく方針も示されております。

議員ご質問のどのような機材を使って、何メートルの空港を整備したいかにつきましては、基本的に設置主体である東京都が主体的に考えることであり、村としては、村の飛行場設置の基本的な考えに照らし、東京都の考えや案に対して意見を申し上げて調整を図っていくものと考えておりますが、どのような形であれ、ライフラインとしての航空路が開設されるのであれば、私はそれですとしております。こういうものをつくってくれとか、そういうことではないということでございます。

いずれにしても、今、東京都において都営空港としての飛行場整備と航空路の開設が可能かどうか、調査・検討をしている途中であり、結論は出ておりませんが、先般、返還50周年記念式典の中で小池知事がお話をされましたように、東京都の考え方がある程度絞られてきていることは事実でございますので、一日も早く成案になるように、これからも村議会の皆様と一緒に、一日も早い航空路実現に向けて努力をしてみたい、こう思っているところでございます。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） それでは再質問に移ります。

まず最初に、宝石サンゴ漁業のことについてでございます。

まず、村として国に要望していかなくてはいけないことが3点ほどございます。資料の10ページですけれども、これは、まずワシントン条約、これは絶滅のおそれのある種について守っていこうよというものなですね。宝石サンゴの推定生息域というものが発表されています。でも、宝石サンゴの国内の推定生息域を見ると広いんですよ、すごく。ここは宝石サンゴいるのではないかというところはあちこちあります。でも、あくまでも推定なんですよ、科学的な根拠がないんですよ。なので、ワシントン条約の議論で負けてしまうんです。

私、水産庁の担当者と話しました。だったら、小笠原にはまだ宝石サンゴ漁業の海域として使っていない場所が山ほどある。日本の排他的経済水域の30%を小笠原が持っている。その中で宝石サンゴ漁業をやっていない海域なんて幾らでもあるんです。そこを調査して、

絶滅のおそれなんかない。それを調査すればいいだけの話ではないか。水産庁の担当者はこう言っていました、そのとおりです。じゃやれば。すみません、一木さん、お金がないんです。いや、予算要望すればいいでしょう。蹴られるんです。こういうことなんですよ。

なので、地元からの応援というのが必要ではないかなと私は思っていますので、執行部並びに議会の皆様の、今後この議論を深めていく中で、こういった要望を国に上げることができればと考えております。

2点目、宝石サンゴの保護・増殖をすべきではないか。それを東京都・国に求めるべきではないか。

これは、宝石サンゴ漁業について、中国の密漁のときに、私、議会で言っているんですよ。これもワシントン条約で保護・増殖をやるべきではないか、そう東京都に要望すべきではないかということを言っております。

思い出してみてください。世界自然遺産登録のときに、ウミガメを食べていることが問題になりました。でも、小笠原はウミガメの保護・増殖を100年以上続けている、しかも世界に先駆けてやってきた。それで、それだったらいいかという話に落ちついたではないですか。その回答で、IUCNはそれで納得したんですよ。宝石サンゴの保護、国際的な保護の話もそれと一緒にではないですか。ぜひ保護・増殖やるべきだと、東京都・国に訴えていきましょうよ。

もう一つが、トレーサビリティの制度をやっていくべきじゃないかという部分です。資料は12ページになります。

流通が透明になれば、まがい品が出回らなくなるんですよ。宝石サンゴの世界は残念ながら、密漁品とか、あと横流し品が市場に出回っている、そういう状況があるんですね。このトレーサビリティの制度を世界で先駆けて小笠原から始めれば、高知だって、和歌山だって右に倣えになりますよ。今、高知では水産庁なり、業界団体なりがこのトレーサビリティを何とかやってくれないかということを高知県に頼んでいるそうです。でも、数も多くて、360隻ある中でなかなか意見がまとまらないうと、そういう状況があるそうです。

小笠原から発信していきましょうよ。というふうなことを国・東京都に今後、要望していくべきじゃないかというふうに思いますけれども、村長いかがでしょうか。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 今の3点の一木議員のお考えについては、私もよく理解をしたところでございますが、村がそういうことを要望していくということに当たっては、村独自の視

点を持たなければいけないというふうに思うんですよ。

現在、小笠原におけるサンゴ漁については、中国漁船による宝石サンゴの密漁が行われて、議員もご指摘のとおり、取引価格が高騰しているという背景もあって、小笠原支庁管内のサンゴ漁の許可隻数の枠を増やしつつ、その枠を全て使い、母島の漁業者が操業しているんです。それは父島での権利も、母島の方が今使っているということなんですね。

そんな状況の中で現在では、少なくとも昨年度、母島漁業協同組合の年間漁獲金額の7割弱を占めているんですよ。この宝石サンゴの密漁以来、年々このいわゆる水揚げ高の中の宝石サンゴの占める割合が増えて、昨年は7割弱なんですよ。一方で、小笠原島漁業協同組合では、宝石サンゴの生息する海域は底物魚種の良い漁場であるという考え方から、漁場を守るという観点でサンゴ漁は操業していないというお話なんですよ。

このように、この小笠原の村内の状況を見ても、父島と母島ではサンゴ漁に対する考え方が異なっている。国や東京都に要望するにしても、東京都を含めて事前に、父島・母島の両漁業協同組合との調整または意見の聴取、それから漁業者から要望をいただいているわけではないので、そういうことをきちんと重ねないと、私どももどういうふうにこのことを判断するかということの材料がそういうことですから、判断はそれをした上でというふうに思っています。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） まさに村長のおっしゃるとおりだと私も思っております。私、8月28日に内地で水産庁の宝石サンゴの担当者が講演する講演会に行って聞きまして、この課題本当に深刻だなと思って、それで持ち帰ってきて、こういう形になっているわけです。

これ本当、母島漁業の7割を占めている大きな産業が危なくなっている。でも、やはり丁寧な議論を重ねていかなければだめだということに私も気づきました。早急にやらなければいけない課題ではあるけれども、やはり丁寧に積み上げていかなければいけないことでもあるというふうに感じております。ぜひ今後、継続してこの話はしていこうと思っていますので、来年の3月あたりまで何らかの結論なり、アクションができればなというふうに感じております。

また1つ、皆さんに紹介したいのは、中国サンゴ密漁船問題のときに、この話をよく当時、佐々木幸美議長と話をしました。佐々木議長に、「いや中国サンゴ漁船本当にひどいですね」と話を向けると、「いっちゃんね、中国船も確かに脅威だけれども、俺が一番懸念しているのはワシントン条約なんだよ。こうやってば一っと密漁が行われて、宝石サンゴを

守らなければいけないという機運になって、それがワシントン条約に飛び火をして、それでワシントン条約で規制強化されちゃったら、おいらの生業が成り立たなくなってしまう。それが一番怖いんだ」と、こういうふうに話しておりました。

私、その当時はそんなに実感がなく、その話を聞いていたんですけども、今回、水産庁の話を聞きに行って、また実際に水産庁の担当者と1時間ぐらいお話をして、また業界団体の皆様とも議論を重ねました。これ本当にやばい課題だなと思ったので、そこは何とかやっていきたいと思いますので、ぜひご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、航空路の質問に移ります。

まず、お聞きしたいと思います。村長は、東京都の航空路協議会の後のぶら下がりの質問のときに、こういう発言をしております。先ほどお話に出た1,000メートル以下ではATR42-600S機を東京都は想定しているという動きの中で、村長はATR42-600S機は一番可能性があると思うので、いち早い開設ができないか、東京都には実務的な検討に入ってほしいということを述べております。

私、ちょっとここにATR42-600S機の実現性・現実性にちょっと疑問を持っている部分があります。村長でもいいし、樋口さんでもいいんですけども、このATR42-600S機、本当に実現性・現実性があるのでしょうか。お聞かせください。

○議長（池田 望君） 総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） ATR42-600S機につきましては、昨年の6月、ATR社が今後ストール性を高めた機能を有した開発をしたいということで、昨年の秋にCEOが来日しました。要はお客さんを確保するための営業を国内で始めたという状況で、今も続けていると認識しております。

そういった意味では、いいとか悪いではなくて、お客様がつけば開発されるという段階の想定機材というのが実際のところだと認識しております。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 今、樋口課長が言ったように、ATR42-600S機というのは想定機材なんですよ。しかもまだ構想段階、開発にも入っていない。私もこのATR42-600S機の実現可能性について、ATRの親会社、レオナルド社に、おたくの子会社、小笠原に飛ばせると言っているそうだけれども、本当にどういう機体なんだということで、私も相当情報収集しました。

これは、その開発費を負担してくれる、もしくは責任をとってくれるローンチカスタマー

というんですけれども、そういう投資ですよ。そういう投資をしてくれる人が集まったら開発をしましょう、そういう機体なので、まだ構想段階なんですよ、開発も始まっていない。その実現には、開発が始まってから早ければ3年、遅ければ何年か。私が得ている情報では10年と、こう答えています。東京都から出てくる、そういう航空路協議会から出てくる数字は3年。でも、それは早ければという話ですよ。

このATR機、500から600になったじゃないですか。あのときのチェンジとわけが違いますよ、600から600Sというのは。500から600になったとき、私もすごく期待しましたよ。ですがあのときはエンジンを変えただけなんです。出力を高くしただけ、あと燃費のいいエンジンに変えただけ。だから500から600はすぐ移行できましたよね。でも、600Sというのは、今まで最低1,000メートルの滑走路でできたのを800メートルにする。エンジンを変えただけではだめなんです。機体の軽量化、ラダーの改良、これも含まれているんです。だからローンチカスタマー、投資者を募集して開発をこれからするけれども、お客さんというか、投資者いませんか。

この点に関して、この間の小笠原諸島振興開発審議会、神戸大学の先生、竹林さんでしたか、懸念示していますよね、私と同じように、これ構想段階でしょうと。いいんですか、危険じゃないんですかと、こう言っていますよね。私、議事録見ましたけれども。

私はちょっと現実性・実現性としては、まだ先の話、決してないとは言いませんよ。でも先の話ですよ、これはまだ。それを根拠にして1,000メートル以下にしますというのは、それは危険じゃないですか。私はそういうふうに感じています。

私、もう2点ありますけれども、ATR42-600S機を使った航空路、まずこのATR42-600S機を使った航空路、開設されるのは何年先ですか。見込みでいいので、教えてください。

○議長（池田 望君） 総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） ATR42-600S機を前提とした航空路線の開設ということ言えば、先ほど一木議員がおっしゃったとおり、ローンチカスタマーがついたとしても、開発そのものに時間がかかる。その上で、1,000メートルなら1,000メートルの滑走路の整備の時間が必要ということになりますので、何十年先という単位になるんだろうと推測はするところでございます。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 樋口室長のおっしゃるとおりです。何十年先の話なんです、これは。

東京経済新聞が、東京都から情報をもらって記事にしております。空港建設、着工が始まってから空港開設まで20年から25年かかるんですよ。じゃ、その前の環境調査、何年かかりますか。村長は、毎日新聞だったか、その中では、たしか3年から5年で何とかめどがつくようにというお話をしています。

私は、そんな年数では終わらないと思っています。新石垣空港の事例を考えてみてください。海につくる、埋め立てるといふ。結局、最終的には海はだめで陸になりましたけれども、あれだけで県が計画を発表してから着工までの間に27年かかっています。それでも海はだめだったんです。

私、東京都の今回の航空路協議会の議事録も全部読みました。東京都環境局、何て言っていますか。相当長期間かかる、それを覚悟しなくてはいけない。相当長期間って何年ですか。少なくとも10年でしょう。これ数年で終わる話ではないんですよ。そうすると合わせて、着工から開設まで20年としましょう。環境調査10年です。それで、このATR42-600S機の開発5年としましょう。35年ですよ。私何才だ、82歳。その先の議論をするのは、私は全然オーケーです。長期的なビジョンとしてこのATR42-600S機、これを将来的に飛ばそう、それはありますよ、僕も賛成します。でも、これ先の話ですよ、全然。長期的な話ですよ。そこをまず踏まえてはいけないと思います。このATR42-600S機が飛ぶにしてもですよ。

もう一つ、私、懸念材料があります。この空港整備、ATR42-600S機を想定しての1,000メートルの滑走路。1,000メートルの滑走路ということは、予備帯も含めると1,320メートルだというふうに東京都は言っていますよね。1,320メートルの滑走路をつくるのに幾らかかるんですか、どれぐらいかかるのか。まず想定をお聞かせください。

○議長（池田 望君） 総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 東京都がやられている1,000メートルの検討の背景の中で、建設費まで調査されているのかどうかというのは、私どもは知りませんが、過去実務的な検討会議の中でも、そういった建造費については具体的な数字は出てきておりません。私が勝手な想像をしても仕方ないと思いますが、何百億円なのか、あるいは1,000億円超えるのか、そういった規模感になるんだろうとは思いますが、正直、想定は難しいところでございます。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 実際には調査をしていたとしても、なかなか表に出せない数字なんだ

と思います。私、航空業界の方にあれこれ聞いて、正確な数字ではないですけども、ほぼこれに近いんじゃないかという数字は予想ができます。

今、東京都が考えている滑走路、橋げたで、高さが20メートル、もしくは埋め立てる。この滑走路は、羽田空港のD滑走路と似ているんですよ、構造が。じゃ、羽田空港D滑走路の建設費幾らだったのか。1メートル2億円なんですよ、あの場所で。じゃ、1,300メートルだったら幾らになるのか。2,600億円です。これが最低ラインだろう。その後、小笠原単価だとか、あと土をどこから持ってくるのかとか、そういうところでどんどんそのお金はかかるだろう。2,600億円以上かかってもやっていく。それはそれでいいんですよ、目指すんだったら、本当に。でも、それってさっきも言ったように35年とか、それぐらいずっと先の話ですよ。

村長、もう少し現実的に考えませんか。もっとここ10年とか、15年とか、その範囲でできる航空路を今考える時期じゃないですか。

樋口室長にもう一回ちょっとお伺いします。ここ二、三十年で、内地から父島に実際に飛んできている、離発着できている航空機、自衛隊含め、米軍含め、何でしょうか。

○議長（池田 望君） 総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） まず、自衛隊機ということで言えばUS 1、US 2が過去飛んできております。それから米軍機で言えば、オスプレイが飛んできております。

あとは、記憶が定かではないんですが、何年か前、警視総監が来島された際に、八丈経由でヘリコプターでいらっしゃったというように、今思い出しているところです。

以上です。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） おっしゃるとおりです。ただ、これにつけ加えると、警視総監以外にも警視庁が5回来ております。その機種は、エアバス社のスーパーピューマAS 332、あとレオナルド社のAW101です。これで警視庁が合計6回。あと、NHKも来ております。これはAW139という機種で、2011年と2014年に父島に2回来ています。あとオスプレイも含め、現実には飛んでいる機体があるんですよ。

村長、今、小池都知事のああいふ発言が出て、今、決断の時ではないですか。村営空港で、場外離発着で、場外離発着の中の一つのカテゴリーに防災空港というのがあるんですよ。そこを目指しませんか、村営で。今、政治が決断しないと、またこれずるずるできないまま30年、40年たつんですよ。やりましょうよ、もういい加減に。東京都の回答なんて待つ

ている場合じゃないですよ。あなたが決断すればできるんですよ、この話は。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 一木議員が何をおっしゃりたいのかが、今ようやくわかりました。今あなたが述べてきた数字だとか、年数だとか、これこのテレビを通して村民がみんな聞いたんですよ。本来、責任を持って答えられない樋口企画政策室長も、それはいろいろな東京都の協議の中から出している数字を、今それでも精いっぱいの答弁をしました。けれども、これ責任持てないですよ。

それから、これ今回のやりとりの中では大事なことなので、ちょっと言わせていただきますけれども、私のことで毎日新聞の例を引いて、この3年から5年というのをおっしゃいましたが、前段があって、東京都が成案を出してからですよ。3年から5年めどで着工したいと。

まず、私が決断すればできるというお話を、一木議員はおっしゃいました。私たちは、村と村議会と一体になって、何遍も要望書から要望活動もしているんですよ。これは、行政の長として大変な責任あることで、そのお願いをしていた主体である東京都がまず一つの結論を出して、それがよしんばそのときに私が村長であって、それは飲めないという話があれば別ですけれども、まだ議会とともに東京都にお願いをしている、その段階で私がそういう判断をできるとお思いだとしたら、それは一木議員、誤りですよ。私は、ほかの議員の方から質問もあったときに、しっかりとした成案を村民の方に示して、村民の意思も確認しなければだめだと。その途中でいろいろなことを情報としてお出しすると、余分な議論を呼ぶということを一貫して言ってまいりました。

ですから、改めて私の立場を申し上げます。私は村長として、村議会とともに何とか航空路を開設したい。それは1,000メートルだ、1,200だ、2,000だ、機材がATRだ何だではないんです。最後のところは先ほども言いましたように、ライフラインとして確保して下さるんだったら、どんなものでもいいという考え方ですよ。しかし、今、具体的に議論になっているのが、一木議員もおっしゃったATR機、そういうことでございましてね。

まず、今までのやってきた、私どもと村議会とですよ。要望してきたことに対して一つ、一定の結論が東京都から出るまでは、前回の航空路協議会のことも小笠原航空路開設推進特別委員会のほうで議論にもなると思いますが、そこで私どもも意見を申し上げさせていただきました。これからも一日も早く、本当に具体性があるのかどうか、そういうこともきちんと質問をする、意見を言っていくというところを村議会の皆さんとも諮りな

がら、一緒にともに行動しながら、まずは東京都が一定の結論を出すというところを急いでいきたいと、こう思います。

○議長（池田 望君） よろしいですか。

お諮りします。

暫時休憩したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、暫時休憩いたします。

午後２時から再開いたします。

（午後１２時１分）

○議長（池田 望君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

（午後２時）

◇ 安 藤 重 行 君

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○２番（安藤重行君） ２番、安藤重行です。

今回の質問では２点お伺いいたします。１点は防災についてです。２点目は国民健康保険についてお伺いします。

その前に、北海道胆振東部地震での震度７の地震による被害は、被災者の皆様の想像をはるかに超えたものだったと思います。厚真町での土砂崩れの崩落現場を目にしたとき、目が点になって絶句してしまいました。最終的には、行方不明の４０名の方々が亡くなられました。やはり真夜中の災害は、命を守ることの難しさを垣間見た気がします。

西日本の集中豪雨、北海道胆振東部地震で被災された全ての皆様へのお見舞いと、ご不幸にも亡くなられた方々へご冥福をお祈り申し上げます。

皆様は、９月２日午前０時４３分、マグニチュード５.７だったんですが、母島、震度２、父島、震度１の地震があったことを覚えていらっしゃるでしょうか。地震大国の日本列島では、各地で地震が毎日起きていますが、この１月から８月までを見ていくと、１００回を切った月はありませんでした。最大が１６８回の時もあります。こんなにもあるものなのかと少々びっくりしました。硫黄島とか、そういうところはまた別に数えられているようですが、その直後の大地震でした。

今年は、何十年ぶりかの超大型台風や、ちょっと変わった動きをする台風とか、豪雨災害などで日本列島も悲鳴を上げている状態です。また、台風の当たり年とも言われているようですけれども、ありがたいことに、小笠原諸島は微妙によけて、避けて通っていつてくれているおかげで大きな被害もなく、大変ありがたいことだと思っています。その分、ふだん経験のない日本列島の方々が大変な思いをされていることへは、災害の報道を目にするたびに心痛極まりない思いでいます。

小笠原も他人事ではありません。いつ襲ってくるかもわからない最大級の南海トラフの地震の問題や、近地沖地震の問題も少しずつ報道の機会が多くなってきています。災害については、いついかなるときに起きてもいいように、備えあつて憂いなしの精神で、常に個々の村民が自分はどうすべきかをシミュレーションを組んで、頭の中で対策を講じておくこと、家族で話し合っておくことが大切だと思っています。これは、村民の命を守る行政にも同じことが言えると思います。

本題について、お伺いします。

小笠原村では、平成28年8月に、関係機関と小笠原村防災会議を開催して、地域防災計画を修正しています。その中の津波災害対策推進計画、南海トラフ地震等防災対策推進計画というのがありまして、それについても記載されていますので、その内容についても伺いたいと考えています。

村長ご自身では、個人としてご家族のことを考えることも必要ですし、公人で村長という立場から、村民の安全を考えていかなければならないと思いますが、常日ごろから、どのような公人であろうと心がけているのかをお伺いしたいと思います。

また、災害があつたら真っ先にどんな行動をとろうと、自分でシミュレーションを組んでいるのか。そのいつも考えておられることをお聞かせいただきたいと思います。

さて、防災計画もホームページで見ることができます。その中で、最新のデータをなぜ入れないのかと思ってしまいました。これはどの程度で更新されているのか。それは、村の人口構造等、平成22年度のデータが載っていたり、ほかでは平成26年度のデータだったりしています。こういったデータは、最新の情報が不可欠だと認識しています。なぜ改善されていないのか。この防災計画では、毎年3月までに不具合があつたら見直すというシステムを持っていると思います。なぜ更新されていないのか。逆に言えば、各課あるいは各協議関係機関からも、何の不具合も指摘されないのか不思議でしょうがないのですが、その点についてどのような対応をしているのか。

また、防災危機管理士や防災士という資格があるようです。村では配備されているのか。計画には記載がないので、もし未整備であれば、今後そういった職員を配備する計画があるのか。118ページにも及ぶこれだけの膨大な量の防災関係業務対応が整備されているわけですが、これを熟知していて、災害時に即座に利活用できる職員は、現在何名ほど育成してきたのか。父島・母島両島に必要で、職員育成は大変重要な課題です。見解を示してください。

登壇では、質疑は広範に広がるのでこの程度とし、この後の質疑については大変申し訳ございませんが、自席で続けさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 安藤議員のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、公人ということをごどのように考え、捉えておるかというご質問をいただきました。

村民の生命と財産を守る立場にいる村長として、私という立場、いわゆる公人・私人ということであると、私人という立場は、この職に在る限りないものというふうに思っており、日ごろの活動しております。

また、私の災害に対する心構えということでございますが、自然災害、国民保護事案等の危険事態が発生するおそれがある場合、また発生した場合、危機をどう乗り切れるかは、トップである私の判断と行動にかかっており、全責任を負う覚悟を持って陣頭指揮をとるということを心がけております。

私の初期対応における判断と行動で最も重要なことは、在島中であれば、村役場に一刻も早く駆けつけ、上京中であれば、副村長以下と連絡を取り合って災害対策本部を立ち上げ、速やかに迫っている危機の状況の把握に努め、状況によっては人命第一の観点から、空振りをおそれず、最悪の事態を想定して避難勧告等の発令を判断することとしております。

防災対策において、初期対応、被災後の対応が速やか、かつ的確に実施できるかどうかは、平時の備えが重要であると認識しており、引き続き防災訓練の実施、災害備蓄品の充実等に努めてまいり所存でございます。

具体的個別案件の質問については、それぞれ担当課長が答弁をしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 個別具体的なご質問もございましたので、私のほうから答弁させていただきます。

地域防災計画の修正については、毎年検討を加え、必要があると認めたときに修正することとされており、各機関は関係ある事項について修正の必要がある場合には、毎年3月末までに修正案を作成し、防災会議事務局に提出することとなっております。これまで2年から3年に1回、組織改編や大きな制度改正等があった際に、各課の意見も踏まえて、小笠原地域防災会議にお諮りした上で、修正を行っております。その際に人口等のデータもあわせて更新をしております。

なお、直近では、平成28年8月に地域防災計画を改定しており、産業人口構造については、平成28年の改正時点で、平成27年の国勢調査の結果が出ていなかったことから、平成22年の産業人口構造を用いることとし、次回の改正時に反映する形で改正することとしております。

次に、ご質問の防災危機管理者や防災士につきましては、現在、配備しておりません。防災危機管理者及び防災士は、どちらも一般の資格認定機関が認定する資格であり、防災・減災についての知識・技能を有し、災害発生時には積極的な役割を担うことが期待されている資格でございます。両資格とも、防災担当の公務員、会社員、防災関係機関職員、市民等が取得しており、認定機関が実施する講座を修了することなどで資格の取得が可能です。

地域防災計画において、職員の防災教育のために防災機関が開催する講習会、講演会または訓練に積極的に職員を派遣することとしていることから、従来の防災訓練に加えて、防災教育につながる防災危機管理者や防災士の資格取得について、検討してまいります。

次に、防災を熟知した職員の配備・育成などのご指摘もありましたが、村の通常業務においては、私、総務課長、それから係長、防災担当職員の3名が防災を担当しております。そのため、職員につきましても、地域防災計画において、村は村の職員に対し、少なくとも年1回、防災計画の概要、活動体制、その他防災に関する講習会を開催することとしていることから、年度当初には、災害が発生した場合の各職員の参集場所を定め、職員に対し行動フローを説明しております。

また、毎年、防災関係機関及び住民が一体となって防災訓練を行うことにより、職員の防災計画の習熟を図っております。

以上でございます。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） ありがとうございます。

村長の先ほどの答弁で、公人として命をかけるとか、そういった意気込みが感じられました。ただ、私としては、私人としても、ふだんは家族と話し合いをしているという言葉が聞けたらよかったかなと思いました。

陣頭指揮をとるということで、最悪の状態を常に考えてやると。平時の準備をもっときちんとしていくということもいろいろおっしゃっていましたが、ぜひそのことをこれからも忘れず、やっていただければと思います。

それから総務課長には、データの修正ということでは二、三年に一度ということではなくて、常に修正をしていくことが重要ではないかというふうに考えています。小まめに修正をしていただいて、その辺については単純作業ですから、早急に取り組むことを申し入れておきたいなと思います。

それから、資格の習得、それから職員の習熟には、積極的にぜひ取り組んでいただきたいと思います。

さて、地域防災計画第4部の災害予防計画の中に、危険区域の調査という項目があります。その中の5番に、津波・高潮による被害のおそれのある場所と掲載されているんですが、第5部の防災知識普及計画の第2節第2項に、職員を対象としたということの中に、3番目に地震・台風・火災等の防災知識と書かれているんですが、ここには津波が抜けているんです。このように、整合性がないのかなという部分もあります。改善をするということも極めて重要と思うので、この辺の精査についても早急に考えるべきではないかと思います。その見解をお伺いしたいと思います。

また、要配慮者、昔は弱者という言葉を使っていたように思いますけれども、その支援計画では多くの方々の協力が必要になってくるので、大変重要な課題です。私も社会福祉協議会時代に、1人でよく台風対策を行った経験があります。

そこで、緊急連絡配備態勢の整備を実態に沿った確立を図るためには、ご本人、ご家族、それから小笠原では意外と多いのが親族の方との話し合い、この辺をどのように対処しているのか伺います。普段から顔なじみになっていないと、突然避難しようとして伺っても拒絶する方もいます。そういう経験もあります。常日頃からの意思の疎通を図ることというのが重要だと、経験上思います。避難態勢の確立の方法を定めておくというのはどのような方法なのか。その際、誘導支援の担当者は決まっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 初めに、津波が抜けているという点につきましては特段の意図はありませんが、津波につきましては、地域防災計画の第35部において、津波防災対策推進計画、南海トラフ地震等防災対策推進計画を定めて、津波について職員の防災知識の公布を行ってございます。

次に、村では災害発生時に、避難行動要支援者の避難支援を迅速・的確に行えるよう、地域の避難行動要支援者の実態に合わせ、緊急連絡態勢の確立を図っております。具体的には、年齢、性別、症状などを記載した避難行動要支援者名簿を、本人の承諾を得た上であらかじめ作成し、災害発生時の避難態勢についても、本人や必要に応じて家族、親族にご説明しております。

また、避難行動要支援者の避難支援につきましては、避難行動要支援者の名簿に基づき、消防団が支援を行うことになっております。実際の避難支援において、参集できた団員から順に支援活動を行っていくため、個別の支援員は定めておりません。

なお、毎年の防災訓練において、避難支援の訓練を行っております。

以上でございます。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） 支援員は特段定めていないということで今おっしゃっていましたが、防災訓練のときに実際のシミュレーションを組んで実施していただいているようなことがあるようですので、支援者にも周知して、訓練の中でもスムーズにできるように、ぜひ継続して実施していただきたいと思います。

防災教育・訓練の充実という中で、支援員となる消防団員の大幅な増員を計画しているわけですが、その対応能力を高めるための防災教育あるいは訓練指導は誰がやっているのか。内地から講師を呼んでいるのか。また、福祉活動に従事する者や、昨年実施された地域住民の育成に伴う防災教育をどのような形で実施するのか。計画があるのか、伺いたいと思います。

防災知識普及計画の中で、職員の防災教育はどの程度、どのような講習会や講演会に参加させているのか、実施状況を伺います。この計画の中で以前質問した内容ですが、防災意識の徹底を図り、簡略化し、マニュアル化し、住民に知らしめるためには、個々に説明をすべきと申し上げてきました。その後、どのような対応を実施してきたのか、見解をお伺いします。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 消防団員の防災教育・訓練につきましては、毎年1回、東京消防訓練所が教官を派遣して、消防団員の災害時対応力の強化を図るため、災害時を想定した総合的な訓練を実施しております。

次に、避難行動要支援者に係る福祉従事者及び地域住民の防災教育につきましては、地域防災計画では、支援の中心となる保健師、ケアマネジャー、ヘルパー等の福祉活動に従事する者や、近隣の地域住民等の育成に努めるとしていることから、防災訓練時における避難行動要支援者の避難支援の訓練の後に、消防団、地域包括支援センターの職員、ケアマネジャー及び保健師が車椅子の運び方や、認知症の方への対応方法など、避難時に支援が必要な方の避難方法の訓練を行っております。

避難行動要支援者に係る地域住民の防災教育については実施できておりませんが、他の自治体の例を参考にしながら、どのようなことができるか検討してまいりたいと思っております。

次に、職員の防災教育についてでございます。

地域防災計画では、村は村の職員に対し、少なくとも年1回、防災計画の概要、活動態勢、その他防災に関する講習会を開催することとしていることから、村では、年度当初に災害が発生した場合の職員の担当を定め、職員に対し行動フローを説明しております。また毎年、防災関係機関及び住民が一体となって防災訓練を行うことにより、職員の防災計画の習熟を図っております。

次に、住民の防災意識の徹底につきましては、村は津波浸水ハザードマップを作成し、また村民だよりでは防災特集号を載せ、また防災パンフレットを配布し、防災訓練の実施などによる防災意識の普及に努めているところでございます。

個々の住民への説明につきましては、人的な制約もあることから、現在のところでは実施できておりませんが、どのようなことができるか検討していきたいと思っております。

なお、本年11月に予定している村・東京都共催の総合防災訓練においては、防災に関する展示も予定していることから、1人でも多くの人に展示を見ていただけるよう広報していきたいと計画をしております。

以上でございます。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） 地域住民への防災教育はできていないということですが、先ほど午前中、鯉江議員のときにも答えていたかなと思うんですが、子供たちの訓練をいろいろ

る防災計画の中で実施したり、それから去年は実際にはできなかったんですが、高齢者と一緒に逃げる訓練をするということが計画されたかと思うんですね。やはりそういうことが防災教育の一つだろうと思うので、去年はそのことを評価していました。ぜひ継続していろいろな形で検討していただきたいと思います。

最近の専門家の中には、地域特性を生かした住民を巻き込んで、独自のハザードマップをつくるべきだとさえ言い切る方も実際に出てきています。防災意識の普及は大変重要ですので、ぜひその辺についても今後取り組んでいただければありがたいというふうに思います。

防災計画の中の第18部で、避難計画の第7章で避難所の管理というものがあります。その中で、私も毎年防災訓練時に参加して、実証実験をしています。サイレンが鳴ってすぐに避難したら、まだ職員が1人で避難所の開設をやっていたということがあります。しばらくしたら、名簿記入用紙等を持ってほかの職員がやってきましたけれども、そのタイムラグがあり、しばらく中に入ることができないという状況がありました。出動方法、任務の徹底が図られていなかったのではと思うんですが、その辺は検証されているのか伺います。

避難所での経験から言えば、台風時にはありますけれども、施設を閉鎖してしまったときに停電になり、非常にムシ暑く、大変困った経験があります。停電時は蓄電池や自家発電機等が必要と思うんですが、このことがどこにも明示されていないのはなぜなのか。また、クーラーや扇風機、個別スペースの確保のための用具などの確保が重要となってきます。その点についての対策は講じているのか。

指定緊急避難の災害状況によって、使用できる避難所と、そうでない避難所の問題については、以前、杉田副議長が質疑されていましたが、それに付随して、収容人員の制限が記載されているわけですが、避難所が災害によって使用できない場合、収容人数制限をされたとき、収容し切れない状況ができてしまいます。特に母島では、新しい母島村民会館と保育園ができれば、多分解消すると思うのですが、それまでの検証が必要ではないかと思います。その見解もお伺いします。

第22部のライフラインの応急対策の第2章で、電力施設の応急対策計画で示されている発電能力で、どこでどのように使われるのか伺いたい。応急対策用資機材の発電の能力は、台風時では対応が可能かもしれませんが、津波では到底抗えない状況ではないかと考えます。その対策は、今後、小笠原村エネルギービジョンとの整合性も図りながら構築していくべきであると考えますが。その見解もお伺いします。この辺は、先ほど清水議員

の質問の中でも少し重なる部分もあるかと思います。

この点では、母島では発電所が高台にあり、今後も再生可能エネルギーを基軸とした都のゼロエミッションの対象として、着実に安心の対策が講じられています。父島については、今後先を見据えてしっかりと取り組まなければならないと思いますが、その見解をお伺いしたいと思います。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） お答えします。

村では、災害が発生した場合の各避難所担当職員を定めております。避難訓練については、実際の災害を想定し、職員もサイレンが鳴った後に避難所に向かうため、住民が先に避難所に到達することは想定されます。

次に、停電時の蓄電器や自家発電のご質問につきましては、平成30年7月豪雨でも、クーラーや扇風機などの暑さ対策の重要性が再認識されたところです。地域防災計画に自家発電の記載がないことにつきましては、特段の意図はありませんが、現在、避難所については奥村交流センター、母島支所及び母島診療所に自家発電装置を設置しております。

なお、扇浦交流センター及び奥村交流センターには、太陽光発電設備が設置されています。

次に、防災拠点への再生可能エネルギーの導入につきましては、今後とも小笠原村エネルギービジョンとの整合性を図りながら、導入について検討し、災害に強い村づくりを進めてまいります。

これ以外に避難施設の課題につきましては、非常時の対応ということもあり、設備の質につきましても、求められるレベルと提供できるレベルに正直ギャップが生じることは否定できません。

また、災害の状況や避難の期間によりましても、求められるものと提供できるものの差は、それぞれ異なった状況になることが予想されます。求められる全てのものを整備することは、使用できる施設や、物理的・財政的にも厳しいところでございます。避難された方々の不自由にならない様に、今後ともできるだけ各職員が努力して対応していくとともに、避難施設の設備や質の充実につきまして、今後とも常に念頭に置いていきたいと考えております。

次に、母島の避難所が何らかの理由で使用できない場合を想定した検証をしておくことが必要ではないかというご質問ですが、例えば津波が発生した際の避難所となる母島診療所の収容人数は、一時避難の際が90人、長期避難が40人であり、過去、東日本大震災の際に

は、母島診療所だけでは収容し切れず、他の公共施設を使用して対応した経験があります。

今後におきましても、津波だけではなく、他の災害が発生した際に、何らかの理由により各避難所が使用できない場合、あるいは避難所の収容人数を超える避難者が生じた場合には、関係機関とそれぞれの公共機関の使用等を含めた連携を図り、対応していきたいと考えております。

また、母島では、津波等の避難所対応を兼ねた保育関連施設の整備を計画しており、これが整えば、津波等による避難者を相当数収容することが可能になると考えております。

次に、ライフラインの応急対策計画においては、応急対策用資機材が記載されております。その中の高圧発電車につきましては、災害の状況に応じて、東京電力と協力して、重要かつ優先的に電力供給が必要とされる施設で活用していただく方向で考えております。

以上でございます。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） 私が先に着いてしまったということについては理解いたしました。職員の方も、そのときが防災訓練の一つだということですので。

今後の計画の中で、予算措置も含めて自家発電装置とか、やはりそういう蓄電池等々、そういうものの緊急措置で設置計画をしていただきたいと要望しておきたいと思います。やはりそこが一つ重要なものなろうかなというふうに思っています。災害に強い村づくりを進めていただきたいとお願いします。

現代における防災上、最大の生きるための源、今回の北海道の地震を見ても、電気と水だと思います。そのインフラをどう確保できるかが、最重要課題だというふうに考えます。

第35部で津波防災対策推進計画、先ほど南海トラフ地震の津波ということの計画があるということを申し上げましたけれども、台風等とは異なった避難所のあり方が求められているわけです。

緊急整備事業の整備事業の内容で、避難所の整備は、避難所となる公共施設の整備を図るとあります。何らかの特段の計画があるのか。また、避難所開設時には、当然として津波に関しては長期避難ということも考慮しなければならず、スペース、区切りとか区分の確保のための用具の確保、トイレの問題、場所の確保とか水洗用の水の確保、ペーパーの確保、いろいろあるかと思います。女性用の更衣室の確保、授乳室、おむつ交換所の確保、風呂やシャワーの確保、ストレス障害やエコノミック症候群等の問題対策についての細部にわたったマニュアルづくりが求められていると思うんですが、しっかりと作成している

のか、見解を伺います。

それから、その中の5番に防災拠点への太陽光発電設備の整備とあります。さきに申し上げた避難所の管理のところでも申し上げたので、重複する部分もありますけれども、蓄電池併用の防災用太陽光発電設備の設置を行うとあります。既に設置してあるところもあり、そこはいつでも機能するように整備されているのか。また、設置されていない場所についてはいつまでに設置していくのか。具体的な見解をお伺いできればと思います。

9番目に、備蓄倉庫の整備の中で、現在の父島・母島の備蓄状況はどの程度なのか。不足しているものを入れるため、あるいは老朽化し新しくするためや、観光客の増加に伴って、新しい備蓄倉庫を今後どの程度見込んでいるのか。いつぐらいまでに設置していくのか、見解を伺います。

最後に、小笠原村津波避難計画の中で、避難誘導看板等の設置をもっと増やしていただきたいと思います。以前お願いした高校への上り口の看板は大変見やすくなりました。あのようなものを設置して、村民や観光客に明示することが大切だと思います。対応策について、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） お答えします。

現在、村では災害用物資備蓄計画に基づき、まず平成31年度までに食料備蓄を1週間分確保する取り組みを順次進めております。

先ほども述べましたとおり、ご指摘のような避難所の質の確保につきましては、避難所マニュアルの整備や用具の確保等を行っていく必要があるとは認識しており、平成30年7月の西日本豪雨などの事例を研究してまいりたいと思っております。

また、太陽光発電につきましては、扇浦交流センターに導入・稼働しております。また、奥村交流センターにつきましては、自家発電設備を備えておりますが、日中用の太陽光発電のみ導入し、稼働しております。

さらなる太陽光発電の導入につきましては、既存導入施設の効果を検証し、今後検討してまいりたいと思っております。

備蓄につきましては、災害用物資備蓄計画において、村としては津波災害発生から、被災者の生命維持等に必要最小限の災害用物資を1週間分備蓄するよう努めるものとしてされていることから、平成31年までに1週間分を備蓄してまいります。

新たな倉庫の建設につきましては、今後、避難所の質の向上等に必要な間仕切り等の物資

の調達の検討状況を踏まえて、今後検討してまいります。

避難誘導看板につきましては、父島・母島の都道、村道沿いの電柱に標高と避難ルートを示した看板を、また父島の高校下と保育園裏には避難所入り口の看板を、また母島では村道の3カ所、避難目標地点等を示した看板を設置しております。

津波の場合には、高台にいち早く避難することが基本になります。避難所や高台への避難経路を小笠原村津波避難計画に示しておりますが、避難誘導看板で足りないところにつきましては、検証等を行って必要な整備をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） ありがとうございます。

1週間分の備蓄を考えているということです。当然、村民、観光客の総数を考えていると思われませんが、自助ということでは個人の備蓄も必要だと思います。その有効活用をできるのが電気自動車、家庭用電源になることも実証されています。そういった問題点も今後含めて、生き残る村をつくっていくことが重要になるのではと考えています。検証していくことで新たな課題も見えてくると思います。整備するものは最新のものでなければなりません。順次検証・実証ということだと思いますが、確実に実施していくように申し上げておきたいと思います。

本日質疑させていただいたことについては、防災のほんの一部にすぎません。自助・共助・公助当たり前の前提で話をしています。本当に何が大事か、もう一度見つめ直すことが命をつなぐということになるかと思えます。そのためには、自助・共助・公助を理解するための教育が、とても重要になってくるのではないかと考えています。

村の防災に関しては、詳細に検証して、具体的目標を定めて実行していかなければなりません。安心して生き抜く小笠原村を村民と一丸となってつくり上げていかなければならないと思っています。そのためには、地道な一歩が大変重要な礎となっていくことを肝に銘じて、議会も村職員も仕事に邁進していかなければと願うばかりです。

それでは、次の国民健康保険の改正後の対応についてお伺いしたいと思います。時間がありませんので、すみません、端的に5点のことについてお伺いします。

1点は、今年4月から改正が図られたわけですがけれども、改正後の周知について、どのように周知してきたか。

2点目は、村民にその説明が丁寧に行われているのか。幾らぐらい取られるのかというこ

とがよくわかりません。それが不安を与えているのではないかと考えられます。

3番目が、年金生活者の方で、自分が生活できるか不安だと漏らした方もいます。村民が払えないということのない状況を想定した説明をして、不安を取り除いているのかということになると思います。その取り組みをどのようにしているのか伺います。

それから4番目が、ほかの自治体との比較をして、小笠原村の現状と今後について伺います。

それから5番目が、広報が非常にわかりにくいとの声があります。周知の仕方に工夫が必要で、簡素でシンプルに、幾らぐらいの世帯が幾らの金額になるのかなどの具体例があれば、もっとわかりやすいのではないかというふうに思います。これは、4月と6月に広報された村民だよりをA3判に拡大したものです。40代、50代、60代、70代、80代とお聞きしたんですが、これを読んでも、非常にちんぷんかんぷんで、ほとんどの人が理解できていないという状況でした。その辺について伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（池田 望君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 国民健康保険税の改正における村の対応について、答弁をさせていただきます。

まず、第1点目の村民に対する周知についてでございますけれども、村民だよりにて、6月が課税時期ということで、この4月から6月にかけて村民だよりにて広報をしてまいりました。また、丁寧な説明ということでは、村民だよりの広報のほか、平成30年度国民健康保険税納付通知の際に、国民健康保険制度の改正についてのパンフレット、また国民健康保険税改正のお知らせを同封し、被保険者全てに周知を行ってございます。

国民健康保険税の引き上げに関しましては、5カ年にわたり段階的な引き上げを行うことにより、村民の急激な負担増を緩和するとともに、制度改正の趣旨をご理解いただけるよう、今後も丁寧な説明を行いながら、村民の皆様の不安を解消してまいりたいと、このように考えているところでございます。

村民が払えないということのない状況を想定して取り組んでいるかということに関しましては、これは低所得者のための軽減措置というものを設けております。具体的には、世帯1人当たりの課税額でございます均等割、それと1世帯当たりの課税額であります平等割の部分、その世帯の所得により2割から7割の幅で軽減をしているところです。また、平成30年度からは、この軽減の対象となる世帯の所得の限度額の引き上げも行っている

ころでございます。

次に、他自治体と小笠原村の現状と今後についてでございます。

他自治体は、東京都の標準税額の算定方法に倣い、所得割と均等割の改正を主として行っておりますけれども、小笠原村では子供の多い世帯、多子世帯の負担増を考慮しまして、均等割ではなく平等割の改正を主に行っております。

今後も村としましては、子育て世帯や低所得者等に配慮した改正を行ってまいりたいと考えているところです。

保険税改正の広報につきましては、議員ご指摘のとおり、若干わかりにくい表現の部分もございますので、村民だよりへの掲載や個別通知の際には、より理解しやすいものに改善するとともに、今後も丁寧な周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） ぜひ検討していただきたいとお願いして、終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

◇ 稲 垣 勇 君

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） 6番、稲垣 勇です。

1点質問させていただきます。ゆり丸の更新の動向について、昨年このことについて第4回定例会で質問しましたが、それ以降の動きを教えてください。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 稲垣議員のご質問に答弁をさせていただきます。

ご質問のゆり丸の建造に関して、前回の定例会以降の動向ということでございます。

昨年12月の第4回定例会にて、議員からゆり丸の更新についてのご質問をいただき、私からは、利用する地元の立場から、そろそろゆり丸の更新に取り組む時期を迎えた旨と、まずは船舶所有会社や関係機関等と認識を共有できるよう、話を始めてまいりたい旨の答弁をさせていただきました。

その後、去る6月14日に開催されました東京都離島航路地域連絡協議会におきまして、船舶所有会社である伊豆諸島開発から、公の場で初めてゆり丸の更新の必要性について触れられました。

具体的には、八丈島・青ヶ島航路及び父島・母島航路に係る航路確保・維持計画の中で、

ゆり丸が船齢20年を超え、老朽化が顕著であること、また新たな建造船を検討する上で必要となる各航路の現状の問題点などを把握・分析するため、航路調査を実施することが示されたところでございます。

今後、伊豆諸島開発では、新たなゆり丸の建造に向けて、所要の作業と手続を行っていくこととなりますので、村としても必要な支援・協力を行ってまいりたいと思います。動き出したというふうに受けとめていただければと思います。

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） 6月14日に、東京都離島航路協議会で、このことについて更新の必要性があるということで、東京都の議題として上がったようで、我々母島島民としては1歩も2歩も進んだように思っていますが、このような考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（池田 望君） 総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 稲垣議員おっしゃるとおりの解釈でよろしいかと思います。

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） そうしますと、これに向けて今後どのような航路の調査なり、そういうことが考えられるのでしょうか。

○議長（池田 望君） 総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 6月の航路協議会での資料を踏まえて、今回、伊豆諸島開発の方に先ほど村長から申し上げた航路調査、その内容を今の時点でちょっと確認をさせていただきました。

調査の内容としましては、3点ほど大きく分けて盛り込みたいと。まずその1点目が、先ほど村長の答弁にもありましたが、八丈島・青ヶ島航路、それから父島・母島航路の現状抱えている問題点、そういった課題等をまず把握し、どういうふうに解決できるのか。分析をするためのアンケート調査、それからもう一つはヒアリング調査を行いたいと。アンケート調査は、利用客の方にアンケートをとりたい。それからヒアリングについては、それぞれの島の関係する機関に対してヒアリングを行いたいというお考えでした。

それから、2つ目の調査事項としましては、新しい船の基本事項としまして、例えば大きさであったり、船の諸元。それからまた建造にかかる経費、それから新しい船を運航する上での運営収支、そういったものをあらあらでもまとめたいというふうにおっしゃってございます。

それから、3点目の調査項目としましては、動き出して竣工までの建造スケジュール、これのあらあらのスケジュールを組み立てたいと。一応その3つを主として調査は行くと。

今、既に伊豆諸島開発では、この調査に携わっていただくコンサル会社をもう決めているようでして、今、その会社と具体的中身について調整を行っているというふうにお聞きしてございます。

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） そうしますと、来年の6月にまたこの航路協議会が開かれると思うんですけれども、これに向けておおよその計画が上がるということで理解していいですか。

○議長（池田 望君） 総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） はい。来年6月に開催予定の航路協議会において、これからやろうとしている航路調査の内容を踏まえて、恐らく建造に向けた一番最初の設計というところを盛り込んだ航路確保維持計画を提出されるものだと、そのように担当課としては考えているところでございます。

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） そうしますと、来年の今ごろ、あるいは10月ごろにはある程度の新造船に向けた計画そのものが、東京都の中でまとまってくるというふうに理解していいですか。

○議長（池田 望君） 総務課企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） まず、航路協議会の中で提出されたその計画の内容が認められるということが前提ではございますし、これから行う航路調査のまとめ方によっては、来年6月の協議会でどの程度の内容で提出できるのかというのは、これからのことだと思います。最短で考えれば、調査もうまくまとまり、最短で来年6月に建造に向けた最初の手続きを盛り込んだ形で提出できるのではないかというふうに、担当課としては見ているということでございます。

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） これ交通機関が1つしかありませんので、我々母島の島民にとっては、ははじ丸と同じくらいに大事な問題なので、村を挙げて取り組んでいただきたいと要望して、一般質問を終わります。

○議長（池田 望君） ありがとうございます。

以上で一般質問は終了しました。

◎散会の宣告

○議長（池田 望君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、本日の会議を終了します。

次回は、明日 9 月 12 日、午後 3 時 30 分から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ありがとうございました。

（午後 2 時 5 2 分）

平成30年第3回小笠原村議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成30年9月12日（水曜日）午後3時30分開議

- 第 1 報告第 9 号 出資法人の経営状況について
- 第 2 報告第10号 平成29年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 3 議案第37号 小笠原村村税条例の一部を改正する条例（案）
- 第 4 議案第38号 平成30年度小笠原村一般会計補正予算（第3号）（案）
- 第 5 議案第39号 平成30年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）
- 第 6 議案第40号 平成30年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）
- 第 7 議案第41号 平成30年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）（案）
- 第 8 議案第42号 平成30年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）
- 第 9 議案第43号 平成30年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）
- 第10 議案第44号 財産の取得（生ごみ処理槽）について（案）
- 第11 認定第 1号 平成29年度小笠原村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認定第 2号 平成29年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 認定第 3号 平成29年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 認定第 4号 平成29年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第 5号 平成29年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第 6号 平成29年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第 17 認定第 7 号 平成 29 年度小笠原村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 18 認定第 8 号 平成 29 年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 19 認定第 9 号 平成 29 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 20 同意第 4 号 小笠原村教育委員会教育長の任命の同意
- 第 21 発議第 2 号 議員の派遣について（案）

出席議員（7名）

1 番	清 水 良 一 君	2 番	安 藤 重 行 君
3 番	一 木 重 夫 君	4 番	鯉 江 満 君
5 番	杉 田 一 男 君	6 番	稲 垣 勇 君
8 番	池 田 望 君		

欠席議員（なし）

出席説明員

村 長	森 下 一 男 君	副 村 長	渋谷 正 昭 君
教 育 長	松 本 隆 君	総 務 課 長	セーボレー 孝 君
総務課副参事	杉 本 重 治 君	総 務 課 企画政策室長	樋 口 博 君
財 政 課 長	江 尻 康 弘 君	村 民 課 長	村 井 達 人 君
医 療 課 長	佐々木 英 樹 君	産業観光課長	牛 島 康 博 君
環 境 課 長	岡 島 一 徳 君	建設水道課長	繁 藝 則 仁 君
建設水道課 副 参 事	岩 本 弘 幸 君	母 島 支 所 長	湯 村 義 夫 君
教 育 課 長	持 田 憲 一 君		

欠席説明員（なし）

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 津 源 君	書 記	萩 原 佳 代 君
---------	---------	-----	-----------

◎開議の宣告

○議長（池田 望君） ただいまから本日の会議を開きます。

（午後 3 時 3 0 分）

◎会議時間の延長

○議長（池田 望君） この際、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

◎報告第 9 号の上程、説明、質疑

○議長（池田 望君） これより本日の日程に入ります。

日程第 1、報告第 9 号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 報告第 9 号 出資法人の経営状況について。

平成30年 9 月11日。提出者、小笠原村長、森下一男。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の 3 第 2 項の規定に基づき、議会に報告する必要があるためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 2 ページをお開きください。

出資法人等経営状況報告書について、ご説明させていただきます。

初めに、法人の概要についてでございます。

名称は、小笠原ラム・リキュール株式会社。

以下、目的、設立年月日等はお手元の資料に記載されているとおりでございます。

次に、平成29年度事業概要についてでございますが、2 ページの販売成績及び3 ページの売上高は、それぞれ表に記載されているとおりでございます。商品ごとに販売成績と売り上げを説明させていただきますので、両ページを開いた形でご覧いただければと思います。

初めにラム酒についてでございます。前年度と比較して、大瓶に関しては220本の減となっておりますが、前期、平成28年度における販売本数が、例年よりも300本を超える販売数

の増という結果を出しておりまして、今期、平成29年度の2,078本はほぼ例年並み、もしくは多少上回る本数となっております。

一方、小瓶の本数は5,782本でございますが、これは従来からのラム酒と海底ラム用のラム酒を合算した数字でございます。前年比で1,500本の増となっておりますが、これは海底ラムが増えたことが大きな要因となっております。売上高に関しましては、昨年と比較して160万円ほどの増となっております。

次に、海底ラム40度の小瓶292本でございます。注意書きにもありますが、ラム酒小瓶として販売したもののうち292本がラム酒小瓶に一度返品され、これを海底ラム40度として販売した数字となっております。売上高は約94万円となっております。

次に、海底ラム25度の43本でございますが、前期において返品された300本のうち、当該年度中に売れ残ったもので、これが平成29年度において完売したため、この項目に記載しております。売上高は14万円になります。

次に、無人酒ですが、大瓶は315本でほぼ昨年並みの本数となりました。小瓶の前期比300本ですが、アルコール25度の海底ラム酒300本を平成26年度において無人酒として販売し、平成28年度の中で返品処理したため、平成28年度の販売成績の表にマイナス300本として処理いたしました。したがって、今年度は0本ですが、前年度比は300本と記載しています。売上高は41万円となります。

なお、今後、海底ラムは40度のみの販売となり、25度は販売しませんので、無人酒の小瓶とともに次年度以降、この商品はなくなる予定でございます。

次に、パッションリキュールでございますが、おおよそ昨年同様の数値となっております。大瓶・小瓶ともに年々減少している中、平成28年度においては、販売本数が増加しており、今期もほぼ同数の結果で売上高は約477万円となっております。

売上高の合計額は1,503万3,909円、前期と比較して302万6,491円の増となっております。

次に、4ページでございます。

4ページ、3、平成29年度決算書になりますが、貸借対照表、損益計算書、余剰金計算書及び損失処分計算書は記載のとおりでございます。

ページ下の（3）の剰余金計算書の下の米印の部分ですが、前期繰越損失額に当期利益を加えた当期末処理損失額はマイナス92万3,172円となり、次の5ページ上段、損失処分計算書における次期繰越損失もマイナス92万3,172円となります。

最後に、5ページの平成30年度におきます事業計画についてでございます。

①としまして、小笠原諸島返還50周年記念事業として、檜樽により熟成されたラム酒を「BONIN ISLANDS RUM GOLD」として村内限定販売しております。今年の6月23日より販売をしており、8月末までで423本を既に販売しております。

②としまして、内地でのイベントに積極的に参加し、内地向け販売促進の強化を図ります。

③としまして、村内イベントの参加。量り売りを強化し、島民から愛される地酒を目指します。

次に、経営利益は305万円を目指し、当期末未処理を212万6,828円まで持っていきたいと考えております。

報告は以上でございます。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質問のある議員は挙手をしてください。

清水良一君。

○1番（清水良一君） 小笠原のラムリキュール、いい方向に向かって、来年度はいよいよ黒字に転換するような感じで非常に喜ばしいんですが。

このラム酒に、小笠原のものが今入っているのかどうか、ちょっと確認したいんですが。

○議長（池田 望君） 母島支所長、湯村君。

○母島支所長（湯村義夫君） 当初の予定と違って、現在、サトウキビ等につきまして、やっている農家の方もいらっしゃるんで、代品の糖蜜等を使って商品化しているところがございます。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） あと、パッション・リキュールについても同じ状況でしょうか。

○議長（池田 望君） 母島支所長、湯村君。

○母島支所長（湯村義夫君） ここ数年では、同じような対応の仕方をさせてもらっております。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） いい経営状態になっているので、本当に島民に愛されるお酒にするには、やはり地元のものが入っているということが重要ではないかと思うので、ぜひ今後の検討課題にしていいただければというところがございます。

○議長（池田 望君） 母島支所長、湯村君。

○母島支所長（湯村義夫君） 清水議員のご指摘はもっともだと思います。今後につきまして

も、農業者等と協力を図りながら、そういう方向に持っていければと思います。

○議長（池田 望君） ちょっと休憩をしたいと思います、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、暫時休憩いたします。

（午後 3 時 4 0 分）

○議長（池田 望君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 3 時 4 1 分）

○議長（池田 望君） ほかに質疑のある議員は挙手をしてください。

安藤重行君。

○2 番（安藤重行君） ラム酒ですが、輸出用のラム酒は、どこに輸出しているのか教えてください。

○議長（池田 望君） 母島支所長、湯村君。

○母島支所長（湯村義夫君） 関西にあります代理店を通して、フランスのほうに送っております。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2 番（安藤重行君） 輸出というのはなかなか小笠原から今までなかったことだったので、お一つと思って今見ていたんですが、36本というのはちょっとやはりもう少し売れたらいいと思う、頑張っていたいただければと思います。

それから、ここに小瓶というのがあるんですが、ポケットに入るようなポケットサイズの瓶ができれば、もうちょっと販売量が増えるのではないかという話を前から申し上げているのですが、その辺の検討はまだされていませんか。

○議長（池田 望君） 母島支所長、湯村君。

○母島支所長（湯村義夫君） 以前から、安藤議員にそういう提案をいただいているのは承知しています。

ここ数年の中で、無人酒あるいは海底ラムというような新商品を販売しているのですが、既存の瓶を使って対応しています。安藤議員提案のポケット瓶クラスのものとなりますと、機械からもろもろの条件を満たさなければいけない。設備投資等必要になってくるかと思っています。

ただ、そういった商品があれば、飲みやすい、親しみやすい商品になるというようなことはわかりますので、今後、将来の販売強化の一つの手法として参考にさせていただきたいと、そういうふうに思います。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） そうですね。最近、内地に行ったら見て歩くんですが、普通の洋酒メーカーでも、結構そういうサイズを出しているんですね。やはり500円、ワンコインに近いところで売っているのが多いので、大学生あたりがここに来たときに、やはり買いやすい値段というものがあるんだと思うので、その辺の設定もぜひしていただいて、頑張っていたければなというふうに思います。また、検討をよろしくお願いします。

○議長（池田 望君） ほかに質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、以上をもって本報告は終了しました。

◎報告第10号の上程、説明、質疑

○議長（池田 望君） 日程第2、報告第10号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 報告第10号 平成29年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

上記について監査委員の意見を付けて報告する。

平成30年9月11日。提出者、小笠原村長、森下一男。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて、議会に報告する必要があるためのものとございます。

詳細につきましては担当課長に報告をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） それではご説明いたします。8ページをお開きください。

平成29年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率報告書。

まず、健全化判断比率でございますけれども、4項目ございまして、数値が発生している

のが3つ目の実質公債費比率でございます。こちらは9.8という数値が記載されてございますが、昨年度は、10.5という数値でございました。0.7ポイント減と、いい方向に行っているということでございます。括弧内に25.0とございますけれども、これが早期健全化基準でございます、この数値を超えますと、財政健全化計画の策定を義務づけられるものでございます。

続きまして、資金不足比率、こちらは簡易水道事業特別会計及び浄化槽事業特別会計の資金不足比率でございますけれども、こちらは数値の表示がございません。資金不足が生じていないということでございます。

9ページをお開きください。

監査委員から意見書をいただいております。平成30年8月13日付で、審査に付された平成29年度決算に係る小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率報告書について、別紙のとおり意見書を提出しますということでございます。

10ページをお開きください。

審査の対象、審査の期間、審査の要領につきましては、記載のとおりでございます。

審査の結果、総合意見、審査に付された下記表の健全化判断比率及び資金不足比率、並びにその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

先ほどご説明させていただきましたけれども、平成29年度の数値が発生しているのが、この実質公債費比率9.8、昨年度10.5という数値でございました。

11ページをお開きください。

資金不足比率につきましても、先ほどご説明させていただいたとおりでございます。

個別意見としていただいておりますのが、実質赤字比率について、平成29年度においては、実質赤字比率は発生していない。連結実質赤字比率について、平成29年度においては、連結実質赤字比率は発生していない。実質公債費比率について、平成29年度の実質公債費比率は、前年度より0.7ポイント下がり9.8%と算出され、早期健全化基準25%、財政再生基準35%を下回っている。将来負担比率について、平成29年度の将来負担比率は発生していない。資金不足比率について、平成29年度の資金不足比率は、簡易水道事業特別会計及び浄化槽事業特別会計とも発生していない。

その他、実質公債費比率が下がった要因は、平成29年度に村債の任意繰上償還が行われたことによる。今後は、父島・母島両島の児童福祉施設の整備、ごみ処理施設の整備、小笠

原小中学校の整備も計画されていて、それに伴う新たな起債で実質公債費比率が再度上昇傾向に転じないように、将来を見据えた健全な財政運営に努められたい。

監査委員からの意見は以上のとおりでございます。

12ページ以降、この健全化判断比率を算出するために使用した資料を添付してございます。

報告につきましては以上でございます。

○議長（池田 望君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

よろしいでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、以上をもって本報告は終了しました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第3、議案第37号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第37号 小笠原村村税条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成30年9月11日。提出者、小笠原村長、森下一男。

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うため条例案を提出する。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 次の2ページから7ページが改正条文となっておりますけれども、長文ですので、別途お配りした改正条文の要約版をもって説明にかえさせていただきます。

小笠原村村税条例の一部を改正する条例について。

1、改正理由。平成30年度税制改正による地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）の施行に伴い、たばこ税にかかる村税条例の一部を改正する。

2、改正内容。

(1) 加熱式たばこの課税方式の見直し。

①製造たばこの区分として「加熱式たばこ」の区分を設ける。②加熱式たばこにかかる紙巻たばこの本数への換算方法について、「重量」と「価格」を紙巻たばこに換算する方式とする。平成30年10月1日から5年間かけて、次の表に記載のとおり、段階的に移行するものでございます。

(2) 村たばこ税の税率の引き上げ。

村たばこ税の税率（1,000本当たり）を、平成30年10月1日から3段階で次のように引き上げる。改正前、5,262円。改正案、平成30年10月1日、5,692円。平成32年10月1日、6,122円。平成33年10月1日、6,552円。

(3) 旧3級品の紙巻たばこにかかる税率の経過措置。

旧3級品の紙巻たばこにかかる税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を、平成31年9月30日まで適用するものでございます。平成27年改正条例。

3、施行日。平成30年10月1日。

8ページから17ページまで新旧対照表を添付しておりますので、ご覧ください。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

よろしいでしょうか。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第37号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第4、議案第38号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第38号 平成30年度小笠原村一般会計補正予算（第3号）（案）。

上記の議案を提出する。

平成30年9月11日。提出者、小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） ご説明いたします。18の3ページをお開きください。

平成30年度小笠原村一般会計補正予算、予算総則。

平成30年度小笠原村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,611万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億2,463万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定による地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年9月11日。小笠原村長、森下一男。

次の19ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

款項ごとの歳入の補正内訳でございます。この後、20ページ、21ページには歳出がございます。

22ページをお開きください。

第2表、地方債補正。

起債の目的、臨時財政対策債。補正前と補正後で変更がございますのが限度額でございます。8,340万円が8,080万円、260万円のマイナスでございます。

22の3、4ページをお開きください。

第1、歳入歳出予算補正、歳入歳出の総括でございます。

22の5、6ページをお開きください。

説明につきましては、款項目を読み上げました上で、節の計上説明をさせていただきます。まず、歳入からでございます。

地方特例交付金、地方特例交付金、地方特例交付金、地方特例交付金の45万円につきましては、地方特例交付金増額分を計上したものでございます。

地方交付税、地方交付税、地方交付税、普通交付税の606万6,000円は、普通交付税増額分を計上したものでございます。

使用料及手数料、使用料、農林水産使用料、農場使用料の2万3,000円につきましては、母島蝙蝠谷の農業団地の使用料を計上したものでございます。

都支出金、都委託金、総務費都委託金、海区漁業調整委員選挙費のマイナス116万9,000円につきましては、海区漁業調整委員選挙減額分を計上したものでございます。

同じく総務費都委託金の統計調査費でございますが、こちらの8万6,000円につきましては、後ほど歳出でも出てまいりますけれども、今年度実施されます経済センサスに要する経費の増額分を計上したものでございます。

目、教育費都委託金、教育推進校事業費。こちらは3つの事業費がございまして、道徳教育推進校事業費、持続可能な社会づくりに向けた教育推進校事業費、プログラミング教育推進校事業費、合わせて115万円を計上させていただいております。

繰入金、特別会計繰入金、国民健康保険特別会計繰入金、国民健康保険特別会計繰入金の55万6,000円は、国民健康保険特別会計からの繰入金を計上したものでございます。

目、下水道事業特別会計繰入金、下水道事業特別会計繰入金の2万2,000円は、下水道事業特別会計からの繰入金を計上したものでございます。

今回、平成29年度の決算額が固まったことによりまして、地方財政法で繰越金の2分の1以上を基金に積み立てるという規定がございまして、この国民健康保険特別会計、それから次の下水道事業特別会計には、会計の基金を持っていないものですから、一般会計に繰り入れた上で基金への積み立てを行うということになります。

続きまして、項、基金繰入金、財政調整基金繰入金、財政調整基金繰入金の9,971万7,000円につきましては、財政調整基金繰入金の増額分を計上したものでございます。今回の補正に当たりまして、歳出見合いでいろいろな歳入を当て込んでいるんですけれども、その上で不足する分を財政調整基金からの繰入金で賄ってございます。

目、ふるさと寄附基金繰入金、ふるさと寄附基金繰入金の400万円につきましては、ふるさと寄附基金繰入金を計上したものでございます。計上内訳につきましては、後ほど歳出のほうで説明をさせていただきます。

繰越金、繰越金、繰越金、繰越金の8,460万2,000円につきましては、繰越金増額分を計上したものでございます。

続きまして、諸収入、雑入、次の22の7、8ページをお開きください。

雑入、雑入のマイナス678万6,000円につきましては、雑入の減額分を計上したものでございます。こちらにつきましては、予定しておりました事業が中止になったことに伴いまして、参加者からいただく参加費等の収入の見込みがなくなりましたことから、今回減額をさせていただくものでございます。

続きまして、村債、村債、臨時財政対策債の臨時財政対策債のマイナス260万円につきましては、臨時財政対策債減額分を計上したものでございます。

歳入合計、既定額42億3,851万8,000円、補正額1億8,611万7,000円、計44億2,463万5,000円。

22の9、10ページをお開きください。

総務費、総務管理費、一般管理費、寄附金の30万円につきましては、西日本豪雨被害に対する義援金として30万円を計上いたしております。

目、企画費、報償費から使用料及賃借料まで6節でございますけれども、この合計が2,581万3,000円。こちらにつきましては、当初予定してございました沖ノ鳥島視察事業の減額分を計上したものでございます。

先ほど雑入の減額分も説明させていただきましたけれども、島民の方の参加費等を見込んでおりましたものを、減額をさせていただいております。

目、防災諸費、工事請負費の98万円につきましては、防災施設整備事業費の防災施設管理経費の増額分となつてございますけれども、母島北港にございます電話ボックス。3年半前、平成27年2月に設置したものでございますけれども、場所的に非常に風雨、塩害がございまして、さび等で劣化が著しい状況になってございますので、この電話ボックスを改

修するために計上したものでございます。

続きまして、目、自然環境保全対策費、負担金補助及交付金の100万円につきましては、世界自然遺産関連事業費、愛玩動物普及啓発事業費の増額をさせていただいております。内容といたしましては、動物協議会への補助金を増額いたしまして、普及啓発の事業を拡大するというものでございます。こちらにつきましては、平成27年にいただいておりますたふるさと寄附金の100万円を充当するということで、整備をさせていただいております。

項、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費、負担金補助及交付金の104万7,000円につきましては、戸籍住民基本台帳費の事務費増額分でございます。番号制度のネットワークサーバの使用料等の負担金を計上させていただいております。

続きまして、項、選挙費、海区漁業調整委員選挙費。こちら報酬から役務費までの5節でございますけれども、合計で116万9,000円。欠員補充に伴う選挙がございましたけれども、無投票で終わったということで、計上しておりました経費を減額させていただくものでございます。

項、統計調査費、統計調査総務費、需用費の8万6,000円、経済センサスの事務費決定に伴いまして、当初予算との差額を増額させていただいたものでございます。

22の11、12ページをお開きください。

民生費、社会福祉費、国民健康保険費、繰出金の458万4,000円につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金増額分を計上したものでございます。国・東京都への返納金の財源として繰り出すものでございます。

続きまして、目、介護保険費、繰出金のマイナス11万2,000円、こちらにつきましては、介護保険の保険事業勘定特別会計への繰出金を計上したものでございます。こちらはマイナス計上でございますけれども、過年度分の歳入が発生したことから、当初予定しておりました一般会計への繰り出しを減額するものでございます。

続きまして、衛生費、清掃費、下水道費、その下、浄化槽費の2つの目がございますけれども、繰出金にプラスマイナスで同額を計上させていただいております。12万3,000円のマイナスが下水道費、12万3,000円のプラスが浄化槽費でございますけれども、こちら振興開発事業費の振り替えを行うものでございます。事業費を下水道費から浄化槽費に移すことに伴いまして、一般会計からの繰出金を整備するものでございます。

項、上水道費、簡易水道費、繰出金の1億975万3,000円につきましては、簡易水道事業特別会計繰出金を増額するものでございます。

農林水産業費、農業費、農業振興費、委託料の35万円につきましては、農道周辺の危険木の調査に要する経費を計上させていただいております。また、使用料及賃借料の2万3,000円につきましては、先ほど歳入でもご説明いたしました蝙蝠谷農業団地の使用料、利用者からいただいた額を東京都へ支払うために計上したものでございます。

項、水産業費、水産業振興費、需用費の34万6,000円につきましては、水産振興事業費の増額分を計上したものでございます。

商工費、商工費、観光費の需用費23万2,000円につきましては、母島の観光施設管理経費の増額分とございますけれども、母島の都道最南端に設置してございますバイオトイレに電気が行っていないものですから、太陽光、それから風力で電力を賄っておりますけれども、このバッテリーが経年によりまして弱くなっているということから、今回取りかえをするものでございます。

目、観光振興費、委託料の145万7,000円につきましては、観光局への事業委託分を増額するものでございます。

22の13、14ページをお開きください。

土木費、都市計画費、都市計画総務費、委託料の15万円につきましては、先ほど農道の危険木ということで、農林水産業費で計上を説明させていただきましたけれども、こちらは生活通路として利用されております赤道周辺の危険木調査に要する経費を計上させていただいております。

消防費、消防費、非常備消防費、需用費の132万円につきましては、消防団活動の経費増額分でございますが、消防団の活動服を更新するために計上したものでございます。

次の役務費につきましては、25万3,000円。寄贈を受けます消防車の海上輸送費、ほか必要な経費を計上させていただいております。

続きまして、教育費、小学校費と、その下に項、中学校費とございますけれども、あわせてご覧いただきたいと思っております。

学校管理費の工事請負費に、小学校・中学校とも40万1,000円の金額が計上されてございます。こちらは、小笠原小・中学校の高圧受電盤の電流計の切りかえスイッチの取りかえ、それから体育館のルーフファンの補修に要する経費を計上したものでございます。小・中学校共同で利用しているものにつきましては、小学校費、中学校費で2分の1ずつ計上をさせていただいております。

続きまして、教育振興費も小学校費、中学校費それぞれ計上がございます。小学校費は95

万円、中学校費が20万円でございます。こちらは、先ほど歳入でもご説明いたしましたけれども、東京都から委託金で3つの事業、持続可能な社会づくりに向けた、それからプログラミング教育推進校事業、道徳教育推進校事業の3つの事業費をいただいておりますけれども、それぞれの目的に合った事業を行うために、小学校費で95万円、中学校費で20万円の計上をさせていただいております。

続きまして、項、保健体育費、体育施設費の、まず最初に真ん中の工事請負費でございますけれども、60万1,000円。こちらは、奥村運動場の敷地内でございます奥村平和の鐘周辺の柵を改修するための工事費増額分を計上いたしております。

それから、同じく体育施設費の中の需用費と備品購入費でございますけれども、こちらが359万7,000円計上されてございます。こちらにつきましては、父島・母島のそれぞれ体育施設の自走芝刈り機及び体育施設で使用するための用品を購入するための経費を計上しております。こちらの財源といたしましては、昨年度寄附をいただきました300万円を活用させていただいて、計上をしたものでございます。

続きまして、諸支出金、22の15、16ページをお開きください。

基金費、財政調整基金費の積立金の57万8,000円につきましては、財政調整基金積立金を計上したものでございます。

目、減債基金費の積立金の8,460万2,000円につきましては、減債基金積立金を計上したものでございます。

歳出合計、既定額42億3,851万8,000円、補正額1億8,611万7,000円、計44億2,463万5,000円。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

清水良一君。

○1番（清水良一君） 22の13ページ、教育費で小学校費、持続可能な社会づくりに向けた教育推進事業費が45万円ということで、どんなことをされているのか。勉強不足で恐縮なんです、わかりますでしょうか。

○議長（池田 望君） 教育課長、持田君。

○教育課長（持田憲一君） 東京都教育委員会が作成しています教育庁の主要施策の中に、自然環境や地域、地球規模等の諸課題について、児童・生徒一人一人がみずからの課題とし

て考え、解決に向けて自分ができることを考え、実践できる力を育成するため、公立小・中学校及び都立学校30校において、見方・考え方を働かせ、主体的・対話的で深い学びを通して思考を判断・表現しながら、課題解決を図る取り組みを行う持続可能な社会づくりに向けた教育を推進するというような記載がございます。

これを、この指定校が受けて、環境の保全と回復だとか、天然資源の保全だとか、そういうテーマがあるんですけども、それぞれ生活科や総合的な学習の時間によって、そういうテーマを実現する教育内容について実施しています。こちらの指定を受けているのは小笠原小学校ですので、今回の予算は小笠原小学校単独の予算になります。

具体的には、南洋踊りや、小笠原の植物でタコノ葉細工、あとは小港キャンプだとか、そういったことで今言った環境の保全と回復や、天然の資源の保全といったテーマに沿った教育活動について、それぞれ必要な教材・用品等を購入しています。ですので、具体的なものを挙げますと、例えばキャンプで言えばランタンとかバーナーだとか、そういった細かい用品等を購入させていただく内容となっております。

○議長（池田 望君） よろしいですか。

ほかに質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第38号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号から議案第43号までの上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第5、議案第39号から日程第9、議案第43号までの議案5件を一

括議題とします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(池田 望君) 異議なしと認め、議案5件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長(森下一男君) 議案第39号から第43号までを一括して提出させていただきます。

議案第39号は平成30年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案)、議案第40号は平成30年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)(案)、議案第41号は平成30年度小笠原村介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算(第1号)(案)、議案第42号は平成30年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算(第1号)(案)、議案第43号は平成30年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)(案)でございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(池田 望君) 財政課長、江尻君。

○財政課長(江尻康弘君) ご説明いたします。25ページをお開きください。

平成30年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算、予算総則。

平成30年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ569万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,559万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月11日。小笠原村長、森下一男。

26ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入の款項ごとの補正内訳でございます。次の27ページに歳出の記載がございます。

27の3、4ページをお開きください。

第1、歳入歳出予算補正、歳入歳出の総括でございます。

27の5、6ページをお開きください。一般会計同様に説明をさせていただきます。

まず歳入でございます。

繰入金、一般会計繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金の458万4,000円につきましては、その他一般会計繰入金増額分を計上したものでございます。

繰越金、繰越金、その他繰越金、その他繰越金の111万円につきましては、その他繰越金を計上したものでございます。

歳入合計、既定額 1 億4,990万2,000円、補正額569万4,000円、計 1 億5,559万6,000円。

歳入は以上でございます。

27の 7、8 ページをお開きください。

歳出でございます。

諸支出金、償還金及還付金、国庫支出金返納金の償還金利子及割引料の513万8,000円につきましては、国庫支出金返納金を計上したものでございます。

項、繰出金、一般会計繰出金、繰出金の55万6,000円につきましては、一般会計繰出金を計上したものでございます。一般会計に繰り出した上で、基金積み立ての財源となるものでございます。

歳出合計、既定額 1 億4,990万2,000円、補正額569万4,000円、計 1 億5,559万6,000円。

国民健康保険会計につきましては以上でございます。

続きまして、30ページをお開きください。

平成30年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算、予算総則。

平成30年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億1,475万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億7,381万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第 1 項の規定による継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

平成30年 9 月11日。小笠原村長、森下一男。

31ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入の款項ごとの補正内訳でございます。次の32ページに歳出の記載がございます。

33ページをお開きください。

第2表 継続費補正、変更でございます。

款、建設改良費、項、建設改良費、事業名、第2原水調整池築造。補正前と補正後で変更がございますのが、まずは総額でございます。5億3,400万2,000円から6億3,400万2,000円、1億円をアップしてございます。並びに年割額でございますけれども、増額しております1億円を平成30年度と平成31年度に割り振ってございます。

続きまして、33の3、4ページをお開きください。

第1、歳入歳出予算補正、総括でございます。

続きまして、33の5、6ページをお開きください。

歳入でございます。

繰入金、繰入金、繰入金、一般会計繰入金の1億975万3,000円につきましては、一般会計繰入金増額分を計上したものでございます。

節、簡易水道事業基金繰入金の318万6,000円につきましては、簡易水道事業基金繰入金を計上したものでございます。

繰越金、繰越金、繰越金、繰越金の182万円につきましては、繰越金を計上したものでございます。基金への積立金を財源として利用いたします。

歳入合計、既定額7億5,905万4,000円、補正額1億1,475万9,000円、計8億7,381万3,000円。

歳入は以上でございます。

33の7、8ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費、総務管理費、業務管理費、委託料の975万3,000円につきましては、説明の最初にございます第2原水調整池の整備の変更詳細設計の経費を計上させていただいております。

また、工事請負費の1億318万6,000円でございますけれども、1億円につきましては、第2原水調整池の整備経費の増額分として計上させていただいております。残りの318万6,000円につきましては、父島の漏水調査に伴いまして、漏水箇所を確定するために試掘を実施するための経費を計上させていただいております。

諸支出金、基金費、簡易水道事業基金費、積立金の182万円につきましては、簡易水道事

業基金積立金増額分を計上したものでございます。

歳出合計、既定額 7 億 5,905 万 4,000 円、補正額 1 億 1,475 万 9,000 円、計 8 億 7,381 万 3,000 円。

簡易水道事業会計につきましては、以上でございます。

続きまして、36 ページをお開きください。

平成 30 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算、予算総則。

平成 30 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 539 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7,301 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 9 月 11 日。小笠原村長、森下一男。

37 ページをお開きください。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

歳入の款項ごとの補正内訳でございます。次の 38 ページに歳出の記載がございます。

38 の 3、38 の 4 ページをお開きください。

第 1、歳入歳出予算補正、総括でございます。

続きまして、計上説明のほうをさせていただきます。

38 の 5、38 の 6 ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金、過年度分の 82 万 8,000 円につきましては、過年度分収入の計上をさせていただいております。

都支出金、都負担金、介護給付費負担金、過年度分、こちらも同様に、過年度分収入の計上をさせていただいております。

繰入金、一般会計繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金のマイナス 11 万 2,000 円につきましては、介護給付費繰入金の減額分を計上させていただいております。

繰越金、繰越金、繰越金、繰越金の 462 万 6,000 円につきましては、繰越金を計上させていただいております。こちらは、積立金を財源として利用させていただくところでございま

す。

歳入合計、既定額6,761万3,000円、補正額539万7,000円、計7,301万円。

38の7、8ページをお開きください。

歳出でございます。

保険給付費、介護サービス等諸費、介護サービス等給付費、こちらは国・東京都からの過年度分の歳入がございました。また、それに伴い、一般会計からの繰り入れを減額するなどして、財源更正をしました。

続きまして、基金積立金、基金積立金、介護給付費準備基金積立金の積立金462万6,000円につきましては、介護給付費準備基金積立金増額分を計上したものでございます。

諸支出金、償還金及還付金、国庫支出金返納金、償還金利子及割引料の6万5,000円、都支出金返納金の償還金利子及割引料の8万4,000円、支払基金支出金返納金の償還金利子及割引料の62万2,000円、それぞれ返納金を計上させていただいております。

歳出合計、既定額6,761万3,000円、補正額539万7,000円、計7,301万円でございます。

続きまして、41ページをお開きください。

平成30年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算、予算総則。

平成30年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ242万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,774万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定による地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年9月11日。小笠原村長、森下一男。

42ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

款項ごとの補正内訳でございます。次の43ページに歳出の記載がございます。

44ページをお開きください。

第2表 地方債補正。

起債の目的、地域し尿処理施設整備債。補正前と補正後で変更がございますのは限度額でございます。6,580万円が6,470万円、110万円の減額となっております。

44の3、44の4ページをお開きください。

第1、歳入歳出予算補正、総括でございます。

続きまして、44の5、44の6ページをお開きください。

歳入でございます。

国庫支出金、国庫補助金、地域し尿処理施設整備国庫補助金、地域し尿処理施設整備費のマイナス122万3,000円につきましては、地域し尿処理施設整備費減額分を計上したものでございます。

繰入金、繰入金、繰入金、一般会計繰入金のマイナス12万3,000円につきましては、一般会計繰入金の減額分を計上したものでございます。

繰越金、繰越金、繰越金、繰越金の2万2,000円につきましては、繰越金を計上したものでございます。

村債、村債、地域し尿処理施設整備債、地域し尿処理施設整備債のマイナス110万円につきましては、地域し尿処理施設整備債減額分を計上したものでございます。

歳入合計、既定額2億8,016万7,000円、補正額マイナス242万4,000円、計2億7,774万3,000円。

44の7、8ページをお開きください。

歳出でございます。

建設改良費、建設改良費、建設改良費、工事請負費のマイナス244万6,000円につきましては、小笠原諸島振興開発事業費の減額分を計上したものでございます。

諸支出金、繰出金、一般会計繰出金、繰出金の2万2,000円につきましては、一般会計繰出金の増額分を計上したものでございます。

下水道会計につきましては、繰越金が発生しましたので、2分の1以上を一般会計に繰り出して、基金に積み立てるものでございます。

歳出合計、既定額2億8,016万7,000円、補正額マイナス242万4,000円、計2億7,774万3,000円。

続きまして、47ページをお開きください。

平成30年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算、予算総則。

平成30年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ244万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,570万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定による地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年9月11日。小笠原村長、森下一男。

48ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入の款項ごとの補正内訳でございます。次の49ページに歳出の記載がございます。

続きまして、50ページをお開きください。

第2表、地方債補正。

起債の目的、浄化槽整備債。補正前と補正後で変更がございますのは限度額でございます。先ほど下水道会計におきまして、110万円の減額となっておりましたけれども、同額の事業費が移っておりますので、この地方債につきましても、こちらは同額の110万円が増額となっております。

続きまして、50の3、50の4ページをお開きください。

第1、歳入歳出予算補正、総括でございます。

50の5、50の6ページをお開きください。

歳入でございます。

国庫支出金、国庫補助金、浄化槽整備推進事業国庫補助金、浄化槽整備推進事業費の122万3,000円につきましては、浄化槽整備推進事業費増額分を計上したものでございます。

繰入金、繰入金、繰入金、一般会計繰入金の12万3,000円につきましては、一般会計繰入金増額分を計上したものでございます。

村債、村債、浄化槽整備債、浄化槽整備債の110万円につきましては、浄化槽整備債増額分を計上したものでございます。

歳入合計、既定額2,325万9,000円、補正額244万6,000円、計2,570万5,000円。

歳入は以上でございます。

50の7、50の8ページをお開きください。

建設改良費、建設改良費、建設改良費、工事請負費の244万6,000円につきましては、こちらは小笠原諸島振興開発事業費の増額分を計上したものでございます。

歳出合計、既定額2,325万9,000円、補正額244万6,000円、計2,570万5,000円。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

安藤重行君。

○2番（安藤重行君） 1つ教えてください。

下水処理と浄化槽の中で建設改良費と出てくるんですが、これは父島、母島、それとも両方。

○議長（池田 望君） 建設水道課副参事、岩本君。

○建設水道課副参事（岩本弘幸君） この建設改良費というのは、父島と母島両方。

○議長（池田 望君） よろしいですか。

ほかに質疑のある議員は挙手をしてください。

一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 33の6のところで、第2原水調整池の一般会計の繰入金1億900万円ですけれども、このもともとの財源は、こういったものなんでしょうか。一般財源でしょうか。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） 一般会計の際にご説明させていただきましたけれども、今回、最終的な調整をとるために、財政調整基金の取り崩しを行ってございますので、一般会計の財源といたしましては、一般財源という扱いになります。

○議長（池田 望君） よろしいですか。

ほかに質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。

議案第39号から議案第43号までの議案5件を一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(池田 望君) 異議なしと認めます。

議案第39号から議案第43号までに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(池田 望君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(池田 望君) 日程第10、議案第44号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長(森下一男君) 議案第44号 財産の取得(生ごみ処理槽)について(案)。

上記の議案を提出する。

平成30年9月11日。提出者、小笠原村長、森下一男。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和54年条例第24号)

第3条の規定に基づき、議会の議決に付す必要があるためでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(池田 望君) 財政課長、江尻君。

○財政課長(江尻康弘君) 52ページをお開きください。

財産の取得(生ごみ処理槽)について(案)でございます。

記。

1、取得の目的、既存備品の更新のためでございます。

2、取得財産、生ごみ処理槽8槽。

3、契約の方法、随意契約。

4、購入金額、1,429万9,200円。

5、契約の相手、株式会社ヨロズヤでございます。

次のページに、契約関係の資料を添付してございます。

今回、随意契約をさせていただくところでございますけれども、この随意契約の理由とい

たしましては、当該処理槽は、動力等を使用せずに、土壌菌と発酵促進剤で生ごみを自然還元させる方式の生ごみ処理槽である。同方式を使用した生ごみ処理槽は、国内では当該業者が開発し、製造・販売する本製品のみである。

以上の理由から、この契約の相手先と随意契約を締結させていただいております。

説明につきましては以上でございます。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

清水良一君。

○1 番（清水良一君） 既存備品の更新のためということで、これは今まで使っていたものをもう一回新しくするというでいいんですか。それとも、全く新しいものを入れるということでしょうか。

○議長（池田 望君） 母島支所長、湯村君。

○母島支所長（湯村義夫君） 今回の8槽については、全く新しいものを導入させていただくというものでございます。

ただ、平成28年に同様のものを2槽購入させていただいて、既に使用してございます。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1 番（清水良一君） 母島に行ったときにたしかそれを見せてもらって、調子がいいということでしたが8槽増やすということによろしいわけですね。

あと、これはどのくらいもつものなのかということも教えていただければ。

○議長（池田 望君） 母島支所長、湯村君。

○母島支所長（湯村義夫君） おおよそ1年半から2年で満杯になるというふうに聞いております。

現在、ごみ処理につきましては、従来の生ごみ処理機が3基あったんですけども、そのうち1基が故障して使えないので今は2基を使いながら、その平成28年度の2つの生ごみ処理槽をあわせて使用し、生ごみの処理に当たってございまして、今後は従来から使っている2基も、もう既に部分部分でかなり老朽化していて、使えないようなところも出てきているので、これからは全て生ごみ処理槽のほうに移行して対応していくというふうに考えてございます。

○議長（池田 望君） よろしいですか。

清水良一君。

○1 番（清水良一君） 前のその機械が壊れたので、その処理槽を2槽入れて、それで調子がいいから追加で8槽入れてということは、2槽についてはまだ全然壊れていないわけですよ。それで、その耐用年数というのはあるんですか。

○議長（池田 望君） 副村長、渋谷君。

○副村長（渋谷正昭君） 随意契約の理由のところにもありますように、今の試験的に入れた2槽が壊れているのではなくて、その前の動力を使った生ごみ処理はずっとやっていまして、それが老朽化したり壊れたりした。その後の処理をどうするかということです。今母島支所長が言ったように、土壌菌とか発酵促進剤を使って自然還元させるのですが、1年から1年半ぐらいで1つずつが生ごみでいっぱいになります。それを今回の8槽と合わせて全部で10槽で、循環して回していくという仕組みで、今後処理していくということです。で、試験的に入れたものが壊れたということではありません。

（「その耐用年数がどのぐらいあるのか」と呼ぶ者あり）

○議長（池田 望君） 母島支所長、湯村君。

○母島支所長（湯村義夫君） 申し訳ございません。その耐用年数について、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほど調べてお伝えしたいと思います。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1 番（清水良一君） それを畑に戻すとか、そういうことを考えているということによろしいでしょうか。

○議長（池田 望君） 母島支所長、湯村君。

○母島支所長（湯村義夫君） 清水議員のご質問というのは、農業者が農業者の畑に戻すことができるのかというようなことでのご発言かと思うんですけども、それを前提にしたものではないんですが、ただ、利用者がいれば、一部それを利用することは可能であるというふうには聞いております。

○議長（池田 望君） よろしいですか。

ほかに質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異

議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(池田 望君) 異議なしと認めます。

議案第44号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(池田 望君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号から認定第9号までの上程、説明、委員会付託

○議長(池田 望君) 日程第11、認定第1号から日程第19、認定第9号までの認定9件を一括議題とします。

なお、各会計の款別の金額の読み上げは省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(池田 望君) 異議なしと認め、認定9件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長(森下一男君) 認定第1号から第9号までを一括して提出させていただきます。

認定第1号は平成29年度小笠原村一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号は平成29年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号は平成29年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号は平成29年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号は平成29年度小笠原村介護保険(保険事業勘定)特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号は平成29年度小笠原村介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号は平成29年度小笠原村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号は平成29年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号は平成29年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） それでは、ご説明させていただきます。

平成29年度小笠原村決算、製本された資料、もしくは別途配付させていただいております会計別の決算額という資料をご覧くださいと思います。

製本した資料をもとに、各会計の歳入決算額、歳出決算額、そして実質収支額を読み上げさせていただきます。

まず、一般会計です。

6 ページ、村税から、8、9 ページの村債までの20款、歳入合計が49億2,650万5,424円でございます。

続きまして、歳出でございます。10ページ、11ページ、議会費から、12ページ、13ページ、予備費までの12款、歳出合計が47億5,730万3,209円でございます。

歳入歳出差し引き残額、実質収支額が1億6,920万2,215円でございます。

14ページをお開きください。

続きまして、国民健康保険特別会計。国民健康保険税から諸収入までの12款、歳入合計が4億4,677万6,199円でございます。

16ページをお開きください。

国民健康保険特別会計、歳出でございます。総務費から予備費までの10款、歳出合計、歳出決算額が4億4,566万4,480円。

歳入歳出差し引き残額、実質収支額が111万1,719円でございます。

18ページをお開きください。

平成29年度小笠原村簡易水道事業特別会計、歳入でございます。分担金及負担金から村債までの9款、歳入合計が9億4,921万8,466円でございます。

20ページをお開きください。

歳出でございます。総務費から予備費までの5款、歳出合計9億4,557万9,788円。

歳入歳出差し引き残額、実質収支額が363万8,678円でございます。

22ページをお開きください。

平成29年度小笠原村宅地造成事業特別会計、歳入でございます。事業収入から諸収入までの4款、歳入決算額が973万4,608円。

24ページをお開きください。

歳出でございます。総務費から予備費までの3款、歳出決算額は973万4,608円。

歳入歳出差し引き残額、実質収支額は0円でございます。

26ページをお開きください。

平成29年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計決算でございます。

まず、歳入でございます。保険料から村債までの11款、歳入決算額は9,636万9,372円でございます。

28ページをお開きください。

歳出でございます。総務費から予備費までの8款、歳出決算額は8,711万7,655円。

歳入歳出差し引き残額、実質収支額は925万1,717円でございます。

30ページをお開きください。

平成29年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計。

まず、歳入でございますけれども、サービス収入から諸収入までの5款、歳入決算額は1億7,402万7,190円。

32ページをお開きください。

歳出でございます。総務費から予備費までの4款、歳出決算額は1億7,402万7,190円。

歳入歳出差し引き残額0円で、実質収支額0円でございます。

34ページをお開きください。

平成29年度小笠原村下水道事業特別会計でございます。

歳入でございます。分担金及負担金から村債までの7款、歳入決算額は3億5,021万5,039円です。

36ページをお開きください。

歳出でございます。総務費から予備費までの5款、歳出決算額は3億5,017万1,883円。

歳入歳出差し引き残額、実質収支額は4万3,156円でございます。

38ページをお開きください。

平成29年度小笠原村浄化槽事業特別会計でございます。

分担金及負担金から諸収入までの6款、歳入決算額は1,203万313円でございます。

40ページをお開きください。

平成29年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳出決算書でございます。総務費から予備費までの4款、歳出決算額が1,203万313円。

歳入歳出差し引き残額、実質収支額は0円でございます。

42ページをお開きください。

平成29年度小笠原村後期高齢者医療特別会計。

歳入でございますが、後期高齢者医療保険料から諸収入までの4款、歳入決算額は2,251万8,956円でございます。

44ページをお開きください。

歳出でございます。総務費から予備費までの6款、歳出決算額が2,251万8,956円。

歳入歳出差し引き残額、実質収支額は0円でございます。

この冊子には、このほか事項別の総括表、実質収支に関する調書、財産に関する調書等が記載されてございます。また、別途資料のほうも配付させていただいております。参考にご覧いただければと思います。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） 動議を提出いたします。

平成29年度小笠原村各会計歳入歳出決算の認定につきましては、平成29年度の決算特別委員会を設置し、同委員会に付託し、審査されることを提案いたします。

○議長（池田 望君） ただいまの動議を議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

平成29年度決算特別委員会設置の動議を議題といたします。

要綱（案）は、お手元に配付してあります。

朗読は省略いたします。

本件は、動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

平成29年度決算特別委員会設置及び平成29年度小笠原村各会計歳入歳出決算の認定については、同委員会に付託することに決定いたしました。

委員は、お手元に配付してあります名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、委員はお手元に配付の名簿のとおり選任することに

決定いたしました。

お諮りします。

平成29年度決算特別委員会を招集するため、暫時休憩したいと思います、これにご異議
ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(池田 望君) 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

(午後5時)

○議長(池田 望君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後5時15分)

◎決算特別委員会報告

○議長(池田 望君) 平成29年度決算特別委員会から報告があります。

清水良一君。

○1番(清水良一君) ご報告します。

平成29年度決算特別委員会において、私、清水良一が委員長に、稲垣 勇君が副委員長に
選出されましたので、ご報告いたします。

○議長(池田 望君) 今、母島支所長、湯村君から、先ほどの保留答弁がございますので、
保留答弁を許可します。

母島支所長、湯村君。

○母島支所長(湯村義夫君) 先ほど議案第44号の生ごみ処理槽にかかわる清水議員からのご
質問で、耐用年数について何年だろうというご質問でございますが、調べた結果、20年と
いうことだそうです。

○議長(池田 望君) ありがとうございました。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(池田 望君) 日程第20、同意第4号を議題とします。

ここで、本件に関係のある松本教育長の退場を求めます。

(教育長 松本 隆君 退場)

○議長（池田 望君） 提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 同意第4号 小笠原村教育委員会教育長の任命の同意について。

上記について同意されたい。

平成30年9月11日。提出者、小笠原村長、森下一男。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、小笠原村教育委員会教育長の任命につき、議会の同意を得る必要があるためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。よろしくご同意のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） 総務課長、セーボレー君。

○総務課長（セーボレー孝君） 次の2ページをお開きください。

小笠原村教育委員会教育長の任命の同意について。

地方教育行政の組織及び運営に関する第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり任命する。

氏名、松本 隆。

住所、生年月日、略歴につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

同意のほどよろしくお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

一木重夫君。

○3番（一木重夫君） まず質問です。この同意に関して、所信表明というものはないのでしょうか。

この法律に関して、平成26年7月に文部科学省から通知が来ております。これ、議会には来ておらず、執行部と教育委員会に来ている通知です。ここの中に、教育長の任命の議会同意に際しては、新教育長の担う重要な職責に鑑み、新教育長の資質・能力を十分にチェックするため、候補者が所信表明を行った上で質疑を行うなど、丁寧な手続きを得ることが考えられると、こういうふうに書いてあるんです。

こういう通知も来ていますし、重要な人選をするわけなので、名前と住所と生年月日と略歴だけではわからないというか、これから3年間、この候補者が何をするのか。そういう

部分がこの場で出ていないと、なかなか判断は難しいんじゃないかというふうを感じるんですけれども、提案者、村長のご意見を伺います。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 今、一木議員が言われたこと、この場で聞けばもっともなことだというふうに思いますが、少なくともこの議会で、かつてそのような手続きを踏んだことはございません。私もそれを踏襲していたわけでございます。

そして、もし今のようなお気持ちがあれば、事前に議会運営委員会なりを通して申し入れをしていただければ、いろいろな議論ができたのではないかなというふうに思います。

○議長（池田 望君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 反対の立場から意見を述べます。

まず、誤解がないように、この反対意見は松本教育長の人格を否定するものではありません。松本教育長の人格は高潔であり、正義感が強く、高校教諭、校長として長年の実績がある中で、教育に関して深い見識を有している方だと、私はこの3年間のおつき合いの中で評価しております。

しかし、この人事案に反対する理由は、今の小笠原村の教育行政のトップには、教育の見識よりもむしろ新たな教育行政の仕組みや、その環境をつくっていくマネジメント力と行動力に長けた若い人材が適任だからです。

今、小笠原村の教育行政には、東京都の教育出張所の創設、特別支援教育と医療や福祉の連携、文化財保護の取り組み、現場が求める優秀な教員の確保など、国や東京都に対して積極的に働きかけていくトップが必要なのです。

4年前の法改正までは、教育長という職は、公務員の特別職と一般職の両方をあわせ持つ性質を持っていました。国や東京都の強い関与や指導の中で、法令どおりにきちんと仕事をすればいいという一般職的な面もあり、一般職の地方公務員法がこれまでは適用されてきました。こういう環境では、松本教育長のような経歴を持たれた方が適任かもしれませ

ん。

しかし、4年前の法改正で、教育長という職は地方公務員法が適用されなくなりました。我々議員と同じ特別職に生まれ変わったのです。そのため、文部科学省が期待する教育長像も、法改正で変化をしました。文部科学省は、通知文の中でこう書いています。新教育長は、教員経験者に限らず、行政法規や組織マネジメントに識見があるなど、幅広く該当をすると。

小笠原でも、教育長の人事は教育経験者に限らず、民間人や一般行政職員の経験者など、幅広い候補の中から選んでいくべきだと私は思います。教育の専門家は、指導主事をはじめ校長先生もおります。教育現場の声を聞きながら、新しい発想で小笠原らしい、小笠原の実情に合った教育行政を進めていくために、村長にはマネジメント力と行動力に長けた若い候補者を村議会に提案をしていただきたい。

このことを対案として提言し、私の反対意見とさせていただきます。

○議長（池田 望君） 次に、本案に対する賛成意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

同意第4号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立同数）

○議長（池田 望君） ただいまの採決は、賛成・反対が同数です。

よって、地方自治法第116条の規定により、議長が本案に対して裁決いたします。

同意第4号については、議長は同意と裁決いたします。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

松本教育長の入場を許可します。

（教育長 松本 隆君 入場）

○議長（池田 望君） 松本教育長から発言の申し出がございますので、それを許します。

松本教育長。

○教育長（松本 隆君） 発言の機会をいただき、ありがとうございます。

引き続き、小笠原村の教育のかじ取りをさせていただきますこと、ありがとうございます。

再来年度は小学校、その翌年度は中学校で、新しい学習指導要領が完全実施になります。主体的・対話的で深い学びを狙いとして、学校はいろいろな面で大きく変わることが求められています。学習内容も大幅に増えます。これからの３年間は、学校にとって大改革の時代になると思います。教育委員会・学校・教育行政組織が連携して、新しい時代の教育の創造に向かうこの大切なときにかじ取りをさせていただけること、身の引き締まる思いです。

教育ビジョンの具現化を進め、子供たちが生き生きと学んで学力を向上させ、伸び伸び育って、小笠原を愛する大人になるよう、教育環境を整備いたします。これからの時代を牽引する人材を育てるため、誠実に職務に精励していく覚悟です。これからも、これまで以上のご支援とご鞭撻をお願いいたします。

発言の機会をいただきまして、ありがとうございました。

◎発議第２号の上程、説明、採決

○議長（池田 望君） 日程第21、発議第２号を議題といたします。

会議規則第122条の規定により、議員の派遣についてお諮りします。

議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、発議第２号は原案のとおり決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（池田 望君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、本日の審議を終了いたします。

次回は、９月20日、午後２時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ありがとうございました。

（午後５時２９分）

平成30年第3回小笠原村議会定例会会議録

議事日程（第3号）

平成30年9月21日（金曜日）午後2時開議

- 第 1 認定第 1 号 平成29年度小笠原村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 認定第 2 号 平成29年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認定第 3 号 平成29年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認定第 4 号 平成29年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認定第 5 号 平成29年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認定第 6 号 平成29年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認定第 7 号 平成29年度小笠原村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認定第 8 号 平成29年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認定第 9 号 平成29年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

出席議員（7名）

1 番	清 水 良 一 君	2 番	安 藤 重 行 君
3 番	一 木 重 夫 君	4 番	鯉 江 満 君
5 番	杉 田 一 男 君	6 番	稲 垣 勇 君
8 番	池 田 望 君		

欠席議員（なし）

出席説明員

村 長	森 下 一 男 君	副 村 長	渋谷 正 昭 君
教 育 長	松 本 隆 君	総 務 課 長	セーボレー 孝 君
総務課副参事	杉 本 重 治 君	総 務 課 企画政策室長	樋 口 博 君
財 政 課 長	江 尻 康 弘 君	村 民 課 長	村 井 達 人 君
医 療 課 長	佐々木 英 樹 君	産業観光課長	牛 島 康 博 君
環 境 課 長	岡 島 一 徳 君	建設水道課長	繁 藝 則 仁 君
建設水道課 副 参 事	岩 本 弘 幸 君	母 島 支 所 長	湯 村 義 夫 君
教 育 課 長	持 田 憲 一 君		

欠席説明員（なし）

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 津 源 君	書 記	萩 原 佳 代 君
---------	---------	-----	-----------

◎開議の宣告

○議長（池田 望君） ただいまから、本日の会議を開きます。

（午後２時）

◎会議時間の延長

○議長（池田 望君） この際、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

◎諸般の報告

○議長（池田 望君） 次に、事務局長から諸般の報告をさせます。

○事務局長（大津 源君） 議長、池田 望君の出張等についてご報告いたします。

9月17日、議員5名とともに、第43回小笠原村敬老大会に出席しました。

報告は以上です。

◎認定第1号から認定第9号までの委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） これより本日の日程に入ります。

日程第1、認定第1号から、日程第9、認定第9号までの平成29年度小笠原村各会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題とします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、一括議題とします。

平成29年度決算特別委員会から報告を求めます。

清水良一君。

○決算特別委員長（清水良一君） 平成29年度決算特別委員会審査報告書を報告いたします。

本委員会に付託された平成29年度各会計歳入歳出決算は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、件名。

平成29年度小笠原村一般会計歳入歳出決算ほか8件、計9件。平成29年度決算特別委員会において、全て認定されました。

2、意見。

平成29年度決算は、村債の任意繰上償還が行われ、実質公債費比率は昨年度に引き続き下がっている。

また、将来負担比率も良好な状態なので、各基金、各施策がそれぞれの目的に従って、引き続き適正かつ計画的に運用をされたい。

なお、個別具体的に指摘・要望があった次の点について、必要な見直しをされたい。

1、外来種問題の中で、ネズミについては父島・母島両島で深刻な被害が急増している。村を挙げての対策をお願いする。

2、村所有の物品、車両等は適正な管理をお願いしたい。特に、硫黄島の重機について、適切な管理、メンテナンスをお願いする。

3、重度心身障害者・障害児等に対する福祉、教育、医療の面からの支援を図られたい。

4、当村は人口がいまだに増加傾向にあり、世界自然遺産地域として属島の管理も増えおり、行政需要が増している。職員の定数増も含めた積極的な施策の検討をお願いする。

その他、本委員会での指摘事項、また監査委員の決算審査意見を踏まえて、なお一層効率的な行財政運営に努力されたい。

以上です。

○議長（池田 望君） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある委員は、挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより認定第1号から認定第9号までの認定9件を一括して採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、認定9件を一括して採決いたします。

認定第1号から認定第9号までの認定9件について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

村長から発言を求められておりますので、これを許します。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 平成29年度小笠原村各会計歳入歳出決算におきましては、ただいま当
議会で認定をいただきました。まことにありがとうございます。

認定に当たりまして付された意見、質疑の中でいただきました指摘事項並びに監査委員か
らいただいた審査意見を、今後、私を筆頭に執行部一同念頭に置きながら、行財政運営に
携わってまいりたいと思っております。

今後とも、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

発言の機会をいただきまして、ありがとうございました。

◎閉会中の継続調査の申し出

○議長（池田 望君） 次に、議会運営委員会、総務委員会、小笠原航空路開設推進特別委員
会、硫黄島調査特別委員会の所管事務及び調査中の事件について、各委員長から閉会中の
継続調査の申し出があります。

本件は、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思います。これにご異議
ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

よって、本件は申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（池田 望君） 以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成30年第3回小笠原村議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午後2時7分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年 月 日

議 長 池 田 望

副 議 長 杉 田 一 男

署 名 議 員 杉 田 一 男

署 名 議 員 稲 垣 勇

議案等審議結果表

第 3 回 定 例 会 議 案 等 審 議 結 果 表

提出月日（平成 3 0 年 9 月 1 1 日）

議決月日（平成 3 0 年 9 月 1 2 日）

議案番号	件 名	審 議 結 果
報告第 9 号	出資法人の経営状況について	報 告
報告第 1 0 号	平成 2 9 年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	報 告
議案第 3 7 号	小笠原村村税条例の一部を改正する条例（案）	原案可決
議案第 3 8 号	平成 3 0 年度小笠原村一般会計補正予算（第 3 号）（案）	原案可決
議案第 3 9 号	平成 3 0 年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）（案）	原案可決
議案第 4 0 号	平成 3 0 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）	原案可決
議案第 4 1 号	平成 3 0 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）（案）	原案可決
議案第 4 2 号	平成 3 0 年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）	原案可決
議案第 4 3 号	平成 3 0 年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）	原案可決
議案第 4 4 号	財産の取得（生ごみ処理槽）について（案）	原案可決
同意第 4 号	小笠原村教育委員会教育長の任命の同意	同 意
発議第 2 号	議員の派遣について（案）	原案可決

第 3 回 定 例 会 議 案 等 審 議 結 果 表

提出月日（平成 3 0 年 9 月 1 1 日）

議決月日（平成 3 0 年 9 月 2 1 日）

議案番号	件 名	審議結果
認定第 1 号	平成 2 9 年度小笠原村一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第 2 号	平成 2 9 年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第 3 号	平成 2 9 年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第 4 号	平成 2 9 年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第 5 号	平成 2 9 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第 6 号	平成 2 9 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第 7 号	平成 2 9 年度小笠原村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第 8 号	平成 2 9 年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第 9 号	平成 2 9 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定

賛否が分かれた議案の審議結果と議員別賛否一覧表

議案番号	件名	審議結果	議 員 名						
			清水良一	安藤重行	一木重夫	鯉江満	杉田一男	稲垣勇	池田望
同意第 4 号	小笠原村教育委員会教育長の任命の同意	同 意	×	×	×	○	○	○	議
			賛否同数のため、議長裁決により同意						

○：賛成 ×：反対 議：議長

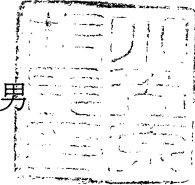
別

冊

30小笠原総第1033号
平成30年8月27日

小笠原村議会議長
池 田 望 殿

小笠原村長
森 下 一 男



平成30年第3回小笠原村議会定例会の招集について（通知）

本日、別紙写しのとおり、平成30年第3回小笠原村議会定例会を招集する
告示をしたので、通知いたします。

小笠原村告示第10号

平成30年第3回小笠原村議会定例会を下記のとおり招集する。

平成30年8月27日

小笠原村長 森 下 一



記

1 期 日 平成30年9月11日

2 場 所 小笠原村議会議事堂

30小笠原議第77号
平成30年8月27日

議 員 各 位

小笠原村議会
議長 池 田 望

平成30年第3回小笠原村議会定例会の招集について

平成30年8月27日付30小笠原総第1033号により、平成30年小笠原村告示第10号をもって、平成30年9月11日、平成30年第3回小笠原村議会定例会を招集する旨の通知があったので通知します。

なお、会議時間は小笠原村議会会議規則第9条第1項の規定により、午前10時開会といたします。

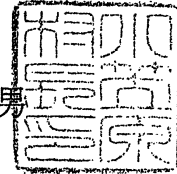
記

- 1 開催日時 平成30年9月11日 (火) 午前10時
- 2 開催場所 小笠原村議会議事堂

30小笠原総第1034号
平30年8月28日

小笠原村議会議長
池田 望 殿

小笠原村長
森 下 一 男



出資法人の経営状況について（報告）

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

報告第9号 出資法人の経営状況について

30小笠原総第1129号
平成30年9月10日

小笠原村議会議長
池田 望 殿

小笠原村長
森 下 一 男

平成29年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、及び第22条第1項の規定に基づき、平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率を下記のとおり報告します。

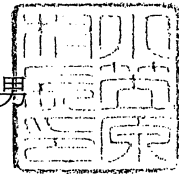
記

報告第10号 平成29年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

30小笠原総第1038号
平成30年8月28日

小笠原村議会議長
池田 望 殿

小笠原村長
森 下 一 男



同意案件の送付について

平成30年第3回小笠原村議会定例会に提出するため、下記同意案件を送付します。

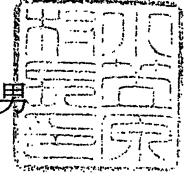
記

同意第4号 小笠原村教育委員会教育長の任命の同意

30小笠原総第1036号
平成30年8月28日

小笠原村議会議長
池 田 望 殿

小笠原村長
森 下 一 男



議案の送付について

平成30年第3回小笠原村議会定例会に提出するため、下記議案を送付します。

記

- | | |
|--------|--|
| 議案第37号 | 小笠原村村税条例の一部を改正する条例 (案) |
| 議案第38号 | 平成30年度小笠原村一般会計補正予算 (第3号) (案) |
| 議案第39号 | 平成30年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) (案) |
| 議案第40号 | 平成30年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算 (第2号) (案) |
| 議案第41号 | 平成30年度小笠原村介護保険 (保険事業勘定) 特別会計補正予算 (第1号) (案) |
| 議案第42号 | 平成30年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算 (第1号) (案) |
| 議案第43号 | 平成30年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算 (第1号) (案) |
| 議案第44号 | 財産の取得 (生ごみ処理槽) について (案) |

30小笠原議第78号
平成30年8月27日

小笠原村長
森 下 男 殿

小笠原村議会
議長 池 田 望

説明員の出席要求について

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、平成30年第3回小笠原村議会定例会に平成30年1月4日付29小笠原総第1782号及び、平成30年4月2日付30小笠原総第1458号により通知された説明員の出欠を求めます。

なお、開催日時は下記のとおりです。

記

- 1 開催日時 平成30年9月11日 (火) 午前10時
- 2 開催場所 小笠原村議会議事堂

30小笠原議第78号
平成30年8月27日

小笠原村教育委員会
教育長 松 本 隆 殿

小笠原村議会
議長 池 田 望

説明員の出席要求について

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、平成30年第3回小笠原村議会定例会に平成30年1月5日付29小笠原教第566号により通知された説明員の出欠を求めます。なお、開催日時は下記のとおりです。

記

- 1 開催日時 平成30年9月11日 (火) 午前10時
- 2 開催場所 小笠原村議会議事堂

30小笠原総第1045号
平成30年8月28日

小笠原村議会議長
池田 望 殿

小笠原村長
森 下 一 男



説明員の出席について（回答）

平成30年8月27日付30小笠原議第78号により要求のありました
平成30年第3回村議会定例会説明員の出欠席につきましては、下記のとおりです。

記

出席

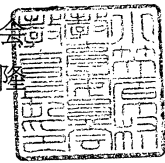
村 長	森 下 一 男
副村長	渋谷 正 昭
総務課長	セーボレー 孝
総務課副参事	杉 本 重 治
総務課企画政策室長	樋 口 博
財政課長	江 尻 康 弘
村民課長	村 井 達 人
医療課長	佐々木 英 樹
産業観光課長	牛 島 康 博
環境課長	岡 島 一 徳
建設水道課長	繁 藝 則 仁
建設水道課副参事	岩 本 弘 幸
母島支所長	湯 村 義 夫



30小笠原教第369号
平成30年8月29日

小笠原村議会
議長 池田 望 殿

小笠原村教育委員会
教育長 松本 隆



説明員の出席について（定例会）

平成30年8月27日付30小笠原議第78号により要求のありました説明員については、以下のとおりです。

記

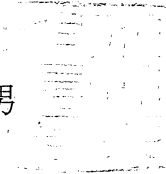
出席 教育長 松本 隆

出席 教育課長 持田 憲一

30小笠原総第1132号
平成30年9月10日

小笠原村議会議長
池田 望 殿

小笠原村長
森 下 一 男



平成29年度小笠原村各会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条の規定により、下記のとおり送付します。

記

- 1 平成29年度決算審査意見書
- 2 平成29年度小笠原村各会計歳入歳出決算書
 - 認定第1号 平成29年度小笠原村一般会計歳入歳出決算書
 - 認定第2号 平成29年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書
 - 認定第3号 平成29年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書
 - 認定第4号 平成29年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算書
 - 認定第5号 平成29年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算書
 - 認定第6号 平成29年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算書
 - 認定第7号 平成29年度小笠原村下水道事業特別会計歳入歳出決算書
 - 認定第8号 平成29年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算書
 - 認定第9号 平成29年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書
- 3 平成29年度小笠原村各会計歳入歳出決算事項別明細書
- 4 平成29年度小笠原村実質収支に関する調書
- 5 平成29年度小笠原村財産に関する調書

平成２９年度決算特別委員会設置に関する動議

別紙の要綱（案）に基づき、平成２９年度決算特別委員会を設置されたい。

平成３０年９月１２日

提出者 小笠原村議会議員

清水 良一 

平成 2 9 年度決算特別委員会設置要綱（案）

- 1 名 称
平成 2 9 年度決算特別委員会
- 2 設置根拠
小笠原村議会委員会条例第 5 条
- 3 目 的
平成 2 9 年度小笠原村各会計歳入歳出決算について、その行政効果、財政構造等を大局的に見地から決算審査を行う。
- 4 委員の組織
委員は 5 名とし、委員長 1 名、副委員長 1 名を置く。

平成 2 9 年度決算特別委員会名簿

委 員 稲垣 勇

委 員 杉田一男

委 員 一木重夫

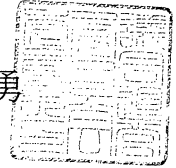
委 員 安藤重行

委 員 清水良一

平成30年8月30日

小笠原村議会議長
池田 望 様

議会運営委員会
委員長 稲垣 勇



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

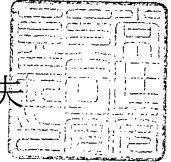
記

- 1 事 件 本会議の会期日程等議会の運営に関する事項

平成30年9月12日

小笠原村議会議長
池田 望 様

総務委員会
委員長 一木重夫



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記の所管事務について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

1 事 件 特定事件継続調査事項にかかる事件

特定事件継続調査事項表

総務委員会

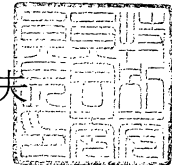
1 村政全般

総合計画について
財政について
社会福祉について
保健衛生について
環境衛生について
防災について
教育について
農林水産業について
商工観光業について
環境保全について
土木建築について
上下水道事業について
宅地造成事業について
その他

平成30年9月12日

小笠原村議会議長
池田 望 様

小笠原航空路開設推進特別委員会
委員長 一木重夫



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

1 事 件 小笠原航空路開設の推進について

平成30年9月12日

小笠原村議会議長
池田 望 様

硫黄島調査特別委員会
委員長 杉田一男



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

1 事 件 硫黄島についての総合的な調査・研究

平成29年度 決算特別委員会審査報告書

本委員会に付託された平成29年度各会計歳入歳出決算は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

平成30年9月21日

平成29年度決算特別委員会
委員長 清水良



小笠原村議会議長 池田望 様

1 件 名

認定番号	件 名	審査結果
1	平成29年度小笠原村一般会計歳入歳出決算	認 定
2	平成29年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算	認 定
3	平成29年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算	認 定
4	平成29年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算	認 定
5	平成29年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算	認 定
6	平成29年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算	認 定
7	平成29年度小笠原村下水道事業特別会計歳入歳出決算	認 定
8	平成29年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算	認 定
9	平成29年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	認 定

2 意 見

平成29年度決算は、村債の任意繰上償還が行われ、実質公債費比率は昨年度に引き続き下がっている。また、将来負担比率も良好な状態なので、各基金、各施策がそれぞれの目的に従って、引き続き適正かつ計画的に運用されたい。

なお、個別具体的に指摘・要望のあった次の点について、必要な見直しをされたい。

- 1 外来種問題の中で、ネズミについては父・母両島で深刻な被害が急増している。村を上げての対策をお願いします。
- 2 村所有の物品、車両等は、適正な管理をお願いしたい。特に硫黄島の重機について適切な管理、メンテナンスをお願いします。
- 3 重度心身障害者（児）等に対する福祉、教育、医療の面からの支援を図られたい。
- 4 当村は、人口がいまだに増加傾向にあり、世界自然遺産地域として属島の管理も増えており行政需要が増している。職員の定数増も含めた積極的な施策の検討をお願いします。

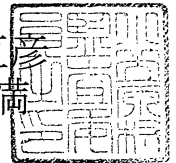
その他、本委員会での指摘事項、また監査委員の決算審査意見を踏まえて、なお一層効率的な行財政運営に努力されたい。

30 小笠原監第 6 号
平成30年7月4日

小笠原村議会
議長 池田 望 殿

小笠原村監査委員

稲垣 直彦
鯉江 満



例月出納検査結果について(報告)

地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査を別紙のとおり実施したので報告いたします。

例月出納検査結果報告書

1 検査日時 平成30年7月4日 (水)
午後3時00分から4時30分まで

2 検査会場 小笠原村議会議事堂

3 出席者 稲垣直彦 監査委員
鯉江 満 監査委員

補助者 大津 源 監査委員書記副参事、
萩原 佳代 監査委員書記

説明者 佐々木裕美 会計室会計管理者

4 検査対象 平成30年4月分
一般会計、国民健康保険特別会計、簡易水道事業特別会計、宅地造成事業特別会計、介護保険(保険事業勘定)特別会計、介護保険(サービス事業勘定)特別会計、下水道事業特別会計、浄化槽事業特別会計、以上の現金、預金、一時借入金等出納保管状況。
抽出科目： 一般会計・商工費商工費観光費工事請負費
資金前渡管理者： 総務課長(29年度)

5 検査手続 検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金、借入金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した。
なお、抽出科目のうち、歩行者用観光案内標識板取替工事については、詳細に書類審査を行い、内容・執行状況等を検査した。

7 検査結果 会計別現金出納簿、収支報告書兼預金明細書、歳入現金出納簿状況記載の計数と関係帳簿、証書類により計数審査を行い、検査対象月の指定金融機関の口座を照合した。その結果、各会計及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

8 その他 次回の検査日 平成30年7月20日 午後3時
小笠原村議会議事堂
検査対象 平成30年5月分



30 小笠原監第 8 号
平成30年7月20日

小笠原村議会
議長 池田 望 様

小笠原村監査委員

稲垣 直彦
鯉江 満



例月出納検査結果について(報告)

地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査を別紙のとおり実施したので報告いたします。

例月出納検査結果報告書

1 検査日時 平成30年7月20日 (金)
午後3時00分から4時00分まで

2 検査会場 小笠原村議会議事堂

3 出席者 稲垣直彦 監査委員
鯉江 満 監査委員

補助者 大津 源 監査委員書記副参事、

説明者 佐々木裕美 会計室会計管理者

4 検査対象 平成30年5月分

一般会計、国民健康保険特別会計、簡易水道事業特別会計、宅地造成事業特別会計、介護保険(保険事業勘定)特別会計、介護保険(サービス事業勘定)特別会計、下水道事業特別会計、浄化槽事業特別会計、以上の現金、預金、一時借入金等出納保管状況。

抽出科目: 一般会計・総務費維持管理費情報センター運営費工事請負契約
資金前渡管理者: 村民課長

5 検査手続 検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金、借入金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した。
なお、抽出科目のうち、父島FTTH網更新工事については、詳細に書類審査を行い、内容・執行状況等を検査した。

7 検査結果 会計別現金出納簿、収支報告書兼預金明細書、歳入現金出納簿状況記載の計数と関係帳簿、証書類により計数審査を行い、検査対象月の指定金融機関の口座を照合した。その結果、各会計及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

8 その他 次回の検査日 平成30年8月24日 午後3時
小笠原村議会議事堂
検査対象 平成30年6月分

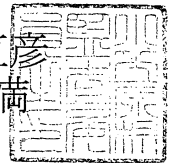


30 小笠原監第 13 号
平成30年8月24日

小笠原村議会
議長 池田 望 様

小笠原村監査委員

稲垣 直彦
鯉江 満



例月出納検査結果について(報告)

地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査を別紙のとおり実施したので報告いたします。

例月出納検査結果報告書

1 検査日時 平成30年8月24日 (金)
午後3時から4時まで

2 検査会場 小笠原村議会議事堂

3 出席者 稲垣直彦 監査委員
鯉江 満 監査委員

補助者 大津 源 監査委員書記副参事

説明者 佐々木裕美 会計室会計管理者

4 検査対象 平成30年6月分

一般会計、国民健康保険特別会計、簡易水道事業特別会計、宅地造成事業特別会計、介護保険(保険事業勘定)特別会計、介護保険(サービス事業勘定)特別会計、下水道事業特別会計、浄化槽事業特別会計、以上の現金、預金、一時借入金等出納保管状況。

抽出科目: 一般会計・衛生費清掃費塵芥処理費役務費、負担金補助及交付金
資金前渡管理者: 医療課長

5 検査手続 検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金、借入金の管理状況は適正かに主眼をおき、それぞれの関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した。
なお、抽出科目のうち、自動車等島外搬出補助金外2件については、詳細に書類審査を行い、内容・執行状況等を検査した。

6 検査結果 会計別現金出納簿、収支報告書兼預金明細書、歳入現金出納簿状況記載の計数と関係帳簿、証書類により計数審査を行い、検査対象月の指定金融機関の口座を照合した。その結果、各会計及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

7 その他 次回の検査日 平成30年9月19日 午後3時
小笠原村議会議事堂
検査対象 平成30年7月分

議 案 の 部

報告第 9 号

出資法人の経営状況について

平成 3 0 年 9 月 1 1 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

(提案理由)

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき、議会に報告する必要があるため。

出資法人等経営状況報告書

1 法人の概要

- (1) 名 称 小笠原ラム・リキュール（株）
- (2) 目 的 ラム酒、パッション・リキュール等の製造・販売により、地域産業の振興及び村の活性化を図るため。
- (3) 設立年月日 平成元年12月1日
- (4) 資本金 20,000,000円（うち小笠原村 18,500,000円 92.5%）
- (5) 役員 取締役 3名 監査役 1名 代表取締役 森 下 一 男
- (6) 事務所 東京都小笠原村父島字西町

2 平成29年度事業概要

平成29年度（第29期）の販売成績及び売上高は次のとおりです。

・販売成績

	大 瓶	前期比	小 瓶	前期比	大瓶+小瓶	前期比
ラム酒	2,078 本	△220 本 △9.6%	5,782 本	1,500 本 35.0%	7,860 本	1,280 本 19.5%
海底ラム 40度			292 本	△8 本 △2.7%	292 本	△8 本 △2.7%
海底ラム 25度			43 本	△214 本 △83.3%	43 本	△214 本 △83.3%
無人酒	315 本	△21 本 △6.3%	0 本	300 本 皆 増	315 本	279 本 775.0%
パッショ ン・リ キュール	1,233 本	△86 本 △6.5%	3,467 本	56 本 1.6%	4,700 本	△30 本 △0.6%
合 計	3,626 本	△327 本 △8.3%	9,584 本	1,634 本 20.6%	13,210 本	1,307 本 11.0%
ラム酒 量り売り	345 L	105 L 43.8%	輸出用 ラム酒	36 本	△30 本 △45.5%	

(注) 無人酒(小瓶)が販売本数0本であるのに前期比300本増となっていますが、これは26年度に母島観光協会へ販売した海底ラム25度を、28年度に海底から300本引き揚げ後、返品処理したため、28年度に△300本と処理したためです(無人酒として販売したので返品も無人酒として処理)。母島観光協会は酒販免許を持っていない為、沈める為のお酒を観光協会へ一度販売し、引き上げ後に返品してもらって当社が受託販売する形式をとっています。

29年度はラム酒小瓶292本が返品され、海底ラム酒40度として販売しています。

海底ラム25度は、28年度に返品(無人酒への返品として処理)された300本の残り43本が完売しました。

・売上高

	前 期	今 期	前期比（割合）
ラム酒	6,929,700 円	8,560,660 円	1,630,960 円 23.5%
海底ラム 40 度	8,800 円 (984,040 円)	942,840 円	934,040 円 10,614.1%
海底ラム 25 度	△139,320 円 (835,920 円)	140,400 円	279,720 円 200.8%
無人酒	452,100 円	415,350 円	△36,750 円 △8.1%
パッション・リキュール	4,579,180 円	4,774,120 円	194,940 円 4.3 %
2 本箱及び送料	176,958 円	200,539 円	23,581 円 13.3%
合 計	12,007,418 円 (13,957,898 円)	15,033,909 円	3,026,491 円 25.2%

(注)前期（28 年度）に販売した海底ラム酒は、26 年度に母島観光協会から代金をもらって 1 年間沈め、販売しました。販売代金はすべて母島観光協会の収入となったため、前期決算時に在庫として残っている海底ラム酒の金額が母島観光協会への未払金となり、当社の売上にはマイナスで計上されています。前期売上高で海底ラム酒の下段金額が実際に販売した金額になります。

今期販売した海底ラム 40 度は、H29.1 月～12 月に月 150 本ずつ海底に沈め、H30.1 月より海底より引き上げて販売しています。前期とは異なり、販売代金のうち一部が当社の収入になります。海底ラム 25 度は新たに海底熟成をおこなっていないため、マイナスとなっています。

* 販売数増加により、売上高は 3, 0 2 6, 4 9 1 円の増となりました。

3 平成29年度決算書

(1) 貸借対照表(平成30年3月31日現在)

(単位:円)

資本の部		負債及び資本の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	19,512,549	I 流動負債	970,069
1 現金・預金	4,817,853	1 未払金	864,930
2 売掛金	4,159,893	2 預り金	105,139
3 製品	851,420		
4 原材料	386,965	II 資本の部	19,076,828
5 半製品	5,443,533	1 資本金	20,000,000
6 貯蔵品	3,226,865	2 剰余金(欠損金)	△923,172
7 仮払金	626,020		
II 固定資産	534,348		
1 有形固定資産	280,134		
2 無形固定資産	254,214		
合計	20,046,897	合計	20,046,897

(2) 損益計算書(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 営業損益の部		III 税引前当期利益	4,428,265
1 売上高	15,033,909		
2 売上原価	7,711,311	IV 当期利益	4,428,265
3 期末製品棚卸高	851,420		
4 販売費及一般管理費	3,886,309	V 前期繰越損失	△5,351,437
5 営業利益	4,287,709		
II 営業外損益の部		VI 当期末処分損失	△923,172
1 営業外収益	498,116		
2 営業外費用	357,558		
3 経常利益	4,428,267		
4 特別損失	△2		

* この結果として、当期純利益は4,428,265円になりました。

(3) 剰余金計算書

前期繰越損失	△5,351,437円
当期利益	4,428,265円
当期末処理損失	△923,172円

* 前期繰越損失額に当期利益を加え、当期末処理損出額は△923,172円になりました。

(4) 損失処分計算書

次期繰越損失

△ 9 2 3, 1 7 2 円

4 平成 3 0 年度計画

(1) 事業計画

- ① 小笠原諸島返還 5 0 周年記念事業とのタイアップによる記念品の販売
樽により熟成させたラム酒を商品名「BONIN ISLANDS RUM GOLD」として、返還 5 0 周年記念品として村内限定販売します。
- ② 内地向け販売促進の強化
小笠原村が参加する「麻布十番納涼祭り」には試飲・販売を行ない、商品の宣伝に努めます。また、「島じまん」「アイランダー」といった当社が直接出店しなくても村や農協が商品を扱うイベントについてはそのサポートに努めます。
- ③ 小笠原の地酒としての村民の認知度向上及びイメージアップ
 - 村内イベント時（サマーフェスティバル・年末年始・その他来島団体の歓迎イベント等）での試飲を積極的に実施します。
 - 量り売りの売り込みを強化して村内飲食店に幅広く置いてもらい、村民が口にできる機会の増加を図ります。

(2) 予算

営業損益の部

営業収益

売上高	ラム酒	1 0, 0 0 0, 0 0 0 円・・・①
	パッション・リキュール	5, 0 0 0, 0 0 0 円・・・②
	計 ①+②	1 5, 0 0 0, 0 0 0 円・・・③

営業費用

売上原価	7, 8 0 0, 0 0 0 円・・・④
販売費及び一般管理費	4, 0 0 0, 0 0 0 円・・・⑤
計 ④+⑤	1 1, 8 0 0, 0 0 0 円・・・⑥

営業利益	③-⑥	3, 2 0 0, 0 0 0 円・・・⑦
------	-----	-----------------------

営業外損益の部

営業外収益	0 円・・・⑧
-------	---------

営業外費用	1 5 0, 0 0 0 円・・・⑨
-------	--------------------

営業外利益（損失）	⑧-⑨	△ 1 5 0, 0 0 0 円・・・⑩
-----------	-----	----------------------

経常利益（当期利益）	⑦+⑩	3, 0 5 0, 0 0 0 円・・・⑪
------------	-----	-----------------------

前期繰越利益（損失）	△ 9 2 3, 1 7 2 円・・・⑫
------------	----------------------

当期末未処分利益（損失）	⑪+⑫	2, 1 2 6, 8 2 8 円・・・⑬
--------------	-----	-----------------------

報告第10号

平成29年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

上記について監査委員の意見を付けて報告する。

平成30年9月11日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

(提案理由)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて、議会に報告する必要があるため。

平成２９年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率報告書

＜健全化判断比率＞

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.0)	— (20.0)	9.8 (25.0)	— (350.0)

※ 実質赤字比率と連結実質赤字比率については、一般会計等及び公営事業会計ともに赤字ではなかったため「－」としている。

※ 将来負担比率は、将来負担しなければならない実質的な負担額が、収入が見込める額よりも少ないために「－」としている。

※ 表中（ ）は早期健全化基準であり、基準を超えると財政健全化計画の策定を義務付けられる。

＜資金不足比率＞

特別会計の名称	資金不足比率（％）
簡易水道事業特別会計	—
浄化槽事業特別会計	—

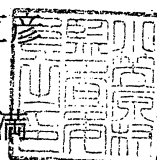


30 小笠原監第 17 号
平成 30 年 9 月 10 日

小笠原村長
森 下 一 男 様

小笠原村代表監査委員 稲垣直彦

小笠原村監査委員 鯉江 満



平成 29 年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率審査
について(意見書)

平成 30 年 8 月 13 日付 30 小笠原総第 961 号で審査に付された、平成 29 年度決算に係る小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率報告書について、別紙のとおり意見書を提出します。

平成 29 年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

平成 29 年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率(以下「健全化判断比率」という)及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

平成 30 年 8 月 22 日(水)から 24 日(金)まで

3 審査の要領

審査にあたっては、提出された健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の趣旨に沿って適正に作成されているかを確認し、更に、これらの書類の計数が正確に表示されているか、決算書の数値等と照合を行った。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記表の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

【健全化判断比率】

(単位: %)

区 分	平成 29 年度	平成 28 年度	早期健全化 基準	財 政 再 生 基準
実質赤字比率	—	—	15	20
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	20	30
実質公債費比率	9.8	10.5	25	35
将来負担比率	— ※	— ※	350	

※将来負担比率は、将来負担しなければならない実質的な負担額が、収入が見込める額よりも少なかったため、「—」となっている。

【資金不足比率】

(単位: %)

区 分	平成 29 年度	平成 28 年度	経営健全化 基準
簡易水道事業特別会計	—	—	20
浄化槽事業特別会計	—	—	20

(2) 個別意見

◇実質赤字比率について

平成 29 年度においては、実質赤字比率は発生していない。

◇連結実質赤字比率について

平成 29 年度においては、連結実質赤字比率は発生していない。

◇実質公債費比率について

平成 29 年度の実質公債費比率は、前年度より 0.7 ポイント下がり、9.8%と算出され、早期健全化基準(25%)、財政再生基準(35%)を下回っている。

◇将来負担比率について

平成 29 年度の将来負担比率は発生していない。

◇資金不足比率について

平成 29 年度の資金不足比率は、簡易水道事業特別会計及び浄化槽事業特別会計とも発生していない。

(3) その他

実質公債費比率が下がった要因は、平成 29 年度に村債の任意繰上償還が行われたことによる。今後は、父・母両島の児童福祉施設の整備、ごみ処理施設の整備、小笠原小中学校の整備も計画されていて、それに伴う新たな起債で、実質公債費比率が再度上昇傾向に転じないように、将来を見据えた健全な財政運営に努められたい。

議案第 37 号

小笠原村村税条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 30 年 9 月 11 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うため条例案を提出する。

小笠原村村税条例の一部を改正する条例（案）

第1条 小笠原村村税条例（昭和43年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

- ア 紙巻たばこ
- イ 葉巻たばこ
- ウ パイプたばこ
- エ 刻みたばこ
- オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第93条の次に次の1条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第98条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第94条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第92条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法
- (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改

正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるものの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第94条に次の4項を加える。

- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第95条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第96条第3項中「第92条」を「第92条の2」に改める。

第98条中「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

(小笠原村村税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 小笠原村村税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項中「新条例」を「小笠原村村税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第92条第1項」を「小笠原村村税条例第92条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(村たばこ税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、規定の施行の日前に課した又は課すべきであった村たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る村たばこ税)

第3条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第8条第1項及び第10条第1項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（村税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第17号）附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の村税条例（第4項及び第5項において「30年新条例」という。）第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。附則第8条第1項及び第10条第1項において「所得税法等改正法」という。以下同じ。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造

たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該村たばこ税の税率は、1, 000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号。附則第8条第2項及び第10条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに村長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により村たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	村税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第3条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第3条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第	平成30年改正条例附則第3条第3項の納期限

	1 項の申告書でその提出期限	
第 9 8 条第 4 項	施行規則第 3 4 号の 2 様式又は第 3 4 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 3 0 年総務省令第 2 4 号）別記第 2 様式
第 9 8 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 3 条第 3 項
第 1 0 0 条の 2 第 1 項	第 9 8 条第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 3 条第 2 項
	当該各項	同項
第 1 0 1 条第 2 項	第 9 8 条第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 3 条第 3 項

- 5 3 0 年新条例第 9 9 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、村の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 1 6 条の 2 の 5 又は第 1 6 条の 4 の規定により、それぞれ施行規則第 3 4 号の 2 様式若しくは第 3 4 号の 2 の 2 様式又は第 3 4 号の 2 の 6 様式による申告書に添付すべき施行規則第 1 6 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第 1 項の規定により村たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足る書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならない。

（手持品課税に係る村たばこ税に関する経過措置）

- 第 4 条 平成 3 0 年 1 0 月 1 日から平成 3 1 年 9 月 3 0 日までの間における前条第 4 項の規定の適用については、同項の表第 1 9 条第 3 号の項中「第 8 1 条の 6 第 1 項の申告書、第 9 8 条第 1 項」とあるのは、「第 9 8 条第 1 項」とする。

議案第 38 号

平成 30 年度小笠原村一般会計補正予算（第 3 号）（案）

上記の議案を提出する。

平成 30 年 9 月 11 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平 成 3 0 年 度 小 笠 原 村

一 般 会 計 補 正 予 算

(第 3 号)

(別紙)

平成30年度小笠原村
一般会計補正予算
予算総則

平成30年度小笠原村一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 186,117 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,424,635 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定による地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年9月11日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
10. 地 方 特 例 交 付 金		559	450	1,009
	1. 地 方 特 例 交 付 金	559	450	1,009
11. 地 方 交 付 税		1,448,525	6,066	1,454,591
	1. 地 方 交 付 税	1,448,525	6,066	1,454,591
14. 使 用 料 及 手 数 料		286,004	23	286,027
	1. 使 用 料	267,884	23	267,907
16. 都 支 出 金		910,122	67	910,189
	3. 都 委 託 金	48,700	67	48,767
19. 繰 入 金		134,035	104,295	238,330
	1. 特 別 会 計 繰 入 金	6	578	584
	2. 基 金 繰 入 金	134,029	103,717	237,746
20. 繰 越 金		31,096	84,602	115,698
	1. 繰 越 金	31,096	84,602	115,698
21. 諸 収 入		66,893	△6,786	60,107
	6. 雑 入	53,333	△6,786	46,547
22. 村 債		396,300	△2,600	393,700
	1. 村 債	396,300	△2,600	393,700
歳 入 合 計		4,238,518	186,117	4,424,635

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
02. 総 務 費		1,506,988	△23,569	1,483,419
	01. 総 務 管 理 費	1,444,720	△23,533	1,421,187
	03. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	38,780	1,047	39,827
	04. 選 挙 費	1,415	△1,169	246
	05. 統 計 調 査 費	1,761	86	1,847
03. 民 生 費		662,648	4,472	667,120
	01. 社 会 福 祉 費	442,432	4,472	446,904
04. 衛 生 費		1,042,489	109,753	1,152,242
	02. 清 掃 費	316,304	0	316,304
	03. 上 水 道 費	101,671	109,753	211,424
05. 農 林 水 産 業 費		85,005	719	85,724
	01. 農 業 費	27,943	373	28,316
	02. 水 産 業 費	57,062	346	57,408
06. 商 工 費		127,416	1,689	129,105
	01. 商 工 費	127,416	1,689	129,105
07. 土 木 費		138,808	150	138,958
	04. 都 市 計 画 費	3,803	150	3,953
08. 消 防 費		12,165	1,573	13,738
	01. 消 防 費	12,165	1,573	13,738
09. 教 育 費		234,337	6,150	240,487
	02. 小 学 校 費	77,800	1,351	79,151
	03. 中 学 校 費	60,629	601	61,230
	05. 保 健 体 育 費	18,807	4,198	23,005
12. 諸 支 出 金		65,339	85,180	150,519
	01. 基 金 費	63,355	85,180	148,535

第2表 地方債補正

起債の目的		補正前				補正後			
		限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1	臨時財政対策債	千円		年4%以内		千円		年4%以内	
		83,400	証書借入	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による	80,800	証書借入	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による

議案第 39 号

平成 30 年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
（案）

上記の議案を提出する。

平成 30 年 9 月 11 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成 3 0 年 度 小 笠 原 村

国民健康保険特別会計補正予算

(第 1 号)

(別紙)

平成 30 年度 小笠原村
国民健康保険特別会計補正予算
予 算 総 則

平成 30 年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 5,694 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 155,596 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 9 月 11 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
8. 繰 入 金		44,108	4,584	48,692
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	44,108	4,584	48,692
9. 繰 越 金		2	1,110	1,112
	1. 繰 越 金	2	1,110	1,112
歳 入 合 計		149,902	5,694	155,596

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
08. 諸 支 出 金		304	5,694	5,998
	01. 償 還 金 及 還 付 金	303	5,138	5,441
	02. 繰 出 金	1	556	557
歳 出 合 計		149,902	5,694	155,596

議案第 4 0 号

平成 3 0 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
（案）

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 9 月 1 1 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成 3 0 年 度 小 笠 原 村

簡易水道事業特別会計補正予算

(第 2 号)

(別紙)

平成 30 年度 小笠原村
簡易水道事業特別会計補正予算
予 算 総 則

平成 30 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 114,759 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 873,813 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

平成 30 年 9 月 11 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
6. 繰 入 金		105,601	112,939	218,540
	1. 繰 入 金	105,601	112,939	218,540
7. 繰 越 金		1	1,820	1,821
	1. 繰 越 金	1	1,820	1,821
歳 入 合 計		759,054	114,759	873,813

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
01. 総 務 費		154,320	112,939	267,259
	01. 総 務 管 理 費	154,320	112,939	267,259
04. 諸 支 出 金		6	1,820	1,826
	01. 基 金 費	6	1,820	1,826
歳 出 合 計		759,054	114,759	873,813

第2表 継 続 費 補 正

変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
2. 建設改良費	1.建設改良費	第2原水調整池築造	千円		千円	千円		千円
			534,002	平成29年度	0	634,002	平成29年度	0
				平成30年度	279,682		平成30年度	332,057
				平成31年度	254,320		平成31年度	301,945

議案第 4 1 号

平成 3 0 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算
（第 1 号）（案）

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 9 月 1 1 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成 3 0 年 度 小 笠 原 村

介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算

(第 1 号)

(別紙)

平成 30 年度 小笠原村
介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算
予 算 総 則

平成 30 年度小笠原村介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算(第 1 号)
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 5,397 千円 を追加し、歳入歳出予算の
総額をそれぞれ 73,010 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳
出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 9 月 11 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
3. 国 庫 支 出 金		11,868	828	12,696
	1. 国 庫 負 担 金	9,218	828	10,046
5. 都 支 出 金		8,685	55	8,740
	1. 都 負 担 金	7,359	55	7,414
8. 繰 入 金		20,988	△112	20,876
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	18,003	△112	17,891
9. 繰 越 金		100	4,626	4,726
	1. 繰 越 金	100	4,626	4,726
歳 入 合 計		67,613	5,397	73,010

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
05. 基 金 積 立 金		15	4,626	4,641
	01. 基 金 積 立 金	15	4,626	4,641
06. 諸 支 出 金		105	771	876
	01. 償 還 金 及 還 付 金	103	771	874
歳 出 合 計		67,613	5,397	73,010

議案第 4 2 号

平成 3 0 年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 9 月 1 1 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成 3 0 年 度 小 笠 原 村

下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算

(第 1 号)

(別紙)

平成 30 年度 小笠原村
下水道事業特別会計補正予算
予 算 総 則

平成 30 年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ 2,424 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 277,743 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定による地方債の補正は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 30 年 9 月 11 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3. 国庫支出金		73,210	△1,223	71,987
	1. 国庫補助金	73,210	△1,223	71,987
6. 繰入金		89,119	△123	88,996
	1. 繰入金	89,119	△123	88,996
7. 繰越金		1	22	23
	1. 繰越金	1	22	23
9. 村債		65,800	△1,100	64,700
	1. 村債	65,800	△1,100	64,700
歳入合計		280,167	△2,424	277,743

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
02. 建 設 改 良 費		146,420	△2,446	143,974
	01. 建 設 改 良 費	146,420	△2,446	143,974
05. 諸 支 出 金		1	22	23
	01. 繰 出 金	1	22	23
歳 出 合 計		280,167	△2,424	277,743

第2表 地 方 債 補 正

起 債 の 目 的		補 正 前				補 正 後			
		限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
1	地域し尿処理施設整備債	千円		年4%以内		千円		年4%以内	
		65,800	証書借入	(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による	64,700	証書借入	(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による

議案第 4 3 号

平成 3 0 年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 9 月 1 1 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成 3 0 年 度 小 笠 原 村

浄化槽事業特別会計補正予算

(第 1 号)

(別紙)

平成 30 年度 小笠原村
浄化槽事業特別会計補正予算
予 算 総 則

平成 30 年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2,446 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 25,705 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定による地方債の補正は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 30 年 9 月 11 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
3. 国 庫 支 出 金		3,643	1,223	4,866
	1. 国 庫 補 助 金	3,643	1,223	4,866
5. 繰 入 金		11,430	123	11,553
	1. 繰 入 金	11,430	123	11,553
8. 村 債		3,200	1,100	4,300
	1. 村 債	3,200	1,100	4,300
歳 入 合 計		23,259	2,446	25,705

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
02. 建 設 改 良 費		8,204	2,446	10,650
	01. 建 設 改 良 費	8,204	2,446	10,650
歳 出 合 計		23,259	2,446	25,705

第2表 地 方 債 補 正

起 債 の 目 的		補 正 前				補 正 後			
		限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
1	浄化槽整備債	千円		年4%以内		千円		年4%以内	
		3,200	証書借入	(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による	4,300	証書借入	(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による

議案第 4 4 号

財産の取得（生ごみ処理槽）について（案）

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 9 月 1 1 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 5 4 年条例第 2 4 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決に付す必要があるため。

財産の取得（生ごみ処理槽）について（案）

記

- | | | | |
|---|-------|------------------------|-----|
| 1 | 取得の目的 | 既存備品の更新のため | |
| 2 | 取得財産 | 生ごみ処理槽 | 8 槽 |
| 3 | 契約の方法 | 随意契約 | |
| 4 | 購入金額 | 14,299,200 円 | |
| 5 | 契約の相手 | 株式会社ヨロズヤ
代表取締役 大野 研 | |

契 約 資 料

1. 件 名 財産の取得（生ごみ処理槽）について
2. 納 入 場 所 東京都小笠原村（母島字評議平）
3. 納 入 期 限 平成31年3月15日
4. 納 入 品 目 生ごみ処理槽 8槽
5. 契約の相手 株式会社ヨロズヤ 代表取締役 大野 研
6. 契 約 金 額 14,299,200 円
7. 随意契約の理由

当該処理槽は、動力等を使用せずに土壌菌と発酵促進剤で生ごみを自然還元させる方式の生ごみ処理槽である。

同方式を使用した生ごみ処理槽は、国内では当該業者が開発し、製造・販売する本製品のみである。

以上の理由から、株式会社ヨロズヤと随意契約を締結する。

認定第 1 号

平成 29 年度小笠原村一般会計歳入歳出決算の認定について

上記について認定されたい。

平成 30 年 9 月 11 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

認定第 2 号

平成 29 年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

上記について認定されたい。

平成 30 年 9 月 11 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

認定第 3 号

平成 29 年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

上記について認定されたい。

平成 30 年 9 月 11 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

認定第4号

平成29年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

上記について認定されたい。

平成30年9月11日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

認定第5号

平成29年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について

上記について認定されたい。

平成30年9月11日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

認定第6号

平成29年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について

上記について認定されたい。

平成30年9月11日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

認定第 7 号

平成 29 年度小笠原村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

上記について認定されたい。

平成 30 年 9 月 11 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

認定第 8 号

平成 29 年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について

上記について認定されたい。

平成 30 年 9 月 11 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

認定第 9 号

平成 29 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

上記について認定されたい。

平成 30 年 9 月 11 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

同意第 4 号

小笠原村教育委員会教育長の任命の同意について

上記について同意されたい。

平成 30 年 9 月 11 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 4 条第 1 項の規定に基づき、小笠原村教育委員会教育長の任命につき、議会の同意を得る必要があるため。

小笠原村教育委員会教育長の任命の同意について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、
下記のとおり任命する。

記

氏 名	松 本 隆
住 所	東京都小笠原村父島字西町 西町職住201
生年月日	昭和24年12月2日
略 歴	昭和48年4月 東京都公立学校教諭 平成13年4月 都立忠生高等学校校長 平成17年4月 都立狛江高等学校校長 平成19年4月 都立小笠原高等学校校長 平成22年3月 定年退職 平成27年9月 小笠原村教育委員会教育長

平成30年9月12日

議員の派遣について（案）

次のとおり議員を派遣する。

1 御蔵島村行政視察、50周年イベント参加、関係行政機関との情報・意見交換等

- （1）派遣目的 御蔵島村への表敬訪問及び小離島における現状、課題等の把握等、行政関係部署等と村政諸課題の解決に向けた情報・意見交換等
- （2）派遣場所 御蔵島村、国・都関係部署
- （3）派遣期間 平成30年9月25日（火）～10月6日（土）
（9月26日～28日：御蔵島村、9月29日：Bonin Bon-Odori Festa、
10月1日：東京都総務局行政部、10月2日：厚生労働省社会・援護局
10月3日：国土交通省特定離島港湾事務所、環境省関東地方環境事務所、
防衛省北関東防衛局、その他の日程：その他情報・意見交換等）
- （4）派遣議員 池田望、杉田一男、稲垣勇、鯉江満、一木重夫、安藤重行、清水良一

2 平成30年度町村議会広報研修会出席

- （1）派遣目的 議会だより編集委員の資質向上のため
- （2）派遣場所 シェーンバッハ・サボー
- （3）派遣期間 平成30年10月10日
- （4）派遣議員 安藤重行

3 環境省への要望活動

- （1）派遣目的 世界自然遺産地域を有する町村議会合同による環境省への要望活動のため
- （2）派遣場所 環境省
- （3）派遣期間 平成30年11月17日（土）～28日（水）
（11月21日：環境省）
- （4）派遣議員 池田望、一木重夫

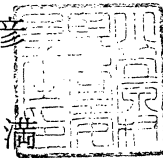


30 小笠原監第 16 号
平成 30 年 9 月 10 日

小笠原村長
森 下 一 男 様

小笠原村代表監査委員 稲垣直彦

小 笠 原 村 監 査 委 員 鯉江 満



平成 29 年度小笠原村各会計歳入歳出決算審査について（意見書）

平成 30 年 8 月 13 日付 30 小笠原総第 961 号で審査に付された、平成 29 年度
小笠原村各会計歳入歳出決算について、別紙のとおり意見書を提出します。

平成 29 年度小笠原村各会計歳入歳出決算審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 平成 29 年度小笠原村一般会計歳入歳出決算
- (2) 平成 29 年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 平成 29 年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- (4) 平成 29 年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
- (5) 平成 29 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算
- (6) 平成 29 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算
- (7) 平成 29 年度小笠原村下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (8) 平成 29 年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算
- (9) 平成 29 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (10) 平成 29 年度小笠原村実質収支に関する調書
- (11) 平成 29 年度小笠原村財産に関する調書

2 審査の期間

平成 30 年 8 月 22 日(水)から 24 日(金)まで

3 審査の手続き

審査にあたっては、村長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、更に予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認めるその他の審査手続きを実施した。

第 2 審査の結果

審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算係数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りが認められなかった。

なお、下記指摘事項を踏まえ、今後の財政運営により一層努力されたい。

1 全般的な指摘事項

平成 29 年度の決算は、前年度と比べて歳入決算額は約 9 億 4,271 万円(15.6%)の増加、歳出決算額は約 10 億 1,782 万円(17.6%)の増加で、歳入歳出ともに前年度を大きく上回る決算となった。また、実質収支は約 7,511 万円(29.1%)の減少となった。

平成 29 年度の実質公債費比率は、平成 29 年度において約 3 億円の村債の任意繰上償還を行った結果、前年度からさらに 0.7 ポイント低下し 9.8%になった。

一般会計においては、歳入決算額は前年度と比べて約 5 億 3,914 万円(12.3%)の増加、歳出決算額は約 5 億 4,882 万円(13.0%)の増加となり、歳入歳出とも前年度より上回った。決算規模が上回ったのは、任意繰上償還及び各施設の更新、改修、維持補修等事業費の増加に加え、補助事業費の増加が主な要因となった。

一般会計の歳入のうち村税は、村たばこ税が前年度より減少したものの、個人住民税、固定資産税、法人住民税及び軽自動車税が増加したことなどにより、前年度比約 2,893 万円(6.2%)の増加となった。村税の徴収率は、非常に高い水準で推移しており、努力の成果が伺える。引続きこの徴収実績を維持されたい。

使用料及び手数料については、建設発生土処理手数料及び診療所収入の増加等により前年度比約 1,752 万円(6.5%)の増加となった。

一般会計の歳出については、公債費が任意繰上償還による大幅増により前年度比約 2 億 6,874 万円(58.3%)の増加、総務費が父島 FTTH 網更新工事、50 周年実行委員会補助の増加などにより約 2 億 3,841 万円(21.8%)の増加、衛生費が特別会計への繰出金及び診療所運営費の増加などにより約 1 億 4,922 万円(16.3%)の増加となった。

歳出のうち人件費については、全体で前年度比約 449 万円(0.5%)の減少となった。なお、人件費における経常収支比率は、前年度から 0.4 ポイント低下し 33.1%となった。この比率が 40%を超えると財政運営が厳しくなるので引き続き留意されたい。

今後、父・母両島の児童福祉施設の整備、ごみ処理施設の整備、小中学校の整備が予定されていて、多額の借入れが想定されるため、引き続き、将来に過大な負担を残さないよう、慎重かつ計画的な財政運営に努められたい。

2 補助金交付（財政援助）団体について

補助金交付関係事務については、27 団体、34 補助事業について審査を行った。人件費補助団体に対する指導検査は、指導検査要領に基づき、適正に実施されていた。

なお、補助金の中には、支出の適切さに疑義があるものがあったため、透明性

を確保し、随時見直しを図られたい。また、庁内の稟議書類には、昨年から若干の改善は認められるものの引き続き多くの不備が認められたため、早急に改善に努められたい。

各補助金については、今後とも必要性の検証、民間との役割分担、費用対効果、支出の正当性、補助率の適正化について十分に精査をされたい。

3 抽出事業について

平成 29 年度に実施された事業のうち、主要な 25 件を抽出し審査を行った。それらの事業については、執行、支出等について、概ね適正に実施されていた。

ただし、昨年と同様、工程表の未添付や工事写真の日付漏れなど書類の不備が多く認められた。契約書の記載事項は、各担当者がよく確認し、添付書類や日付けの整合性等不備などないよう留意されたい。

審査時に個々に指摘した部分はそれぞれ改善されたい。

4 総括的財政状況

平成 29 年度決算状況（決算カード）を参照のこと。

一 般 質 問 一 覧 表

一 般 質 問 一 覧 表

氏 名	質 問 項 目
清 水 良 一 議 員	1 カーボンマネジメント事業の進捗およびエネルギービジョン達成のための今年度来年度の実行計画について 2 各ビーチにおける救急救命の現状と津波等の告知状況について 3 小笠原村における子育て教育のビジョンについて
鯨 江 満 議 員	1 小笠原の安全安心について
一 木 重 夫 議 員	1 ワシントン条約の規制強化から宝石サンゴ漁業を守ることに 2 航空路について
安 藤 重 行 議 員	1 防災計画・津波避難計画に伴う諸課題について 2 国民健康保険の改正後の対応について
稲 垣 勇 議 員	1 新ゆり丸の動向について

小笠原村議会会議録

平成30年 第3回定例会

平成30年11月発行

編集・発行 小笠原村議会事務局

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町
電話(04998)2-3118

印刷 株式会社 会議録研究所

電話(03)3267-6051(代表)